

平成27年 第6回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成27年12月10日 開会

平成27年12月11日 閉会

横 瀬 町 議 会

平成 27 年 横 瀬 町 議 会 会 議 録
第 6 回 定 例 会

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

12月10日(木) ○開 会 5
○開 議 5
○町長あいさつ 5
○議事日程の報告 6
○会議録署名議員の指名 6
○会期の決定 7
○諸般の報告 7
○一般質問 12
 1 番 向 井 芳 文 議 員 13
 8 番 大 野 伸 恵 議 員 16
 2 番 黒 澤 克 久 議 員 29
 3 番 阿 左 美 健 司 議 員 37
 5 番 浅 見 裕 彦 議 員 45
 4 番 宮 原 み さ 子 議 員 54
 12 番 若 林 清 平 議 員 58
○散 会 64



12月11日(金) ○開 議 68
○議事日程の報告 68
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決 68
 ・議案第66号 横瀬町個人番号の利用に関する条例
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決 71
 ・議案第67号 横瀬町行政不服審査会条例
○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決 73
 ・議案第68号 横瀬町コミュニティバス条例
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決 82
 ・議案第69号 横瀬町職員の配偶者同行休業に関する条例

○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
・議案第70号 横瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例	
○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
・議案第71号 横瀬町行政組織条例の一部を改正する条例	
○議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
・議案第72号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
・議案第73号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
・議案第74号 横瀬町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
・議案第75号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例	
○議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
・議案第76号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
・議案第77号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
・議案第78号 平成27年度横瀬町一般会計補正予算(第3号)	
○答弁の訂正	114
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
・議案第79号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
・議案第80号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
○議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
・議案第81号 平成27年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第2号)	
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
・議案第82号 平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算(第2号)	
○議案第83号～議案第86号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	120

・議案第83号	横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について	
・議案第84号	横瀬町観光案内所指定管理者の指定について	
・議案第85号	横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について	
・議案第86号	横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定 について	
○議案第87号の上程、説明、質疑、採決	……………	126
・議案第87号	横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○閉会中の継続審査の申し出	……………	127
○閉 会	……………	127

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第72号

平成27年第6回横瀬町議会定例会を、平成27年12月10日横瀬町役場に招集する。

平成27年12月2日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

平成27年第6回横瀬町議会定例会 第1日

平成27年12月10日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

1 番 向 井 芳 文 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

5 番 浅 見 裕 彦 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

12 番 若 林 清 平 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち経営課長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いきいき町民課長	大場紀彦	健康づくり課長
高野直政	振興課長	町田多	建設課長
町田文利	上下水道課長	横田稔	出納室長兼会計管理者
小泉明彦	保育所長兼児童館長	富田等	教育次長
赤岩利行	教育担当課長	加藤元弘	代表監査委員

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	大野拓也	書記
-----	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

平成27年第6回横瀬町議会定例会の招集に当たりまして、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○小泉初男議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆さん、おはようございます。

今日は、横瀬町議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

月日が流れるのは早いもので、平成27年もあっという間に師走になり、何かと慌ただしさが感じられるようになってまいりました。私も1月の町長就任以来この1年、フルパワーで走ってまいりましたが、議会を初め町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら順調に町政を運営してこれたと考えております。現在、人口減少問題の克服に向けた具体的な施策をまとめた総合戦略を策定しております。人口減少に正面から向き合い、横瀬町の未来のため人口減少に耐え得る持続可能なまちづくりに取り組み、未来の横瀬町を日本一の町にしていくことを改めて決意しているところでございます。

さて、振り返ればことしもさまざまな出来事がありました。中でも記憶に新しいところでは、11月13日にフランス、パリでの同時多発テロにより130名もの犠牲者が出るという大惨事が発生いたしました。ちなみにイラクでは2014年の1年間で約1万人がテロの犠牲になっています。近年、テロの犠牲者は世界中で増加傾向にあります。この世の中にはたくさんの正義があります。正義の種類は1種類ではありません。自分の正義が必ずしも他人の正義と一致しないこと、自分の正義が絶対ではないこと、これを自覚して他人の正義を尊重するということは、とても大切なことだと思っておりますが、罪のない命を道連れにするテロリストの正義は、全くもって許されるものではありません。テロは絶対に許すことのできない卑劣な行為です。テロの犠牲になった方々のご冥福とテロの根絶をただただ願うのみでございます。

昨年は、また一昨年に続き自然災害関連のニュースが目立つ年でありました。5月には鹿児島県屋久島の口永良部島新岳の噴火、6月は箱根山の火口で小規模な噴火が確認され、9月には関東・東北豪雨により各地に甚大な被害をもたらすなど、ことしも住民の避難を余儀なくされる自然災害が発生いたしました。災害は忘れたころにやってくるといいます。幸い当町では、今年度大きな災害被害はありませんでしたが、災害の備えは万全にしておきたいと気持ちを引き締めているところでございます。

なお、当町では、9月の豪雨で多くの避難者が発生した茨城県常総市に必要とされる飲料水を持参し、有効活用をしていただきました。

当町においては、10月、11月にうれしい表彰が2つありました。まず、10月19日に3年連続で個人住民税の確保で優秀な成果を上げたことにより、県知事から納税率部門の表彰を受けました。納税に対する町民のご理解、ご協力のおかげでありまして、職員の地道な取り組みの成果であるとも考えております。引き続きさらなる納税率の向上に努めてまいりたいと思います。

また、11月14日には、横瀬町茶業組合が埼玉農業大賞を受賞しました。これは、秩父地域の茶葉の加工受託、紅茶製造による経営向上、新たな担い手育成の取り組みが大きく評価されたものです。横瀬町の農業振興に大きな弾みとなりました。

来年1月には、芦ヶ久保の氷柱がオープンいたします。昨年度は4万6,000人以上の多くの来場者でにぎわいました。今年度は、ライトアップの日をふやすとともに、イベント開催等によるさらなる来場者の増加を期待しております。

最後に、本定例会にご提案申し上げた議案でございますが、条例の制定5件、条例の一部改正6件、補正予算5件、指定管理者の指定4件、人事1件でございます。

ご審議を賜りまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

6番 新井 鼓次郎 議員

7番 内藤 純夫 議員

8番 大野 伸 恵 議員

以上の3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、12番、若林清平議員。

〔若林清平議会運営委員長登壇〕

○若林清平議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、12月2日午後2時より、301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局長、書記でございます。会議録署名委員に宮原みさ子委員、浅見裕彦委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より、本定例会の議案等の提示を受けて、日程及び会期について審議いたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は12月10日から12月11日までの2日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日10日、11日の2日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○小泉初男議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、9月定例会以降に受理いたしました陳情につきましては、お手元に陳情等文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、9月定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましてはお手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成27年9月から11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに平成27年度定例監査等の結果報告が提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、例月出納検査並びに定例監査等の監査の結果についてご説明を申し上げます。

お手元に結果報告書類の写しが配付されていると思いますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

初めに、例月出納検査の結果報告から説明させていただきます。内容につきましては、平成27年9月24日、10月19日並びに11月20日に地方自治法第235条の2第3項の規定により報告されたものでございます。監査の対象といたしまして、平成27年度一般会計歳入歳出現金出納状況並びに特別会計にかかわる歳入歳出現金出納状況並びに水道事業会計歳入歳出現金出納状況でございます。検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者並びに企業会計出納員より、現金の出納状況を知るに必要な調書の提出をさせ、別に関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求めて、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合し正確に処理されており、係数上の誤りは認められませんでした。また、簡易な指摘事項につきましては、検査の過程において触れさせていただきましたので、省略させていただきます。その他、特に指摘事項はございません。

なお、平成27年10月31日現在の水道事業会計を除く一般会計等にかかわる現金預金残高は3億1,715万6,551円であり、水道事業会計は1億7,973万9,169円であることを確認いたしました。

なお、10月19日の検査におきまして、上下水道課の棚卸しをあわせて実施されたことを申し上げます。例月出納検査については、以上でございます。

次に、定例監査等の結果についてご説明申し上げます。内容につきましては、平成27年11月25日に地方自治法第199条第4項、同条第3項及び第7項の規定により報告したものでございます。本年度の定例監査等は、本庁内の各課及び芦ヶ久保出張所、横瀬児童館、横瀬小学校を対象に、10月26日、30日の2日間で実施いたしました。

検査対象は、あらかじめ指定した事項を除き、平成27年4月から平成27年9月末日までの各箇所財務に関する事務の執行及び経営に関する事項の管理及び財政支援団体の事務の執行等でございます。

監査の概要でございますが、各箇所における財務に関する事務の執行及び経営に関する事業に関して共通事項及び個別事項について、事業別に指定し、監査を実施いたしました。共通事項につきましては、所定様式により総括表の提出及び関係書類の提出を、個別事項につきましては、関係書類の提出を求め、各所長、課長の説明の後、これらについて質疑応答を実施いたしました。

財政的支援団体監査につきましては、横瀬町シルバー人材センターを対象に監査実施したところでございます。

監査の結果について申し上げます。なお、詳細は結果報告書をごらんいただきますようお願い申し上げます。ここでは要旨のみを申し上げます。

本定例監査を実施したところ、各所長、課長、支所における財政上に関する事務の執行及び経営に関する事務の管理につきましては、おおむね適正に処理されており、特に問題はないと認めました。財政的支援団体の横瀬町シルバー人材センターについては、監査に付された関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されており、誤りのないことを認めました。

なお、本定例監査等の結果につきましては、地方自治法199条第9号の規定に基づき、平成27年11月26日に横瀬町役場掲示板において告示し、これを公表いたしましたところを申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小泉初男議長 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告の説明を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長、8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 議長よりご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、平成27年10月23日午前10時より、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、執行部2名、事務局2名でございます。会議録署名委員には、宮原みさ子委員、黒澤克久委員をお願いしました。

審査事件等ですが、(1)、所管事務調査といたしまして、横瀬町の防災対策について、(2)、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、(1)、所管事務調査でございますが、横瀬町の防災対策について、平成25年3月作成の横瀬町地域防災計画をもとに、特に水害、職員の初動態勢について説明を受けました。基本原則としては、土砂災害等については、熊谷地方気象台と県の協議により共同発表される土砂災害警戒情報を前提条件として、町内の状況を総合的に判断しているとのことでした。

また、職員体制につきましても、総合的に判断しているということです。現在、報道が早目になっているので、こちらの対応の難しさを感じているなどのお話がありました。

また、この計画書についても現状に沿うよう常に直しながら作成をしていきたいという説明を受けました。災害を未然に防ぐという水面下での苦勞をいただいていると感じました。まとめといたしまして、当委員会としては、上記説明を受けたということでもまとめといたしました。

(2)、その他でございますが、その他はありませんでした。

続きまして、平成27年11月27日に開催された委員会について報告いたします。午後2時より横瀬町役場301会議室で行いました。出席者、委員6名、議長、執行部12名、事務局2名でございます。会議録署名委員といたしまして、浅見裕彦委員、若林清平委員をお願いいたしました。

審査事件等でございます。(1)、所管事務調査といたしまして、学校給食の現状と他町村の比較について審議いたしました。(2)、教育委員会報告、(3)、その他でございます。

審査結果、まとめといたしまして、所管事務調査、学校給食の現状と他町村の比較についてでございますが、1番から6番まで、1番、給食調理場施設等について、2番、平成27年度配食数について、3番、給食調理場予算について、4、給食費について、5、給食民間委託の経過について、6、他町村との比較についてでございますが、それぞれ1番は、平成22年3月新設ドライ方式1日1,000食、2番につきましては、22年度当初は890人ですが、ことしの7月は781人を実施しているということでした。3番につきましては、給食費は全て食材費、その他運営費約4,600万円が町の負担となっております。給食費については、平成26年10月に300円値上げして、それぞれ3,800円、4,400円という現状で実施しております。

給食の民間委託の経過でございますが、職員適正化計画による職員減のため、正職員を確保できないという状況のため委託を計画し、実施されたそうです。

他町村との比較ですが、秩父郡市内の給食調理場と給食費について比較検討いたしました。

以上について説明を受けましたが、当委員会としては、まとめとして、上記説明を受けたということでまとめといたしました。

次に、(2)、教育委員会報告でございますが、1、校長会等、2、全国学力調査、3、小中学校児童生徒数の現状、4、教育委員会の主な行事について説明を受けました。

2番の学力調査ですが、国、県より低い数値となっているという報告を受けました。また、教育委員会報告については、報告書を添付してありますので、参考にしていただければと思います。

以上について説明を受けまして、当委員会としては、上記説明を受けたということでまとめといたしました。

(3)、その他について、執行部から12月定例会提出議案の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら説明を聞きおくことといたしました。

会議終了後、給食センターの視察を行いました。対応者は、教育長、教育次長、教育担当課長、教育センター所長と学校栄養士さんにご足労いただきました。

以上で報告を終わります。

○小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長、9番、若林想一郎議員。

〔若林想一郎産業建設常任委員会委員長登壇〕

○若林想一郎産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された審査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、平成27年11月27日金曜日午前10時から。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、執行部5名、事務局2名。

審査事件等でございます。1、所管事務調査。(1)、下水道事業及び浄化槽設置管理事業の進捗状況について。(2)、その他。

執行部を代表して富田町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を阿左美健司委員、新井鼓次郎委員の両名をお願いいたしました。

審査結果・まとめでございます。1、所管事務調査。(1)、下水道事業及び浄化槽設置管理事業の進捗状況について、上下水道課長より資料に基づき説明を受けました。①、下水道事業の推移、今年度工事の概要及び今後の予定等について。②、浄化槽設置管理事業の概要及び進捗状況等について説明を受け、質疑応答を行いました。

まとめとしまして、当委員会としては、下水道事業及び浄化槽設置管理事業の進捗状況について、説明を受けたということでまとめといたしました。

2、その他について。執行部から12月定例会提出案件の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

審査事件終了後、中井浄水場の現地視察を実施し、担当者に説明をしていただきました。出席者、委員5名、執行部2名、事務局2名が参加いたしました。

以上で報告を終わります。

○小泉初男議長 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 それでは、秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

開催日時、平成27年11月19日午前10時。場所、秩父クリーンセンター会議室。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、関係職員。

議事、第1、議席の指定、神田議員。これは、議事第4の諸報告にあります黒澤議員の辞職に伴って、小鹿野町の役員改選に伴っての辞職と新任でございます。

第2、会議録署名議員の指名、3、4、5番議員。

第3、会期の決定、本日1日。

第4、諸報告。

第5、委員長報告、水道広域化調査特別委員会委員長、落合委員長。

第6、管理者提出議案の報告。

第7、一般質問。1名、秩父市、木村議員。

第8、議案第9号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について。賛成多数、反対者1名でございました。

第9、議案第10号 工事請負契約変更契約の締結について。総員賛成。

第10、議案第11号 秩父広域市町村圏組合の議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。総員賛成。

第11、議案第12号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)。総員賛成。これが新火葬場のごみが出て土と入れかえる工事の全部の精算ができましたので、補正に上がってきたということでございます。

第12、議案第13号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選出について。総員賛成。

議事第7の一般質問の一般質問の要旨でございますが、1、消防分署統合後の状況について。(1)、統

合後の救急における同時出場の状況について。(2)、建設中の皆野秩父バイパス開通時の考え方は。(1)は、7分署が4分署になって救急が間に合うのかということですが、7分署が4分署になりましても救急車の数は7台で同じでございますので、今のところ昔と同じにやっていると。(2)の建設中ですが、皆野秩父バイパスが開通したときはどこの所管になるのかと、管轄になるのかということですが、南分署、西分署、本署がほとんど同じ距離にあるということで、これから事故の状況等を考えて対応していくということでございます。

2、防災ヘリ、ドクターヘリの要請について。これは、秋の紅葉シーズンになりますと、140号は非常に混むと、それで最初からドクターヘリが呼べないかというようなことですが、今本署で要請する場合、渋滞で動けなくて要請する場合、あと現場到着してから要請する場合と、今後もそのようにやっていきたいということでございます。

3番、火災や救助活動等におけるドローンの活用については、災害時にドローンで高いところからカメラ等を使って指示ができないかということですが、ドローンも今、登録制にするといろいろありますので、これから状況を見ながら検討をしていくということでございます。

2枚目に参りまして、定例会終了後、全員協議会を開催いたしました。議事(1)、新火葬場建設工事の進捗状況について。(2)、水道事業統合に係る準備事務の進捗状況について。(3)、その他。(1)は、写真で資料がございますが、(2)の水道事業統合は、議事第5の水道広域の落合委員長の報告もほぼ同じでございますので、控え室にある資料をお読みいただきたいと思います。

次に、秩父広域市町村圏組合議会行政視察研修、視察日時、平成27年10月22、23日。視察場所、小諸市上水道課、高山市上水道課。これも報告書が控え室にございますので、お読みいただきたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がございましたら、お受けいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○小泉初男議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は7名でございます。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明します。一般質問者は、最初に演壇にて全ての質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で行いますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

1 番、向井芳文議員。

〔1 番 向井芳文議員登壇〕

○1 番 向井芳文議員 1 番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、12月6日にご逝去されました故内藤茂元町議に対しまして、お悔やみを申し上げるとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。また、故内藤茂元町議の輝かしいご功績に対しまして敬意を表するとともに、そのまちづくりへの思いを引き継ぎ、町政に全力で取り組んでいくことを誓います。

今回の質問は、大枠で1つ、小枠で2つの提案型でございます。それでは、早速質問に移らせていただきます。

「人と人がつながることから全てが始まる」、これは私の活動テーマの一つでございますが、まちづくりの全てにおいて基本であると思っております。例えば少子化の問題、不景気で雇用がない、賃金が安い、だから子供が持てない、確かにそのような環境に置かれている人たちもたくさんいらっしゃいます。それはそれで対策をとる必要があります。しかし、今よりも貧しかった時代に人口は激増しております。それは、その時代それが普通であり、それが幸せであり、大家族中心で地域のきずなも深く、フォロー体制もしっかりしていたなど、時代背景やさまざまな理由があるのでしょうか、きずなの強さが大きな力であることは確かです。

また、教育の問題、学力の向上、生きる力の育成が大きな課題となっておりますが、それらには興味を持ち、考え、解決するといったサイクルをどれだけ経験するかが重要であり、それにはやはりコミュニケーションが欠かせません。また、より多くの人とかかわることが重要であります。子供たちが生き生きと地域の中で遊び、学び、心身を鍛える場が激減していることも懸念事項の一つであります。これは、地域のきずなの弱体化が原因の一つであり、それは防犯・防災にも大きな影響を及ぼしております。

また、高齢者支援の問題、元気で長生きするためには生きがいを持つことが重要であり、それには家族間、地域間の人間関係が良好であることが重要であります。

また、経済の問題、人と人がかかわるところには多くの消費が生まれます。

また、文化の充実も人と人のかかわりの中で形成されます。

また、各個人が持っている日ごろの生活や会社などで培った得意分野を生かしていくためにも、人と人とかかわりが欠かせません。これらのほかにも挙げれば切りがありません。

ここまでのかかわりとは、対面型コミュニケーションを中心として考えております。しかし、最近では、対面型コミュニケーションを避ける人がふえております。その一方で、携帯メールやインターネットなどの非対面型コミュニケーションの機会は激増しております。人とかかわりたいという気持ちは、今も昔も変わりませんが、対面型だとどうもかかわれないといった現状なのではないでしょうか。

なぜ対面型コミュニケーションが重要なのかということですが、実際に相手と対面してコミュニケーションをとる場合は、相手の表情や動作、声の調子など微かな非言語的なものを手がかりとすることができ、それらを迅速に読み取り、社会にある文化規範や規制と照らし合わせ対応することが必要となってきます。しかし、携帯メールやインターネットによるコミュニケーションにおいては、非言語的の手がかりは希薄、あるいは存在しないため、対面型コミュニケーションで培われはるべき他者の様子や行動の持つ意味を読み

取って、自分の行動様式に反映させていくという社会的スキルの獲得にも影響を与えると考えられます。これが理由であります。

これらを総合的に考えますと、対面的な人と人とのかかわりをいかにふやすかが重要であり、それを施策として具体化していくことが必要であると考えます。その中で重要なのは、相手の立場に立って考える力の醸成、すなわちおもてなしの心の醸成、先ほど町長のごあいさつにもございました。自分の正義が相手の正義と一致するとは限らない。これは、世界だけではなく、身の回りでも頻繁に起きていることとございます。

また、人と人をつなげる手助けをすることも重要であると思っております。そこで、提案です。

おもてなしの醸成を目的とした、これはあくまでも仮称でございますが、「おもてなしアドバイザー」の設置はいかがでしょうか。また、人と人とを結ぶ役割を担う目的とした、これも仮称でございますけれども、「絆コーディネーター」の設置はいかがでしょうか。こちらに関しましては、ある人と別のある人との出身地や趣味などの共通事項を見つけ、つなげてあげるという役割でございます。どちらも一定の講習受講後に認定される横瀬町オリジナルの資格と考えております。

認定後の活動に関しましては、日常生活で意識していただくことが基本で考えておりますが、各種会合やイベントへの派遣も視野に入れております。

講習の内容に関しましては、一例を事前に通告させていただいておりますが、簡単に紹介させていただきます。

まず、時代背景などを皆さんで共有をいたします。そして、これからのまちづくりに必要なことは、きずなの意義とは、きずな形成のために必要なことはなどディスカッション形式で共通認識を深めてまいります。そして、おもてなしの心は、また江戸しぐさについて、この江戸しぐさというのは、初めの6月定例会の際にも私の一般質問の中に盛り込ませていただきましたけれども、江戸時代に商人を中心に思いやりの心で、どうしたらみんなで仲よく暮らしていけるか、狭い江戸のまちでどうしたらそうやって暮らしていけるかということを考え抜いて、それが生活の中に浸透していったものだと思っています。

また、多様な物事の捉え方について、これは具体的にだまし絵やリフレーミング辞典、これリフレーミング辞典というものは、ある捉え方をすればそれはプラスになりますけれども、逆から見ればそれはマイナスの捉え方になりますけれども、逆から見ればプラスではないか。例えば子育ての観点でお話をさせていただければ、あの子はすごく悪いことをするのだよ、いろんなことをやんちゃなのだよ、ただ捉え方を変えれば、これはあの子はすごく活発なのだよ、すごくバイタリティーあって活動力があるのだよという捉え方ができます。

また、もし泣き虫な子がいたら、あの子は泣き虫なのだよ、それをプラスに捉えれば、いや、あの子はすごく感情豊かで、すごく心がわかるのだよという捉え方もできます。こういった内容が入っているのがリフレーミング辞典として今ございます。

また、まちづくりにおけるおもてなしの心の意義、または実際のシミュレーション、ロールプレーをして、こういう場面でこういう目に遭ったら、嫌な思いをするというのを実践形式で経験してみる。そして、まちづくり全般にこういったことがどういうふうに重要なのであるのか、それも討議をし、皆さんで共通意識を持ち、それを日ごろの生活で意識をし、行動していただくという内容、これはあくまでも一例

になりますけれども、一例を考えてございます。

こちら町としての事業を目指すのは、実施後の浸透率や町のアピール、また町の政策との合致など総合的に考えた結果でございます。ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員の質問1、おもてなしの醸成と町民交流促進についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 向井議員の一般質問にお答えしたいと思います。

今お話しいただいた内容に関しては、大変共感をいたしました。例えば人と人がつながることから全てが始まるとか、他者の様子を読み取る力とか、そういったことを醸成していくことが大切だですとか、まちづくりにおいては、その人と人とのつながりをつくっていくというのは基本であるということは、私も全くそのとおりでと思っています。おもてなしの心の醸成、それから町民交流の促進というのは町にとって非常に重要なテーマです。ここは恐らく100%、今のお話と私の考えは一致していると思いました。あとはその方法論の問題になると思います。方法論というのは、おもてなしの心の醸成、町民交流の促進が大事であるというところに向けて、では何をしていくのか、どういう方法を選ぶのか、どれからやっていくかというところが次のステップかなと思っています。

特に私たちの今役場、執行部ということで行きますと、人的資源とか、あるいは時間の資源というのは限られています。経済的に限られているということは、これはよくわかっていただくのですが、実はそれだけではなくて、我々はマンパワーも制約の中でやっているし、時間も制約の中でやっているということがありまして、したがってどういう優先順位づけでやっていくか、どう線引きしてやること、次にやること、やらないことを線を引いていくかというのがとても、これは私の仕事なのですが、大切な仕事かと思っています。そうすると、やったほうがいいかなということの中でやっていくこと、優先順位をつけてあるとすると、やはり明確に効果が期待できるもの、あるいはその効果に至る道筋がイメージできるものから私は手がけていきたいと思っています。

ということで、今の一般質問は、お答えになるかどうかはあれですが、考え方は共感をします。おもてなしの心とか町民交流の促進を図るための施策はいろいろ考えていく必要があると思います。

一方で、明確に効果が期待できる、効果がイメージできるということで行きますと、今のご提案いただいた部分は、まだ私ははっきりとは現時点ではできていませんので、議論を少しさせていただく必要があらうかなというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。

今のお話で内容としては前向きに考えていただいているということで解釈をさせていただいてよろしいでしょうか。ただ、その方法論の中でこれが効果が出るかどうかというところは、まだ一般質問等出させていただいて、本日に至るまでの間にもそんなに時間がございませんので、こちらに関しましては、今後

ぜひ検討材料の中に入れていただいで、ご検討いただければな。また、私もこういったことがどれだけ効果が出るのかということも今後町長にお示しできたらいいなと、できたらいいなというか、これからしていくつもりでございますので、今後の議論の中でぜひいつか実現できることを願ひまして、こちらはお願ひという形でもよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問はいいのですか。

○1番 向井芳文議員 大丈夫です。ぜひ前向きにご検討をよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小泉初男議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

第1の質問といたしまして、来年度28年度予算編成についてお聞きいたします。富田町長が作成する初の予算です。この横瀬町をどうか取り上げていくのか、日本一のまちづくりへ向かって大いに期待しております。

また、国から地方版総合戦略作成の努力義務が求められている中での来年度予算作成です。地方創生について幾つか研修を受けましたが、結局は人口減少対策なのかなとの認識を持ちました。結婚、出産を促すものようですが、今の若者が結婚等に至らない理由は、非正規労働など将来への不安が大きな要因の一つではないかと私は考えますが、残念ながら国はその施策については話題としていません。地方への人の動きとして、日本版CCRCが出ていますが、予算編成上、町長としてどのように捉えているのでしょうか、お聞きいたします。

また、「横瀬町人口ビジョンと地方創生」についての町民と語る会に出席させていただきました。その中で町長が言われた人口が減少しても耐え得ることが大事との言葉がありました。私は、議員を数年させていただいておりますが、近ごろは大きなまちおこしではなく、したたかな町、大きく飛躍しなくてもしたたかに町民が幸せに暮らせていける町がいいのかなと思ひ至っております。それは耐えること、そしてこの横瀬町の住民は、合併しないことを選んだとき、その覚悟を持ったと確信しています。財政基盤を

拡充することは大切であると認識していますが、例えば観光客増員のために町を美しくするのではないのです。税金を上げることは、目的ではなく手段であり、町民の身近な生活が豊かで幸せに感じる地域社会をつくる政策を続けることがまちづくりの原点であると思っています。

12月広報には、「町長のちょこっとひとこと」に同じような考えを書かれていて、同じ考えだなというふうに思い至っています。身近な事柄ですけれども、私が以前から一般質問でお聞きしている事案等について、来年度予算に反映されるでしょうか、お聞きいたします。

総合戦略のフレーム（資料3）から当てはめると、しごとの部門で、町有林の活用ですが、去年度、分収林を購入しました。その活用方法をどう考えているのでしょうか。先日の議員行政視察で茂木町のすばらしい木造校舎を見て感動してきましたので、お聞きいたします。

次に、ひとの部門ですが、町民からの要望の多い武甲山登山口のトイレの整備はされるでしょうか。

タウンプロモーションでは、私は、町民への発信も同時に行ってほしいと願っています。大学との連携などについて、芦ヶ久保地区でも実施されていたようですが、町民の多くは全く知らなかったと思います。知らないことには関心を持ちませんし、他人事と捉えてしまいやすいと感じています。今、どこの大学が何をしているのかの情報を共有するだけで、自分たちのことと捉えることができると考えますので、ぜひお願いいたします。

そして、発信の手段として町政の見える化を考えていただけないでしょうか。秩父市の伝承館にもありますが、広域議会の視察で訪れた小諸市でも電子版のインフォメーションが設置されていました。横瀬町ホール壁面にモニター画面を置き、防災マニュアルや町のホームページを流すなど提案したいのですが、いかがでしょうか。

次に、学校教育の充実ですが、学力向上支援員が平成22年、23、24年度に緊急雇用事業として横瀬小中にそれぞれ6名配置され、1,300万円、2,300万円、1,006万円の支出がありました。平成25年度からこの事業はなくなりました。今の中学3年生が新入生のときから廃止されたこととなります。学年間での支援に対する格差を心配し、一般質問質問等も行いましたが、大丈夫との回答でした。しかし、ことしの学力テストの結果を知ったとき、大変驚きました。もう少し丁寧な配慮をすべきだったと思います。少なくとも全国学力テストの県平均にはなっていたいただきたいと考えています。

横瀬町は、教育のまちとの自負を明治時代から培っています。また、教育の充実、学力向上は、転入の判断にもなると考えています。どのような方針で臨むのかお聞きいたします。

次に、まち部門から、狹隘道路の舗装についてお聞きします。道路は、4メートルの定義があるようです。それは、車中心の捉え方と思っています。人が歩く多くは路地、または小道と言われる道も私は大切な道路であると思っています。生活に密着した車の通らない近くで安心な人のための道で、これらの道はふるさとの原風景でもないかと感じています。

札所道として整備すれば、観光の一助にもなると考えます。住民の要望もあります。舗装やインターロッキングブロックなどでぬかるみ対策をしていただきたいのですが、どうでしょうか、お聞きします。

また、美しい景観づくりから横瀬駅前の電線地中化はどうでしょうか。先の茂木町では、社会資本整備総合交付金などを活用し茂木町中心市街地拠点施設を視察してきました。都市再生整備交付金は、同じく視察してきた大子町でも活用されています。横瀬町では、町再生整備の施策がとられてきたことがありま

せんが、各地を旅行で回ると行政が手を入れ整備された町並みなどが多くあり、残念に思っていました。財政に破綻を来すような大がかりなものではなく、身の丈に合った町のリフォームを望んでいますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

次に、第2質問として、まちづくりのパートナーとして職員や行政委員についてお聞きいたします。ことし12名の職員採用があるようです。退職者などで実質は3名ほどの増加のようですが、10%以上の職員がかかわることとなります。私は、公務員は公僕と強く思っています。ホワイトカラーの意識ではなく、現場職として仕事に向かってほしいと願っています。プロの職員育成のため町長は何をなすのかお聞きいたします。

また、ことしは、定年退職者が多くいられます。町民の福祉の向上や町の将来の絵を描くという自治体の本来の仕事がふだんの業務で忙しく、なかなか取り組めていないと感じています。この際、この視点からも活躍してほしいと期待していますが、どうお考えでしょうか、お聞きいたします。

あわせて、行政委員など議会の同意を得る委員の活用についてお聞きします。その人事は、町長の政策をバックアップする大切なパートナーでありますので、町長の専権事項となっております。しかしながら、この制度を余り活用されていないと感じています。委員会としての機会を積極的にとり、委員の意見を聞くことにより、町民の平均感覚を町政に生かすことができると考えます。それが委員の本来のあり方と思っています。町長はどのように考えているのかお聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員の質問1、平成28年度予算編成についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 大野伸恵議員の一般質問のうち、平成28年度予算編成についてのうち、私からは、日本版CCRCと2の分収林の利用について答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、日本版CCRCについてでございますけれども、CCRCにつきましても、東京圏を初めとする地域の高齢者が希望に応じ地方や町なかに移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療や介護を受けることができるような地域づくりを目指すものというふうに定義されております。簡単に言いますと、都市部のアクティブシニアの地方移住を促進する事業ということなのですが、背景といたしまして、都市部の高齢者が今後急激にふえていく一方で、地方では人口が減少し、さらに高齢者の人口も減少し始める地域も出てくるということから、比較的医療や介護環境が都市部に比べ余裕が出てくること、そしてシニアの中で地方への移住を希望している人の割合が多いことから、地方創生の一環として国が進めていきたいと考えているものです。

CCRCについてですけれども、横瀬町では、町全体の人口が減少しているところではあるのですが、75歳以上の後期高齢者について言いますと、その人口は今後もまだまだ15年間はふえていくという見込みとなっております。

こうした状況の中で今住んでいる人の介護、医療環境の整備をしながら、さらにCCRCのため町独自で新たに高齢者向け施設や住宅、介護医療環境を整備していくということは難しい状況ではないかと考えております。また、高齢者がふえることによる将来負担の懸念もあります。こうしたことから来年度予算

の中ではC R Cについて予算化するという点では、現時点では考えておりません。様子見の状況です。

現在、人口ビジョン、地方版総合戦略を策定中ですが、その中で町の課題として明らかになっていることといたしまして、転出者数が転入者数を上回る状況である、いわゆる社会減の問題がございます。特に20代前半から30代前半の若者の転出超過の状況が顕著になっております。町としましては、総合戦略の中で若者を中心とした転出の抑制、さらに町への移住を促進するため、20年後の2035年までに社会増減ゼロを実現することを目標として、移住、定住支援の取り組みを進めていきたいと考えております。そのような視点から来年度の予算編成をしていきたいと考えているところでございます。

次に、分取林の利用についてでございます。議員の質問の中にもありまして、栃木県の茂木町にあります茂木中学校の木造校舎を議会で視察したというふうになっております。茂木中学校は、木造で、一部鉄筋コンクリートづくりの2階建ての校舎で、建設の際、2カ所の町有林、約36ヘクタールから4,800本の木を伐採し、その町有林を中心に活用し建設したというふうになっております。

横瀬町の学校施設、小学校や中学校につきましては、来年度に公共施設等総合管理計画を策定する予定です。その中で建てかえの検討をしていく予定ですが、ことし建設基準法が改正され、3階建ての木造校舎も建てやすくなったという状況もございます。これまでですと、木造ということになりますと、茂木中学校もそうだったのですが、2階建てという制約があったのですけれども、そうした中で、今後、建てかえする場合については、基本的な木質化を基本に考えているところではありますが、木造も含めて検討していきたいというふうを考えております。なかなか全てというわけにはいかないとは思いますが、できるだけ町有林につきましても、そうした中に活用していきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、要旨明細3、武甲山登山口のトイレの設置についてということでお答えさせていただきたいと思っております。

ことしの5月の連休のときに簡易トイレの設置を試験的に行いました。武甲岳人会さん等からの提案がありまして、4月29日から5月10日まで設置をさせていただきました。この時期がやはり一番お客さんもお見えになり、また必要な時期だというふう感じて、つけたことは大変よかったかなと思っております。そういうことで来年度も5月の連休のときには、ことしと同じように簡易トイレは設置する予定ではおります。

ただ、一般的に新設のトイレということになりますと、この前もちょっと議会のときにも答弁させていただいたのですけれども、設置の場所、処理方法、設備、それから管理方法、それぞれ財源、そういうものがございまして、その辺は検討し、町長もできるだけ早くつくりたいという希望があるということでございますので、そういうことで答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 私のほうからは、要旨明細4について答弁させていただきます。

町民への発信と行政の見える化についてでございます。現在、町から町民の方へ情報発信の手段でございますが、ホームページや月に1度発行される広報紙、または回覧板や防災行政無線でございます。広報紙につきまして、今年度より表紙と裏表紙をカラー印刷にしております。町民の方の目を引いて、広報紙に親しんでもらうよう変更しております。裏表紙につきましては、各施設における毎月の行事や休館日、ごみの収集日などを一目でわかるようカレンダーに変え、工夫しているところでございます。

ほかにも編集委員より特集記事を編集し、今まで消防団、寺坂棚田、音楽祭について掲載いたしましたところでございます。今後も町民の方に広報紙に親しんでもらえるよう、また町からの情報提供の大切なものですので、さらに充実していくよう努めていきたいと思っております。

また、今年度は、町長による記者会見を定期的に、秩父記者クラブの方々へ情報提供を行っております。町の情報、イベントの周知、取材の依頼などを行っているところでございます。

28年度の予算につきましてなのですが、ホームページの更新を考えております。ホームページは、町の顔と思っておりますので、いつでも誰でも見ることが可能でございます。町内の方にとっては町からの情報をタイムリーに収集することができ、町外の方にとりましては、横瀬町の魅力を正確に伝えられるよう考えていきたいと思っております。また、フェイスブックやツイッターなどSNSの活用も検討していきたいと思っております。情報を発信すること、発信手段を含めて町からの情報発信の充実について、今後も考えていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 (5)について答弁申し上げます。

教育委員会は、教職員の教える力のより向上を目指し、学力向上委員会を中心といたしまして、指導力向上研修、授業研究会等、教職員同士が学び合い、高め合う機会の充実を支援をしております。学校教育環境の充実を図るためには、児童生徒に直接かかわる学級支援員、放課後子ども教室指導員、外国語指導助手、さわやか相談員を配置しております。学校は、いろいろな子供がいることが大前提でございますが、まず落ち着いた環境の中で子供たちが授業に集中して取り組めることが最優先であると考えております。このような環境の中で児童生徒が安心して学ぶことにより、本人がみずからの可能性を切り開いていくことが大切であると思っております。

そして、学校は、学力向上を初めとし、知・徳・体の力をつけ、さらに児童生徒一人一人がみずからの将来に向けやり抜く力、集中力、忍耐力や思いやりなどの数字にはあらわれにくい能力を集団の中で培っていくものも大きな役割だと認識しております。授業等に今後支障を来す状況が発生した場合には、学級支援員の配置強化を考えていきたいと思っております。

ことわざにも「学問に王道なし」の言葉があるように、学力向上のためには学習習慣の確立は極めて大切なことと思っております。そのためには学び合い、教え合いが年代、世代を超えて定着できればと考えております。

当町は、学校応援団の皆様にも小学校の体験活動を中心に、学習支援を初めいろいろな面でご協力をいた

だいております。小学生や中学生の学習習慣確立に向けて、例えば長期休業等において手助けしていただいたりして、子供たちがみずから学んだり、学び合ったり、教え合う文化が定着していければと考えております。学校と家庭と地域が新たな面でもともに協力し合うことは、地域文化のより向上にもつながっていくことと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 続きまして、私のほうからは、要旨明細の（６）、（７）について答弁をさせていただきます。

まず、（６）の狭隘道路の舗装についてのご質問にお答えを申し上げます。町では、狭隘道路の舗装や新設・改良・修繕等の要望につきましては、道路舗装工事及び道路新設・改良・修繕工事実施の考え方に基づいて対応をしております。現在、町管理の道路は、赤道を除きまして、町道１級、２級、その他の町道を含めまして約200キロの認定道路を町が管理しております。こうした町道の舗装に関しましては、大野議員さんが言われるように、現在は原則４メートル以上の改良済み道路を基本に舗装等の整備を進めておるわけでございます。

しかし、４メートル未満の狭隘道路の要望であっても、その道路が通学路として利用されているなど、一定の要件に当てはまる道路の舗装要望であった場合には、内容を精査し、優先順位に従って舗装等を行っている状況でございます。

町道認定されている約200キロメートルの町管理道路の中でも、身近な生活道路として使用されている路地や小道など狭隘道路は、砂利道等の部分がいまだ多く残っている道路があるというのは現状でございます。

こうした未舗装道路等の小破修繕に関しましては、現在、シルバー人材センター等に委託をいたしまして、管理している状況でございます。また、区長さんを中心に各地域の皆さんの献身的なご尽力によりまして支えられている部分も大変大きいものがあると思っております。

しかし、今後こういった地域を取り巻く環境の変化や社会動向等踏まえますと、加速度的に進む人口減少や高齢化の影響を受ける中で、地域の皆さんに今までどおりのご協力を願うということは、非常に難しい状況になってくるのではないかなと思っております。

ご質問の狭隘道路の舗装に関しましても、今ある工事实施の考え方をベースに、地域の実情や舗装の必要性等を再精査しまして、より時代の変化に即応した対応ができるよう検討していく必要があると考えております。

続きまして、要旨明細の（７）、横瀬駅前の電柱地中化など景観整備について答弁させていただきます。横瀬駅前の県道横瀬停車場線の電線地中化に関するご提案は、以前にもいただいたことがございます。大野議員さんお考えのように、駅前には多くの町民や町への来訪者が利用するエリアでありまして、駅に立ち立った人々が一番先に目にする景観は町のイメージとなります。町の拠点づくり、町の顔づくりとして欠くことのできない地域活性化の核となるエリアだと認識をしております。

多くの皆さんが毎日利用する駅周辺の景観を整備し、横瀬町民が美しい町に誇りと愛着を持って暮らせ

るまちづくりへ向けてご提案いただいた電線地中化は、有効な事業であると考えております。

横瀬停車場線は県道でありますので、議員さんに提案していただいた貴重なご意見に対しましては、道路を所管する県当局とも協議をしていかななくてはなりませんけれども、現在、横瀬町においては県道熊谷小川秩父線の改築工事を初め、県主導で展開している事業がたくさんございます。それら事業の整備を図りながら、電線地中化への事業推進に向けさまざまな課題をクリアしていく必要があると考えております。

今後は、県道横瀬停車場線の歩道部分への電柱地中化がかなうように、道路管理者であります事業主体となつていただく埼玉県に対して、事業実施に向けてのご理解いただくとともに、要望書の提出等も考えております。

さらに、横瀬停車場線は、歩道部分が狭小であるため、地上機器設置に伴う新たな用地の確保等、関係する地権者の皆さんにもご協力をいただかなければなりません。町民が潤いと誇りを持って暮らせる景観形成に向け、今後も鋭意努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ご答弁ありがとうございました。

日本版C R Cは、私も疑問符だったので、これでご答弁でいいと安心しております。

次に、2番の分収林なのですが、今年度に緊急雇用創出基金の県補助金が森林活用人材指定業務委託料ということで2,100万円出ております。これらの方たちは、終わったら、例えば町有林の管理とか、分収林も入る町有林ですが、そちらのほうに進んでいけるのでしょうか。そうすれば町の町有林の管理がうまくいくのではないかなと思ったので、それを1つお聞きいたします。

それから、3番のトイレの関係なのですが、これは私も何度もお願いしております。それで、他町村の山開きの状況というものを登山愛好家の方から私は耳にして聞いているのですけれども、とても活発に山開きをしているというのです。これが観光の一助にもなると思っていますので、そこら辺のところを考えていただき、武甲山の山開きに合わせて、ぜひ簡易トイレではなくて、進むようになるのか、つくる方向で行くのかということをお聞きしたいと思います。

そして、この武甲山は、武甲山の町有林の株が3株ありまして、約300万円以上のものが毎年入ってきますので、その武甲山からいただいたお金を武甲山にお返しする、ふるさとの山を守りたいと私は思っておりますので、進んでいくのかお聞きしたいと思います。

それから、発信と見える化なのですけれども、私は、いろんなことをするということが町を活性化するための一つの手段であると思っています。町の議会もそうなのですけれども、議会がどういう活動をしているか、町がどういう活動をしているかということをお聞きしたいということが協働のまちの本当に第一歩だと思っていますので、ホームページの更新をされるそうですが、私、この間茂木町と大子町をインターネットで調べてみました。どちらの町かちょっと忘れたのですが、とても見やすかったのです。ポンポンと知りたいことがわかるようなホームページづくりがされていましたので、より工夫していただいて、それはぜひつくっていただきたいと思っておりますので、これは要望でいいです。

それから、教育の充実なのですけれども、教育長さんが言われたことは、本当に正しくてそのとおりだ

と思うのです。そのとおりのことをしていると、私は確信して安心していたのです。そうしたらこの全国学力調査の結果を見て、横瀬町は学力は例えば秩父郡市ではいいほうだと思っていましたし、県平均ぐらいいは行っていると思っていたので、安心していたのですけれども、実際の数字を見たら、本当に愕然としたということなのです。そうしますと、今までやっていたことを従来の方法というのですか、「学問に王道なし」とおっしゃいましたが、それをやっていってもこの結果であったということを実感に受けとめないといけないのかなと思いました。

給食費の無料化とかということがいろいろと話題になりましたけれども、私も若いお母様方から聞いたら、給食費よりも優秀な先生を呼んできてほしいのだということを言われて、はっと思ったことがあります。ですから、食育も大切ですが、学校という場で、その数字にはあられないものというのもよくわかります。私も学校の事務にいたので、子供たちの可能性は本当にわかるのですけれども、でもやっぱり基礎学力は数字にあらわれると思うのです。ですから、そこら辺のところをどうかしていただきたい。今までどおりでなくてどうかしていただきたいのですが、そこを教育長にちょっと強い気持ちを聞きたいので、その点をお願いいたします。

それから、狭隘道路の舗装なのですけれども、私も何度もこれを聞いております。そして、町の規則どおりだと、だめなものだめで、全然進んでいけません。ですから、高度成長期の車中心の考え方から、この人中心の考え方になるので、人を中心とした、車でなくて人なのですよというこの意識の発想の転換というのですか、考え方を脱却してほしいので、これは進みますよということで考えていいのですねということを確認させていただきたいと思います。

それから、駅前も同じなのですけれども、私も先日、広域議会で小諸市を視察したのですけれども、小諸市ではコンパクトシティの取り組みで、市庁舎周辺がきれいに整備されておりました。横瀬町でもぜひそういうふうにしていただきたいので、町長は、この駅の電柱地中化もそうですけれども、町の景観の整備について強く進めて実現していくのだという方向で私は期待すればいいのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 再質問にお答えさせていただきます。

分収林の管理を緊急雇用でされている方が引き続きできるのかというような感じ、そうではない。

〔「育成してますよね」と言う人あり〕

○高野直政振興課長 育成しています。

〔「その方が終わったらそれが継続するのか」と言う人あり〕

○高野直政振興課長 まず、人材育成ということでさせていただくわけなのですけれども、分収林の管理ということになりますと、予算的なものがございまして、特に予算的には、分収林の管理というのは持っていません。ただ、勉強された方々は、今度は広域森林とかそういうところで次のいろいろな仕事がございますので、そちらで必要に応じて声をかけていただきますので、その方がそのまま分収林のほうの

管理に行くということとはちょっと分けてお考えいただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、(3)番の武甲山トイレに関してお答えします。

これに関しては、つくりたいと思って今調査をしています。できるかどうか、あるいはいつできるかというところをこれから詰める形になると思っています。町長としてつくりたいと思っています。

それと、発信に関してなのですけれども、来期は、少し発信のところ、今期よりもマンパワーをかけていきたいと思っています。しかし、なかなか一筋縄ではいかないのは、横瀬の町の方々に一斉に伝えられるメディアというのは実はなかなかなくて、ホームページも恐らく見る人は限られるであろうし、高齢者の方は見ないのです。ですから、それを補完するものが必要かなと思ったり、あるいは広報に関してもあるべく手にとっていただきやすい形というのを考えてやっているのですが、それでも広報も見ない方がいらっしやる。あとは役場の本庁舎のインフォメーションや町民会館のインフォメーションも考えるのですが、そこすら来ない方もいらっしやる。そういう方々にどうやって声を届けていくか、情報発信していくかというのは、大きな課題だと思っていて、結局は、その組み合わせにはならざるを得ないかなというふうに思いますが、そういう中でできるだけ一人でも多くの方に町のことがわかってもらえるような努力は最大限していこうと思っています。

それと、横瀬駅前の電線地中化です。これは、私も常々町の景観をつくるということは大切だと思っています。大野議員が言及されていたように、これは観光客を呼ぶためということもないわけではないのですが、観光客を呼ぶのも最終的には住民の幸福につながるから観光客はふえればいいということですので、住民の幸福につながるようなことが必要であろうし、それから美しい町がつくれれば、それは町の付加価値が向上するということなのであるし、大変重要なことだと思っていますので、ご提案いただきました横瀬駅前の電柱地中化というのは、しっかり検討はしていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 再答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどの質問でございますが、まず素晴らしい先生においでいただくということは、これはもう本当に議員おっしゃるとおりだと思いますし、そういうつもりしております。ただ、大里、児玉、秩父郡の先生方を集まっておきまして、横瀬小学校で60人規模の理科の授業研究会をさせていただきました。要するにいろんなすばらしさというのがあるのだと思いますが、職員がやっぱりやる気を出させることが第一なのだと思います。そういう中でさまざまな方法論を今私たちもやっているつもりですし、先生方にも頑張ってくださいというつもりしております。つもりということは言葉はおかしいのですが、やっていただくように努力しております。

それとともに、私たちが数字にあらわれる部分は大変深刻に考えております。ただ、その中の分析をしていった場合に、100点と零点がいれば50点になります。25点と75点の子がいても、これは50点になりま

す。ですので、数字の中に、先ほども申し上げましたように、子供たちはいろいろな波がありますし、子供の力だけではどうにもできない部分もあるのはご案内のとおりだと思います。そういう中を教員が見きわめながら子供たちに力をつけていくことは大事だと思っています。

私は、常々思うのは、子供はやはり力がありますので、例えば0.1の部分を教えていけば、掛け算は本人だと思います。その本人をやる気にさせなければ、これは何を掛けてもなかなか難しいところですが、やはりそういう学校には全て0.1を教えてもらって、掛け算にする、数字に見えない部分をやっていく、そういうことを繰り返し繰り返ししていくことが、長い目で見た場合の実力になっていくのかなというふうに考えております。

義務教育においては、教えなくてはならないこと、教えるべきことはたくさんあると思います。そして、掛け算をする方法も教えるということも大事ななと思っています。そういう意味で人事異動も含めまして、いろんな先生方においていただいた中でやる気を持ってやっていただくことを教育委員会もなお一層努力をしたいと思っています。

以上でございます。

○小泉初男議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 大野議員さんの再質問でございますけれども、狭隘道路の舗装に関しまして、進める方向でよいのかというようなご質問をいただきました。先ほども答弁させていただきましたけれども、舗装に関しましては、狭隘道路の関係はかなりまだございます。そして、その狭隘道路の中でも確かに大野議員さん言われるように、舗装をするということになりますと、後の維持管理というのは、そのときのコストはかかりますけれども、維持管理には相当な期間、余りにも経費を費やさなくても済むというような状況もございます。そういったこともございましたり、今後想定されるのが高齢化社会になりまして、電動車椅子等の利用も出てくると思いますが、その辺の関係等も考慮すると、ある程度の広さとか、一定基準を保った上でやっていかないといけないのかなと思います。そういった基準づくりも含めまして、今後考えていかななくてはいけないかなと思っておりますので、今までのその実施の考え方をもう少し見直してやっていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ご答弁ありがとうございました。

2点だけ、まず町長なのですが、駅前というのは、観光客のためと美しい町のためということなのですけれども、私は、町民が誇りに思える町の形にしていきたいと思っておりますので、それは観光客のためとかでなくて、美しい町にすれば、町の方たちが誇りに思えると思うので、お願いしましたということ要望しておきます。

それから、教育長さんなのですが、ご答弁ありがとうございました。私も生きる力が大切だと、本当は一番大切なことは生きる力だと思っています。しかし、だから遠慮しないで、例えば支援員が本当に必要で、これは予算かかるからだめかなとか思わないで、支援員が必要だったらどんどん町長にお願いして支援員の予算をとっていただきたいと私は思っているのですが、食育のほうでも4,600万円負担して

いますので、学力のほうにもお金をどうにか工面していただきたいと思っていますので、教育長にはぜひ遠慮しないでやっていただきたいと思っているのですが、一言お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 ただいまご質問いただきまして、ありがとうございました。

まず、学級支援員、学校というのはご案内のように、教員免許を持っていないと子供たちには直接教えることはできません。ご案内のとおりだと思います。それで、先ほども申し上げましたように、学校の中で例えば1人が騒いでしまいますと授業が成り立たなくなりますので、それが一番怖いという時点、そういうことが考えられます。そういう意味での学級支援員ということが大前提ですので、学力向上のためには、やはり違った方法で、学級支援員イコールあくまで支援でございますので、その辺が……そういうことですので、学力向上の授業として組んでありますが、学級支援員というのは本来の目的がそういう教員を助けるということでございますので、授業に食い込むというのは、やはり免許がないということで、その他の方法でやっぱりいろんな学力向上等も考えていきたいと思っておりますし、その学級支援員がいることによって、その学級は授業が成り立ちますので、それがまず第一だと思っていますので、そういうことを含めてまたいろいろ検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今ご指摘いただいたことで、誇りを持てる町をつくるということは、おっしゃるとおりとても大事だと認識しました。ただ、誤解がなきようになのですが、私は観光客を呼ぶためにするということではないのです。ただ、観光客を呼ぶ町というのは、すなわち誇りのある町でもありますし、そこは私はリンクしていて、必ずしもそのコンフリクトがないことだと思っていますので、そういう言い方をしましたので、そこはそういう理解をしていただければありがたいと思っております。おっしゃるとおりだと思います。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、プロの町職員の育成または行政委員などのあり方についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、質問の2、プロの行政職員の育成、または行政委員などのあり方についての答弁をさせていただきます。

まず、プロの職員養成についてなのですが、プロの職員の養成には、私は近道もないし、特効薬もないと思っています。極めて当たり前の話なのですが、まずはいい人材を集めること、そしてしっかりした方針のもと、しっかりした教育をすること、これに尽きると思っています。来年度は、研修のプログラムを従来以上にしっかりつくろうと思っています。机上の研修とそれから現場の研修というのをバランスよく計画的につくろうと思っています。

とりわけ、議員も言及されましたその現場職というところ、現場というところはとても大切だと思って

いて、現場感覚を早く身につけてほしいと思っています。役場の場合には、この現場というのはほとんどの場合が住民との接点になると思います。したがって、住民の接点を大切にします。それから、そこでトレーニングをしていくということを早い段階からやってほしいなと思っています。

我々の仕事にとって、現場というのはよく言う、全ての問題は現場にあるだと思っています。答えのほとんども現場にあるということだと思っています。ですので、住民接点は大切に、そして住民の皆さんの声やニーズを的確に捉えることだったり、それらを政策に反映させる努力だったり、時にはその対応できないことをしっかりできないならできないなりに説明するということだったり、あるいはクレームを受けてしっかり対応するということだったり、それらの経験値を、経験年数の若い職員だったり新しく来る方には積んでいってもらいたいなというふうに思っています。来年度に開始する23区別の担当者というのも少しそういった意味合いも含んで考えているところでございます。

あと、もう一つは、教育をするということなわけですけれども、大切なのは、新しい人が来たときに、職場になじむという考え方は大切ではあるのですが、私はそれだけでは不十分だと思っていて、新しく来る人には新しい付加価値を期待しています。ですから、職場になじんでもらうということだけではなくて、化学反応を起こしてもらおうというのですか、そういったところも期待していくと思います。その人が入ることによってよりよい組織になっていく、組織が成長していくというようなことを考えて運営していきたいと思っています。

あと次にご指摘いただいた町民の福祉の向上、あるいは町の将来の絵を描くというところは、議員のおっしゃるとおりで私も大変重要だと認識しています。これは、役場の本質的な仕事であり、コアの仕事だと理解していますので、十分なマンパワーをかけて対応していきたいと思っています。

それと、次の質問の行政パートナーとしての行政委員などの活用についてなのですが、これもおっしゃるとおりで大変大切です。町の方々をどうやって巻き込んでいくか、どれだけ巻き込めるかというのが横瀬町の将来の浮沈に大きくかわると思っています。したがって、行政パートナーとしての行政委員は、できるだけ活用して、行政パートナーとしての行政委員というのは、できましたらより多くの人に担っていただく、そして地区や年齢や性別やバックグラウンドのバランスのとれた構成で行政委員を担っていただくということを念頭にやっていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 町長のご答弁ありがとうございました。本当に私も思うような言葉が返ってきたので、とてもうれしく思っております。

その中で、今回、12人の方をとられましたけれども、多分横瀬町は少ない年代として30代の職員のバランスが悪かったのかなと思うのですけれども、そこら辺の是正というのはできたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、現場が大切というのは本当に私も、何かあっても、電話でクレームがあってもすぐ現場に行ってお話を聞くということが町民の方の安心感が一番大切なので、それは電話があっても、はい、わかりました。では、お伺いしますという気持ちを持った公務員になってほしいなというふうに思っていますので、

それです。それで、私は、役場の職員のと看に、新人職員には、もうなくなってしまうのですけれども、水道場の砂上げだとか、税金の滞納整理だとか町の山の管理だとか、そういう現場で町のことを知っていただいて、一番大切なところを経験させることが公務員として必要ではないかなと思っていましたので、そこら辺の研修をしっかりしたいというふうにおっしゃいましたけれども、そこら辺をちょっと具体的にどのように考えているのかということをお教えていただきたいと思ひます。

それから、横瀬町の退職者の方なのですからけれども、民間は退職が大体65歳になっています。町の場合は、60歳なのですから、民間と役場の関係の体制をどういふふうにお考えているのかということをお聞きしたいと思ひます。

私は、経験豊かな方たちにぜひいろいろなことをわかっている方たちが集まって、町の将来像、横瀬町は本当はこのところを、道路はこういふふうにするともっといいのだよねとか、このところを直すところとよかつたねという、要するに鉛筆を持って考えるという仕事もしていただきたいと思ひます。

それから、給食センターの学校給食が委託になりましたけれども、本当はそういうところも福祉センターや観光産業協会とか道の駅とか、そういうところに町の役場としての公務員としての知識を持った方が行っていただくということも一つのいいことなのではないかなと思ひますので、そのところをまた聞きたいと思ひます。

それから、行政委員なのですが、なかなか、例えば特別職報酬等審議会とか行政経営審議会、都市計画審議会とかの開催、これはあしたの議案にもあるのですけれども、こういうものの開催はなかなか難しいと思ひますけれども、機会を捉えて開催していただき、できれば私は、行政委員という方たちに議会の傍聴とかをしていただくと、町の流れを知っていただくと、とてもいいのではないかなというふうにお思ひますので、その点をおどうお考えでしょうか、お教えていただきたいと思ひます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えいたします。

まず、最初の質問で、年齢別のひずみは是正できたかというところなのですが、今回、12人の新卒採用予定者が今おります。これが年齢的にはしっかりバランスよく採用できたと思ひて、一番上が33歳、一番下が高卒予定の現在17歳の中でバランスよくとれたと思ひておまして、これからは、それで決めるということではないのですけれども、年齢的な世代的なバランスをとっていくというのは、念頭に置いて採用活動をしていきたいと思ひます。

それと、現場を知っている人をつくっていくというのは大切なことですから、心がけていきます。これは、バランスの問題で、一通りのことを知っているということと、特定の現場をよく知っているということは、これはバランスの問題だと思ひておますので、バランスをとった人材の育成をしていきたいと思ひておます。

それと、60歳以上のということなのですが、現実的に今横瀬町の地域活動だったりまちづくりを支えていらっしゃる方は60代の方が主力です。ですから、そのマンパワーをどういふふうにお生かしていくか、集約していくかということは大変大事で、逆に言うとおそこができませんと横瀬町はいい町にならないと思ひ

ていますので、どういう形かというのはあるのですけれども、60代のマンパワーをできるだけ町政に反映させていくようなことは考えていきたいと思っています。

それと、審議会の審議委員さんも同じようです。委員になっていただいたら終わりではなくて、できるだけ町政に関心を持っていただくとか、あるいはいろいろな場に出てもらおう工夫はしていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私のほうから少し補足です。30代のバランス、是正ができたのかということで、ちょっと具体的な数字を申し上げたいと思うのですけれども、平成27年度につきましては、30代全体のその職員の割合の中では約22%でした。今回、採用によりまして25%、若干改善されるということになります。

ちなみに、今回定年退職者が多いということで、それも含めて全体のその年代のバランスを申し上げますと、50代につきましては37.2%だったのが29.7%、40代につきましては30.2%が27.5%になります。また、先ほど30代につきましては申し上げましたが、22.1%が25.3%に、20代につきましては10.5%が16.5%というふうに変わる見込みです。

また、職員の退職者の関係なのですけれども、民間は65歳という話がありましたけれども、町の職員については60歳の定年退職というところになっているところなのですけれども、その後、国の方針に従いまして、年金が支給されるまでの間、無収入の期間につきましては、再任用という形で雇用をしているという状況です。こういった方々につきましては、職員の時代に培った経験や知識、そういったものを生かしていただくということで、今後、そういう即戦力としてということですか。または、職員の教育的な指導的立場としてということで、いろんなそういう場で活動、職務に従事していただきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小泉初男議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 議長より発言の許可を得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。本日3項目の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1番項、町民グラウンド人工芝についてお伺いいたします。4月から町民の健康促進に役立っている町民グラウンド人工芝ですが、現状の利用状況について、町内、町外の利用者の人数等を教えてください。

また、4月から11月末までの使用料金、どの時間帯が多く利用されているのか、また今後の展望についてご回答ください。

2番項、免沢左岸町有地についてですが、免沢左岸町有地ですが、長い間放置されているイメージがありますが町有地周辺の土地所有者は何人いるか。工事規制などがあるのか。また、今後の展望についてご回答ください。

3つ目、ビーコンについて。以前、町長から町としての情報発信を強化するとのお話をお聞きいたしましたが、ビーコンについてお伺いいたします。ビーコンを用いて情報発信をすることにより、フィードバックで得られる情報は、今後のまちづくりに役立つものと考えますが、どのような認識でしょうか。

以上、3項目になります。よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 2番、黒澤克久議員の質問1、町民グラウンドの人工芝についてに対する答弁を求めます。教育担当課長。

〔赤岩利行教育担当課長登壇〕

○赤岩利行教育担当課長 黒澤克久議員からの一般質問のうち、私のほうからは、質問事項1、町民グラウンド人工芝について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細の1、現在の状況についてですが、町では町民の心身の健全な育成、健康の維持増進及びスポーツの振興を図ることを目的に町民グラウンドを設置しています。その町民グラウンドの人工芝の敷設事業ですが、本年3月末に完了し、4月から人工芝のグラウンド利用を開始して、現在8カ月余りが経過しております。

それでは、本年4月から11月末までの人工芝グラウンドの利用状況を申し上げます。この間、利用可能な日が241日ありました。そのうちの93%に当たる223日を延べ364の利用許可団体に利用していただきました。この間の利用を時間ベースで見た場合には、1日の利用可能時間が午前、午後、夜間それぞれ4時間で、合わせて12時間でございますので、4月から11月の期間の利用可能時間が2,884時間、このうち1,457時間を利用していただき、利用率は50.5%となっています。

このうち夜間の利用につきましては、利用した日が全体の55%、時間ベースでは50%という利用率を示しました。利用許可を受けた延べ132の夜間利用団体が平均2日に1度のペースで利用していただいたこととなります。

また、前年度と本年度の同時期について、夜間の時間帯を除いた利用率で比較をしてみましたところ、昨年度が44.2%の利用率でした。本年度が50.5%となりましたので、6.3ポイント向上しております。

次に、曜日や時間帯による利用の頻度ですが、上下のグラウンドがともに土日、祝日の昼間の時間帯は利用ニーズはとて高く、ほぼ全ての時間帯が利用されています。ただし、夜間の時間帯の利用率につ

きましては、日曜日は6%と低く、土曜日でも34%でした。多かったのが平日の火曜日、水曜日、金曜日で、その日の夜間の利用率は90%以上という数字が出ております。

一方、平日の昼間の時間帯は利用率が芳しくなく、あいている時間が多い状況です。そのような中でもグラウンドゴルフ協会やゲートボールを愛好されている方々が町民グラウンドで活発に活動していただいております。ただし、ゲートボール愛好会の活動実績は、人工芝グラウンドを使用していない関係から、利用実績数値、先ほど申し上げた中には算入しておりません。ただ、利用団体には、平日昼間の閑散した時間帯に町民グラウンド内でプレーを楽しんでいただいておりますので、救いとなっております。

次に、この期間の利用団体を町内と町外に分けた場合の団体比率を申し上げます。町の町民グラウンド条例及び同条例施行規則では、施設使用料の減免規定が設けられておりまして、免除が受けられる団体というのが町、教育委員会、町内の公共的団体、そのほかとして町の体育協会と体育協会の加盟団体、スポーツ少年団、そして町の制度で体育施設の利用登録団体というものがございまして、その団体については施設使用料は免除となっております。ただ、夜間の利用に関しては、夜間の設備使用料につきましては、支払っていただいております。

この規定に沿った町内と町外の分け方として、免除団体を便宜上町内団体と考えさせていただきます、数字を申し上げます。本年4月から11月まで、延べ364団体が人工芝グラウンドを利用していただきまして、そのうち町内団体は340団体、率で申し上げますと93%を占めています。残りの7%、延べ24団体が町外団体となります。

そして、この間の使用料収入ですが、施設使用料が24万1,000円、照明設備の使用料が14万8,000円、合計38万9,000円が下グラウンドの使用料収入となっております。ちなみに、この期間、上のグラウンドでは、2つの団体に有料で使っていただきまして、金額は1万5,000円の使用料となっております。これからは季節的に利用率が低下していくと見込まれますが、町民グラウンドの設置目的に見合った利用の促進に努め、有効に活用できればと考えております。

続きまして、要旨明細の2、今後の展望についてです。今の説明でもお伝えしましたが、現状において平日昼間の利用率が低迷しています。そのため、その時間帯の利用の促進に努めなければならないと考えています。1つとしては、現在頑張っていただいておりますグラウンドゴルフ協会やゲートボールを愛好する方々、その方々に今後もさらに頑張っていただき、できれば近隣団体との交流の試合とか、そういうものも含めて使っていただければと考えています。それに対して教育委員会としてもできる範囲の支援に努めてまいります。

また、アクティブシニア世代の方に、その方々は平日でも時間にゆとりのある方々と考えられますので、健康で明るく生活していただくための健康講座を開催するとか、そういうことにつきましては、町の健康づくり課などとも連携を図って、町民グラウンドの有効活用に貢献できれば、そのような取り組みの工夫に努めてまいりたいと考えています。

また、今後、グラウンドの管理を適正に行うとともに、利用していただく方々には、人工芝を大事に考えていただき、大事に使っていただき、人工芝を少しでも長くよい状態に保つなど、町の財政負担の抑制につながればと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。現状の利用状況というのが把握できました。町内団体93%、これは非常にすごいことだと今改めて思いました。ただ、やっぱり平日の稼働というのが非常に今後、町民から見たときに、平日はいつも昼間あいているよというイメージは、人工芝に費用負担をかけた分だと考えると、よろしくないかなと思う部分があるので、ぜひアクティブシニア世代を対象にした健康づくり課との連携等を考えていただいて、より利用されている状況が周りにわかるように工夫していただけたらなと思います。

また、私、この9月、10月と人工芝のグラウンドで体育祭の練習、あとグラウンドゴルフの大会等でちょっと使わせていただいたのですが、個人的にはちょっと今の人工芝のグラウンドにはふぐあいがあるのかなというふうに思っております。そんな今現在の人工芝のグラウンド状況を把握していますか、再質問させていただきます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育担当課長。

〔赤岩利行教育担当課長登壇〕

○赤岩利行教育担当課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

人工芝グラウンドの状態につきましては、完成後8カ月余りが経過して、相応の頻度で利用していただいております。そのため大きく傷んでいる箇所は見つかっておりませんが、よく見ると細かい傷、今、議員さんおっしゃるとおり見つかっております。

具体的には、人工芝グラウンドの施工は、人工芝同士を接着しながら広い面積をつくっていくということとございまして、どうしても接着の甘い部分というのが出てきてしまうということだそうなんです。そういうことがありまして、その上で一旦接着があったとしても、頻繁にサッカーとか運動をされる中で、無理が働くと、どうしても剥がれてくる部分があるということで、そういう症状が確かにあらわれております。

これまでの点検でそのような箇所が私の目では15カ所ほど見つかっております。時間をかけてもっと細かく見れば、その箇所はもっとあるのだと思います。また、完成のときにはそれほど感じなかったのですが、今の状態では、人工芝の充填材というのが入っておりますが、厚みで砂とゴムチップ合わせて3.5センチ入っていることになっておりまして、均一に入っていることが望ましいわけですが、それが運動とかで偏ってきてまして、あるところには多く入っていますけれども、部分部分でそれが薄くなってしまうというところが見つかっております。

そのような状況を施工業者と連絡をとり合っております。こちらからの申し出に対して11月20日に施工を担当してくれた業者の担当課長さんが現地に来てくれていて、一緒に状況を見ました。そのときにやはり人工芝の剥がれというのがどうも気になるということで相談し合った中で、契約書の中に、横瀬町の建設工事請負契約約款に盛り込まれている内容で、重大な瑕疵な場合でも瑕疵が見つかったら1年以内に請求をすれば対応をしてくれるという条項がございます。今回、その条項に基づきまして請求をしたところ、まずその業者では細かく見てもわからないというところがありまして、人工芝を担当する業者を呼んでくるということをお願いしました。それが来月1月早々には、その業者と一緒に施工業者も来て、

一緒に状況を調べた上で、どういう対応をすれば改善できるのかということを考えてくれることになって
います。対応できる内容で3月末までの間にその修繕だと思いますが、修繕工事をしてくれるという約束
にはなっております。その時点では口約束だけだったのですが、それを履行してもらうように求めてまいり
たいと考えています。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。まだ1年を経過していない人工芝グラウンドですから、し
っかりと再整備をしていただきたいと思います。これは要望です。これで1番項の質問を終わらせていた
だきます。

○小泉初男議長 ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、免沢左岸町有地の活用についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、質問の2、免沢左岸町有地の活用について、要旨明細(1)、免沢左岸町
有地の現状について答弁させていただきます。

現在、町が所有しております免沢左岸の町有地でございますが、国道299号から見ると、1段下がった
ところに位置しており、免沢寄りに4筆ございまして、公簿面積は廃川敷も含め3,499平方メートルでござ
います。地目は田、原野、雑種地でございます。平成25年と平成26年に試験的に綿花の栽培をしており
ます。町有地だけでなく町有地に隣接した土地の所有者の承諾いただきまして、町有地と一緒に栽培した
ところでございます。綿花についてうまく生育しなかったのですけれども、その後、草刈り等をして管理
している状況です。

町有地周辺の土地の所有者の人数でございますが、国道から1段下がった土地と捉えていただければと
思いますが、所有者は11人でございます。面積については公簿上の面積で7,657平方メートルでございま
す。

あと工事の規制があるのかということですが、この土地でございますが、横瀬町の都市計画区域
の第1種住居地域の中にございます。そのため工場や高さが10メートル以上の建築物については、法律な
どにより規制がかかることとなります。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私からは、2番の免沢左岸町有地の活用についてのうち、(2)、今後の展望についてお
答え申し上げます。

町有地は、場所といたしましては、駅や役場、また小学校、国道に近く、大変利便性の高い場所に位置
しておりますけれども、何せ接道していないということがネックになっております。このことは活用方法
の幅を狭めているのだなというふうに思っております。それら周辺の土地を確保し、使い勝手のよい状態
にすればいいのではないかとということもあろうかと思っておりますけれども、なかなかそうはいつでも土地や予

算の絡む話ですので、すぐすぐ対応できるものでもございません。しかしながら、横瀬町の将来に横たわる大きな問題である人口減少問題のことを考えますと、現状の町有地部分だけの活用ではなく、もっと広い視点で免沢左岸の活用方法を検討していく時期に来ているのかもしれません。今、具体的に何ということをお願いすることはできませんが、今後何ができるか町有地の活用方法についても幅広く検討していきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。私の考えですけれども、免沢左岸のあの場所というのは、やっぱり国道に面している、そして横瀬駅からも徒歩で動ける圏内であり、横瀬町のなお中心地にあるのかなと思っております。今後、西武鉄道さんが西武秩父駅を改修して、秩父にもっと力を注ぐということが表明されておりますし、横瀬町というのは東の玄関口とよく言われておりますが、その流れの動線として考えても国道299でこの役場前のこの左岸の町有地というのは、どういうふうにか活用しないといけないのかなというのが今後の課題だと私は思っています。

一番大切なのは、10年先を見据えたその計画というのがどこかの段階でできるのかどうか、それがその場所に子育て支援のものができるのか、高齢者の方に支援するものができると、それとも横瀬町のそこに一つの形となる商店街的なものができると、駅からの動線を見ても、あそここの場所というのは非常に私は魅力があると考えています。

確かに土地の所有者が11名ということですが、この11名というこの全ての方と一度は交渉を過去に持たれた経緯があるのかどうか、おわかりになる範囲で結構ですので、教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 黒澤議員がご指摘のとおりで、非常にいいところです。299号からも近くて国道にも近くて、そして役場にも近くて学校にも近くて、横瀬町の一つの中心となり得るポテンシャルのあるところだと思っております。ただ、なかなかハードルが高いところがあって、それは接道がないということ、それから高さの問題だったりです。

まだ、町としては、はっきりとそこで何をやるということをしたことは、これまで働きかけを周辺住民に一律にしたということは、これはないと思います。何をやるというのが決まっていないうけですから、ないと思います。今後ということなんですけれども、有効活用はしたいです。できれば、それを早くしたいと思っておりますが、いずれにせよこれこそこの資金的な支出、投資が必要になる話です。ですから、ちょっと軽々には一方ではできないと思っております。私たちの町は、ポケットも限られておりますし、勢いでやって失敗することは許されません。という中で最有効活用を考えて、慎重に考えていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 事情は今の答弁でわかりましたが、今現在のここの免沢を当時所有するに至った経緯というのは、町の職員さんの中でももう限られた人しかわからなくなってくるのかなと私は思っていますが、所有してからがおおよそもう30年近くたつのですか、今後どうするか、そこに至った経緯等もちゃんとその役場内で引き継ぎがしっかり行われるように、担当者が誰かではなく、その経緯がわかる人間が必ずいるような環境だけは整えていただきたいなと思っておりますので、要望させていただきます。

以上です。

○小泉初男議長 ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、ビーコン導入についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 3、ビーコンの導入についてのうち、現状の認識についてお答えいたします。

ビーコンといいますと、これまで皆さんになじみが深いのはカーナビとかではないでしょうか。高速道路などでビーコンが設置されているポイントを通過いたしますと、カーナビに近隣エリアの渋滞情報や事故情報が表示されたりいたします。また、都市部ですと、バスにビーコンを設置することで、バスが今どこのバス停を通過したなど、待っているバス停にバスの位置情報を表示できるようにしたりしております。

これまでこのような活用のされ方をしてきているわけですが、ここ一、二年でスマートフォンと連動した活用方法が出てきているところです。例えば日光など観光地では、観光案内板などにビーコンを設置することで、案内板に訪れた人に対し観光スポットや飲食店の情報をスマートフォンに配信し紹介したり、さらに訪れた観光スポットや飲食店にもビーコンを設置することによって、スマートフォンに無料体験チケットや割引クーポンなどを配信したりと、そういったことで回遊性を高める仕掛けをしております。

また、商店街では、店舗や照明灯にビーコンを設置いたしまして、スマートフォンに店舗情報やお買い得情報、クーポンを配信し誘客に結びつけております。

さらに、ビーコンにつきましては、こうした情報発信の使い方だけではなく、スマートフォンを通じてどこで情報を受け取って、また受け取った情報によりどのような場所に移動し、どのような行動をしたか、その行動データを収集することができ、こうしたデータを分析し、活用することもできます。この分野は日々進化をしており、追いついていけないところもあるわけなのですが、さまざまな観光や地域活性化の場面での利便性の高いツールといたしまして、期待できるものと考えております。

町といたしましても、先ほど申し上げた観光地の例のように、今年度町内の各観光スポットの案内板やサインを整備していく予定です。その際に、ビーコンやAR、拡張現実というものですが、もあわせて整備し、スマートフォンとの連携により観光スポットや飲食店などの最新情報を配信し、観光客の周遊性を高めていきたいと考えております。

また、こうしたスマートフォンを通じて収集できたデータにつきましても、観光を初め今後のまちづくりに生かしていけたらと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ビーコンの現状の認識が思っていたよりもはるかにあったことが、非常に私個人的にうれしいです。ありがとうございます。

私、今回、このビーコンというキーワードで質問させていただいておりますが、6月の定例会のときに、まずW i - F iということを質問させていただきました。これがやっぱりW i - F i、ビーコン、防犯カメラというのが今の流れ、1つのパッケージでよくできているのです。どれか1つを欠いても100%の能力を発揮しないけれども、この3つがそろって100の機能として一番町としては活用できるのかな、そしてこのビーコンというものを、横瀬町が最初にやる意義というのもあるのですけれども、これは私が考えるのは、1市4町全てが同じ方向性でやることによって、秩父全域でどういう動きの人が入ってくるのかという情報を収集することができると思います。これは、横瀬町は、あくまでも来ていただいた方が道の駅からどこに向かったか、最後道の駅で何かを買って帰ったのかというデータは、横瀬町だけでもとれるのですが、横瀬町だけでこの機能を生かすのはまだもったいないという、できれば秩父市と一緒に、長瀬と一緒にするという形が、いろんなデータを分析するのに当たっては、非常に効果が高いものだと考えています。

こういうものは、その導入に当たって費用の面があるので、すぐすぐどうこうというのは難しいと私も考えておりますが、ただこの3つをセットにして考えていただくことによって、地域の防犯には防犯カメラが使えますよ、データはとれます。インバウンドで外国人が来たときにも対応できます。そういうおもてなしを考えることも一つの方法ではないかなと考えておりますので、その辺のことについてももう一度答弁を求めます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 黒澤議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお話の中で出てくるW i - F iとかビーコンとか防犯カメラをパッケージでというお話なのですが、お話ししているのは、防災・防犯支援サービスとかということで、自動販売機の協会とかメーカーとか提供しているサービスだと思うのですが、そういったお話については存じておりますし、大変興味深いお話だと思っております。しかし、この自動販売機を利用したサービスなのですが、これは自動販売機の売り上げによって運営していくということになりますので、ある程度の売り上げがないとこのサービスというのは利用できないのかなと思っています。そうすると、町の中でこれを利用できるというふうに考えた場合に、この条件クリアできるのはどれだけあるのかなということで、多分道の駅だったり、あとは横瀬の駅前当たりの自動販売機だったりぐらいなのかなと、ちょっと別の件なのですが、これはちょっとW i - F iの設置の関係で確認したのですが、町民会館の自動販売機でもこういったW i - F iのサービスを自動販売機でできないかなということで伺ったところ、町民会館の自動販売機の売り上げではちょっと難しいという話はいただいております。

いずれにしても、防犯カメラ機能のほかにW i - F iとかビーコンを利用できるということで、その道の駅などですか、そういったところをスポット的に取り入れてもおもしろいのかもしれません。それがただ1カ所となると、なかなかそのデータをまた活用していくということを考えると、やはりもった

いない部分がありますので、やはり黒澤議員がおっしゃっているように、1市4町、広域的に取り入れていくというのがよりこのサービスの効果をより高めていくのかなとは思っております。

そうした中でもやはりこのサービスを導入するに当たっても、どれぐらいの導入費用があって、あとは維持費用がかかるのかということところがちょっと検討していかなくてはいけないのかなと、その辺の費用対効果を見て、その効果に見合ったものであれば、今後、そういったものを導入していく選択肢の一つになり得るのかなと思っております。

私からは以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、3番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。若輩なものですから、失礼な物言いかありましたらばご容赦ください。

まず、私の質問は大きく2つです。まず、1つ目ですが、川東の町民グラウンド東側で行われております開発整備についてお聞きいたします。私の地元の川東の人たちは、町民グラウンド周辺の田んぼのあたりを散歩などする人が多く、その方々から「グラウンドのところの山に重機が入ったり、道をつくったり、チェーンソーで木を切ったりしているようだけれども、あれは何だい、何しているのだい」という問い合わせが多くの方から私は受けました。そのとき、私ちょっと勉強不足だったもので「わかりません」としか答えられませんでした。つきましては、進行中の工事の内容と今後の工事予定、また将来の展望などについてお聞かせください。

続きまして、次に来年度の新規職員の採用についてお聞きします。平成28年度採用予定者が10月27日付で、横瀬町告示66号として名簿が同日役場前に掲示されました。来年3月、職員の定年退職予定者が7名ということで、今回新規職員12名が決まったとのことですが、その中でまず1つ目として、その試験結果として、1次試験の町村統一試験の応募人数ですとか県全体の平均点、また横瀬町受験者の平均点、またできましたら横瀬町採用決定者の平均点など、その辺の詳細をお聞かせください。

2つ目といたしまして、今回、議会の議案としても出されておりますが、来年度、水道の広域化の準備のためや役場組織の機構改革が予定されているようですが、機構改革等新規職員、また再任用職員の配置などどのようにするか、全般なことでも大まかなことでも構いませんので、今現在の考えをお聞かせください。

ラグビーのワールドカップでの日本代表チームの大活躍は、皆さんの記憶に新しいところですが、その

日本代表チームを率いたエディー・ジョーンズヘッドコーチは、「成功をおさめているチームは、例外なくハードワークをいとわないチームである」、また「リーダーとは先頭に立ってプレーをするだけではなく、他者を生かし、周りの人間に責任を持たせ、その結果、最大の成果を引き出すのが本物のリーダーだ」と言っております。私も全くそのとおりだと思っております。役場組織というチーム、町長初め管理職、執行部の皆さんもリーダーだと思いますので、私もそうあるべきだと思っております。

役場職員にとっても優しい富田町長ですが、エディー・ジョーンズヘッドコーチの目指したジャパンウェイならぬ、これは済みません、私勝手に言わせていただきますけれども、富田町長のヨコゼウェイなるものをちょっと実現するためにどのような考えなのかお聞かせください。よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 3番、阿左美健司議員の質問1、町民グラウンド東側で行われている開発、整備についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、進行中の工事の内容と今後の予定、また将来の展望ということでお答えさせていただきたいと思えます。

場所につきましては、町民グラウンドの北側に駐車場がございますけれども、その東側の山林でございます。標高が約240メートルから280メートルくらい、高低差で40メートルくらい、南北に300メートル、東西に100メートル、西向き斜面の約3.3ヘクタールの箇所でございます。ここにつきましては、埼玉県が道路買収用地の代替地として取得しておりましたけれども、所期の目的の必要がなくなりまして、昨年の4月に町のほうが公園等の用地ということで取得をした場所でございます。

この土地は、埼玉県が所有していた間はずっと何も手つかずの状態でありましたので、篠、カヤ、雑木等が密集をしている状態となっております、その中に人も入ることもできず、景観も悪くなり、またけもの等のすみかのような状態となっております。そのような状況でしたので、ことし1月になりまして、やぶ等の刈り払い、そういうことをいたしました。現地にそれで入れるようになったわけなのですが、そちらに入ってみますと、山頂からの眺めもまたよく、川東当然ですけれども、合耕地の田んぼ、町民グラウンド、川西、中郷地区、また武甲山、それから両神山、またそれに連なる西秩父の山々、そういうものが大変見渡せる見晴らしのよい場所でございます。その後もそこには草刈り等2度ほど行いました。

お話のありました重機が入ってということなのですけれども、ここの開発計画をつくるに当たりまして、現地の調査をする、あるいは植栽等を行うための花木、あるいは道具類、そういうものの運搬、あるいは穴を掘ったりして植える、そういう重機等の搬入、そういうものをするための進入路が必要になるのではないかということで、一部回転場所等を設けました幅員約2.5から3メートルぐらい、延長500メートルの作業用道路を10月の下旬から11月にかけて施工いたしました。

今後の予定につきましては、まだ白紙の状態でございますけれども、散策ができる程度の遊歩道ですか、幅員が1メートルから2メートル、そのぐらいのものはまだこの後つくる必要があるかなというふうに考えております。

この公園用地に花木等を植栽し整備ができれば、町民の憩いの場の創出、また新たな観光の拠点の一つとなり、1年を通して楽しんでいただけるような場所になるのではないかなと思っております。

公園の整備計画の策定に当たりましては、多くの方のご意見を伺いながら進めていくことが大切と認識しております。その窓口の一つとして、横瀬町観光・産業振興協会にアイデア等の提案をお願いしております。協会では、この公園の整備計画、花咲山というような表現で言うておりますけれども、これを作成するに当たりまして、視察や専門的な知識のある方の意見を交え、また関東近県の公園の状況等の調査や検討もしてまいりました。しかし、もう少し具体的に専門的に推進する必要があるという認識のもとに、専門部会というものを立ち上げるということになりました。花咲山公園整備検討部会というのですか、そういうものを立ち上げるということになりました。

今後、広く町民の方やまた協会の会員を呼びかけまして、検討部会の中でどのような花木をどのように植栽、また整備するかなど検討し、それを町に提案をしていただけることとなっております。町でも協会と協力しながらですけれども、この提案を参考にさせていただき、今後のスケジュール等を決めていきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。今後は、観光協会とアイデアを出し合いながら考えていくということですが、済みません、ちょっと調べたところ、この場所の活用に関しては、たしかことしの3月議会で若林想一郎議員が一般質問されていまして、それに対して町長が「前向きに有効活用をしていきたいと町では考えております」とお答えになっていらっしゃいます。今、観光協会等これから話し合っていくということでしたけれども、その3月以降、町からアナウンスというか、その辺の説明といいますか、広報がなかったかと思うのですが、その3月議会が終わったかその辺で、もうこういったとりあえず進入路ですとかそういった工事とか計画が決まっていたのでしょうか、その辺の住民に対する広報など周知はどうなっていたのか、ちょっとお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

3月の時点で先ほど阿左美議員さんがおっしゃるようにご質問がございました。先ほど申し上げましたけれども、その後、観光協会といろいろ相談させていただき、視察あるいは検討部会、そういうことをさせていただきました。それで、10月の末から11月にかけてなのですけれども、いずれにしてもどういうふうにするにしても現場をはかるにしても、あるいはどこをどういうふうに植えるにしても、何を植えるにしても、やはり中に入るための簡単な作業道は必要ではないのかということになりまして、では急遽作業道は入れましょうということでしたので、これは10月の時点になって急遽入れるということになりました。それについての住民の方への広報等は申しわけありませんけれども、してございません。

なお、先ほど申しました専門部会を立ち上げたということで、とりあえず1月号ではまず専門部会の部会員に町民の方にも参加していただきたいという呼びかけを広報でさせていただきたいと思います。また、その中でご意見、アイデア等が進んできた時点で、町と観光協会等と協議をさせていただき、随時広報等

あるいはホームページ等で情報を公開できればというふうに思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。確かにすぐ決まって動くはずはなかったと思っておりますので、そういった答えをいただきまして、ありがとうございます。

それで、この場所の南側に実は今現在、病院とか保育施設とか太陽光発電設備ができるというか、つくりたいという動きというか、民間の計画があるようなのですが、そのことにつきまして、町が知っているのかどうかということで、横瀬町には横瀬町土砂等の堆積の規制に関する条例及び同施行規則、横瀬町土砂等堆積事業の事前協議に関する指導要綱などがありまして、その中には周辺住民への周知や事業の内容についての事前公開などが定められております。今のそういった保育施設とか太陽光発電所の計画がこの条例の対象になるのかわかりませんが、私が何を聞きたいかといいますと、実は平成19年7月ごろに、川東の北前峠付近に土捨て場をつくるという計画が持ち上がったことがありました。そのときに川東住民の八十二、三%の方の反対署名が当時集まりまして、このあたりの開発行為には川東住民はちょっと神経質なところがありますので、もしこういった計画があるということを知っていると知らないとか、そういったことが具体的にになるとどうなるのかちょっと心配なものですから、ちょっと今の段階での考えで構いませんので、その辺わかる範囲でちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 阿左美議員さんのご質問でございますけれども、今のご質問の中で、町のほうにそこを開発したいとかそういうことに関しては正式には来ていないと思います。

ただ、話の中で、その中でそういった人の関係者の方がそういったところにつくりたいのですよなんていうことは話を町のほうに来てしていたことはあります。ただ、具体的にどうのこうのとかというのは、町のほうにはありません。ただ、その開発を、今阿左美議員さんが言われました考えているというような業者が県土整備事務所のほうの熊谷住宅安全センターというのがございますが、そちらのほうで開発業務等はやっておりますけれども、そちらのほうに相談に行ったということは聞いています。相談に行っても具体的にどうのこうのというのがまだ煮詰めも何もしていませんので、その先のことは何も言えませんけれども、そういったことが考えている人はいるよということは聞いております。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、来年度の新規職員採用についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問事項2の要旨明細1について答弁をさせていただきます。

平成27年度横瀬町職員採用試験の応募者数は83名でございました。なお、試験当日までに辞退または欠

席者がありまして、1次試験の受験者数は71名でございました。1次試験については、教養・職務基礎力試験及び職場・職務適応性検査を行い、その採点結果、検査結果及び試験申込書記載事項等を総合的に判断し、28名を合格者としてしました。2次試験については、1次試験合格者、これは1名辞退がありましたので、27名に対しまして、作文試験及び面接試験を行い、その結果並びに教養・職務基礎力試験及び職場・職務適応力検査の結果も含め、横瀬町にとって有用な人材かどうか等、さらに総合的な判断を行い、最終的に12名を合格者としてしました。本年は応募者数も例年に比べ多く、また優秀な人に多く受験してもらい、結果、町の将来を担うことができる活力ある人材を合格者として確保することができたのではないかと考えております。

なお、教養・職務基礎力試験及び職場・職務適応性検査は、埼玉県町村会に委託し、統一試験検査を行いました。参考までにですが、公表はしていないことをお断りした上で、教養・職務基礎力試験の全国平均ですが、教養試験、これは高校卒業程度ですが、2時間行いまして40問中正当が24.96問、社会人の基礎試験、これは職務基礎力試験といえますけれども、1時間30分で75問中正当が45.34問とのことであります。

先ほど質問にありました町の合格者の平均等については、申し上げますとおり、1次試験に関しましても2次試験に関しましても、総合的に判断して合格者を決定しておりますので、全国平均にとどめさせていただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 2、来年度の新規職員採用についてのうち、(2)、機構改革と新規採用職員、再任用職員の配置についてお答えいたします。

まず、機構改革についてですが、今定例会で行政組織条例の一部改正として提案をさせていただきますが、概要について答弁させていただきます。現状の人員体制の中で人口減少問題などの重点課題や地域分権の推進による業務量増加に対応できるよう、効率で機能的な組織とするため、来年度の組織の機構改革を行う予定です。まず、子育て支援を強化するため、健康づくり課から子育て支援部門を切り離し、子育て支援課を新設いたします。健康づくり課は、高齢者支援グループと子育て支援グループの2グループで構成されておりまして、正規職員が13名、任期付職員1名、任期付短時間勤務職員1名、非常勤職員が1名、臨時職員1名の計17名の大所帯の課となっております。

子育て支援グループでは、等福祉や子育て支援の業務のほかに、障害福祉や地域福祉、生活保護も担当しており、わかりにくくなっている状態となっております。また、保育所、児童館に関することは健康づくり課でなく、保育所や児童館で個別に対応している状況にもあります。このため人口減少問題に対応し、子育て支援を強化するため、子育て支援課を新設するものです。

子育て支援課では、児童福祉、子育て支援、保育、母子保健を担当し、子育て支援や保育所などにつきまして、ワンストップで対応できるようにしていきたいと考えております。

次に、税務課と出納室を統合し、税務会計課とする予定です。出納室では、職員2名、任期付短時間勤務職員の1名で業務を行っております。出納室では、少ない人員の中で窓口の時間延長も含め業務のやり

くりをしている状況でございます。ある程度の規模のある市や町であれば、一定人数の体制でできるわけなのですが、小規模な町ではなかなかそうはいかないという状況にあります。ましてや今後、町の人口が減少していく中で、職員の数も現状のままということには将来的にはいかないと考えております。今後、先を見通した組織の見直しをしていく必要があります。

今回、正規職員8名の税務課と統合することで、10人規模の課となります。一定規模の課とすることで窓口対応など相互に補完できることはしていく体制とし、簡素で効率的な組織としていきます。

最後に、上下水道課を廃止いたします。来年度から水道事業の広域化により水道部門が広域市町村組合に移ります。残った下水道部門を建設課に移管する予定です。これにより町長部局としましては、現在の8課1室体制から8課体制になるというふうな予定です。

次に、新規職員、再任用職員の配置ですが、新規職員は先ほども話が出ておりますが、12名の予定です。配置先は、役場全体の人事の中で決めていくこととなりますが、役場の組織を考えると、少なくとも各課には1人配置するということとなります。また、社会人経験者もおりますので、民間企業の資格や経験が生かせる課があれば、それも考慮しながら配置を考えていきたいと思っております。

再任用職員につきましては、これまでの役場の豊富な経験や知識を生かしていただきたいと考えておまして、即戦力として、また職員の教育指導的な立場として活躍を期待しております。再任用職員につきまして、役場全体の人事の中で配置を考えていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、通告書にはいただいていなかったと思うのですが、組織論、マネジメントはどうあるべきかというお話いただいたので、お答えしたいと思います。

先ほど阿左美議員のほうからも言及されましたエディー・ジョーンズの話は、全くそのとおりだと思います。他人を生かし成果を出すということが大事で、私も常常思うのですが、役場トータルな成果が大事です。これは、私個人の成果ではなくて、役場のトータルの成果が最大化するように自分では考えてマネジメントに当たっているつもりです。

先ほど議員のほうから役場の職員には優しいという表現いただいたのですが、多分、申しわけないのですが、職員は多分そう思っていないで、私になって新しい課題だったり、考えたりしなければいけないことがきつとふえていて、皆さん少し大変な思いをしていると思っております。そこは、ではどういう組織がいい組織かという、ちょっと今アドリブでいろいろ考えたのですが、私もいろんな組織に所属していて、強い組織の共通条件というのがやっぱりあって、それはまず1つは、一人一人の個々が強いプロ意識を持っていること、これはとても大事です。なあなあにならずに甘えずに、常に向上心を持ってプロ意識を一人一人が持つこと、次は組織の人間としての信頼関係が相互にあることです。これは、組織のタイプによっても違うのですが、とにかく我が町の役場ですと、同じメンバーでずっと基本的には仕事をしていきます。中途退社がたくさんいて、新しい人が毎年たくさん入って、人が二、三年の短い間で入れかわっていくという組織ではなくて、我が町は、基本的には入っていただいた人は長く勤めいただくという職場の中では、これ人間関係がしっかりしていること、そこに信頼関係があるということは、役場の組織が

強くなるのには、私は絶対条件だと思っています。ですから、私は私で職員の人を人間として信頼されるように、私は、職員の人を信頼をしています。その関係はとても大事です。

そして、その上でそれぞれが自分のチームへの強い帰属意識を持つということです。チームプレーに徹するという事です。これがとても大事です。これを役場の課のユニットでもそうだし、役場全体としてもそういった雰囲気をつくっていきたいというふうに今日々思っています。

さっきの優しいというところでいくと、これ優しいのはだめなのです。一方で、その厳しいだけでもだめなのです。でも、その優しいと厳しいの間に、どこかにちょうどいいところがあります。そこをいつも考えて、着地点です。私が走るだけでもだめだし、職員の人があつ歩いていてもだめなのです。みんなで一緒に走れるちょうどいいスピードをいつも模索しながら業務にあたっています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 町長、ありがとうございます。私、組織論聞いたつもりはなかったのですが、ご丁寧な解説ありがとうございます。私も参考にいたします。

それでは、最初の試験結果のほうについての再質問なのですが、平均点、横瀬町の合格者の1次試験の平均点は、今公表できないということなのですが、私、個人の成績を聞いているというつもりは全くありませんで、その平均点が高かったり低かったり、それは試験ですからあると思うのですが、単純に合格点、平均点が高ければ、横瀬町に採用された人たちの平均点が高いということは、横瀬町の将来の期待が持てるなというふうに思いますし、逆に低ければ低いで、それはそれとして今後、先ほど大野議員のときに話もありましたけれども、職員の皆さんの研修ですとか、OJTなりを議会と執行部で考えていかなければいけないということを思いますので、1次試験の平均点を聞きたかったわけです。

もし公表できないということであれば、その辺の公表できない理由をわかる範囲で教えていただければと思います。それがもしわかればお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 再質問に答弁させていただきます。

先ほどから申しておりますとおり、1次試験に関しましては、教養試験と適応能力試験と、あとは申請書の内容等を総合的に判断しているということでございますので、一概にその点数だけの平均でやっているわけではありませんので、2次試験に関しても同じことなので、総合評価でやっておりますので、その辺は公表していないこともありまして、この場では控えさせていただきたいということでございます。

ただ、今ちょっと相談させていただきましたけれども、全国の平均、先ほど申し上げましたけれども、町の合格者の平均はそれよりも高いということだけは申し上げたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。高いということ聞いて安心しました。

それでは、私が先ほど申し上げました横瀬町の将来の展望が開けましたので、ありがとうございます。いい人材をとっていただいてありがとうございます。

その試験結果について再々質問なのですが、新規職員の採用スケジュールがたしか7月の広報で9月20日1次試験、10月の中下旬に2次試験という予定がありましたけれども、その採用決定者の発表が10月27日で、これを考えますと、ちょっと広報の予定よりも早かったのではないかなと、例年に比べても早かったのではないかなと思いますので、そういった早くなった理由がわかれば、逆に私なんか素人考えですと、採用人数が多いのでちょっとおくれるのかなという感じでも思っていたのですけれども、その辺がちょっと以外だったので、ちょっと教えてください。

それと、ちょっと済みません。順番ちょっと間違えてしまいまして、ことしの10月21日の日本経済新聞の朝刊に、埼玉県内の各信用金庫が事務作業の効率化をすることによって、余った人員を他部署に配置して収益力を高めてきているという記事がちょっとありました。役場の新規の職員の採用に関して、そういった効率を上げて、なるべくその新規の採用を抑えるという考えはなかったのでしょうか、教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 再々質問にお答えさせていただきます。

スケジュールのほうですが、発表等が早くなったということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、町村会のほうに委託した1次試験の教養試験と適応能力試験の通知ですか、それが来たわけですが、その後、町長、副町長、あと総務課で日程を調整しまして、早目に前倒しでどんどんやっていただきましたので、結果的に早くなっていくのですけれども、なるべく早く結果は出してやって、受験者が落ち着けるようにという配慮で早くしたいと思って、ことしは特に早く決めていただきましたので、早く発表できたということでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 若干補足します。まず、先ほどの日経の信金のところ、そういう話もわかります。前回の議会でも申し上げたのですが、役場の仕事は、やっぱり民間企業のサービスと決定的に違うのは、切れない仕事が多いです。民間企業は、それぞれのビジネスモデルに応じて取捨選択をしてやめることはやめればいいのですが、サービスの数は今は減らせないのです。ですので、これから人を減らせるのだとすると、今申し上げましたが、2つしかなくて、何かのサービスを思い切ってやめるか、あるいは民営化するかとか、というのか、あるいは何かで効率化できるかということ。それはこれからの課題かなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

〔何事か言う人あり〕

○小泉初男議長 では、ちょっと休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○小泉初男議長 では、再開いたします。

以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小泉初男議長 次に、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。若干声がかすれてしまって聞き取りにくい部分があると思いますが、ご容赦願いたいというふうに思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、町政への一般質問を行います。それでは、質問通告に従いまして質問しますので、よろしく願います。

1つとして、各種町計画の作成についてであります。横瀬町に限らず多くの自治体においても同じような計画が国、県の指導により行われている状況だと思えます。これらは、3年ごと、あるいは5年ごとと定期的に見直しを求められています。限られた職員の中で、自前の地域に寄り添った計画をと担当者は思いながらも、時間的制約等によって委託発注し、一定の流れに沿って行い、計画書ができていることだと思えます。

そこで、(1)といたしまして、昨年度に作成された今年度から動き出した各種基本計画、事業計画の主なものの計画名、計画期間、委託費、受託業者についての説明をしていただきたいと思います。

(2)といたしまして、受託から契約書ができるまでの大まかな流れ、これを第5次横瀬町総合振興計画の後期基本計画書に沿って説明し、それから委員会における検討状況について示していただきたいと思いますというふうに思います。

次に、(3)といたしまして、現在進められている、きょういろいろ議論がありました。地方創生に対する「人口ビジョン」地方総合戦略についてであります。まち・ひと・しごと創生、今年度中に定めないと地方創生関連の交付税が交付されないわけですから、チャンスとして取り組むことが重要と考えます。

そこで、限られた時間の中でもできることを行い、地方創生事業を主体的に利用して、住民の利益を増進させることが必要です。それは今以上に住民の声を反映させることが大事と考えます。住民参加、自分たちがこの計画作成に参画するということが、計画がみずからのものとなり、その達成に責任を持つことになると思います。現在の進捗状況について説明していただきたい。

次に、2といたしまして、来年度予算編成方針についてであります。来年度予算の施策は今進めているように見えます。どのように進めるのが予算であります。その中で何をどのように進めていくのか関心が持たれています。人口減少の現実と正面から向き合い、人口減少を抑制する努力、また人口減少にも耐え得る町をつくる努力が住民サービスの向上、雇用促進、交流人口拡大、育児・教育環境整備や環境改善などの諸施策が必要と考えます。そして、住みよい町、住みたいと言える町にできればと思います。

こんな中で、(1)といたしまして、来年度予算編成作成の基本を示していただきたいと思います。

次に、(2)としまして、町予算における補助金の占める割合、そして、その補助金の中で一時的なもの恒常的なものの割合を示していただきたいというふうに考えます。

そして、(3)として、この施策に対する補助金の考え方を示していただきたいと思います。この補助金の考え方というのは、当然やるべき中身があるだろうと、補助金あったらやる、なかったらやらないということではなくて、そういう考え方の中身であります。

次に、(4)といたしまして、これは子育てにやさしいまちづくりの来年度予算における具体策としての方向性を示していただければと思います。

もう一つは、(5)といたしまして、高齢者にもやさしいまちづくりの具体的な予算の考え方、こういうところに反映させていこうというのを示していただきたいというふうに思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、各種町計画の作成についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうから答弁させていただきます。

まず、質問の1、各種町計画の作成についてでございます。要旨明細3点ほどありますが、まず1の各計画の件数と委託費についてでございます。平成26年度中に町が策定した計画について答弁させていただきます。

5本ございまして、まずまち経営課で総合振興計画後期基本計画、計画期間が5年間でございます。委託の費用が302万4,000円でございます。委託先の業者は、株式会社ぎょうせいでございます。

残りの4本は、健康づくり課になります。子ども・子育て支援事業計画、計画期間は5年間です。167万4,000円で、株式会社ワイズマンコンサルティングに委託しております。

続いて、高齢者保健福祉介護保険事業計画でございますが、3年間となります。委託金額は321万4,534円で、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に委託しております。

続いて、障害者福祉計画及び障害福祉計画でございますが、同じくこれも3年間でございます。280万8,000円で、委託先は、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所でございます。

そして、健康増進計画でございます。計画期間が5年間、委託金額375万8,000円で、株式会社アイ・アール・エスに委託しております。

ちょうど平成26年度は、計画期間の5年間のと3年間の重なった関係で、計画の策定がちょっとふえております。

(2)の委員会における検討状況でございますが、総合振興計画の基本計画の策定の状況について述べさせていただきます。平成22年度に第5次横瀬町総合振興計画基本構想及び基本計画がスタートしております。そして基本構想のもと、平成27年度に後期基本計画がスタートしております。この後期基本計画策定に当たりまして、平成25年度に町民に移行調査を行っております。平成26年度になってから、庁内におきまして後期基本計画の策定体制を整えております。庁内の主幹や主査などの職員による7つの作業部会がありまして、随時検討を重ねてまいりました。また、各課所長による策定委員会については、2回会議を開催しております。

町民の方15名による行政経営審議会では、4回の会議を開催しまして、多くの意見をいただいております。

内容につきましては、まず行政経営審議会の第1回目の会議の中で、前期基本計画の施策の評価や前期基本計画の目標指標の状況等を、また住民意識調査の分析結果を事務局のほうから説明して、意見をいただいているところでございます。その席におきまして、審議委員さんの委員さんにも事業提案のお願いをしておりました。

続いて、2回目の行政審議会におきまして、委員さんから事業提案がございまして、6名の方から38件の事業提案をいただいております。その事業提案につきまして、各委員さんによって意見交換を行っているところでございます。

そして、3回目の行政審議会におきまして、後期基本計画の原案が作業部会、策定委員会などによってでき上がったものを行政経営審議会のほうで審議していただいております。各委員さんから意見をいただきましたので、それを踏まえて修正を行いまして、1月9日から2月6日にかけて、パブリックコメントを町民の方からいただいております。パブコメにつきましては、2人の方から11件ほど意見をいただいております。この意見等を事務局等で検討いたしまして、最終案を作成したものでございます。最終案についての答申を行政審議会のほうにお願いしまして、行政審議会のほうから答申が返ってきて、後期基本計画が完成することになりました。一応この間に委託業者からは、原案の提案や計画策定への支援を受けているところでございます。

続きまして、(3)でございます。現在進めております「人口ビジョン」総合戦略の進捗状況についてでございますが、先月に3回ほど行いました町政懇談会におきまして、人口ビジョンや総合戦略について、町長のほうから説明いたしまして、出席者から意見をいただいたところでございます。人口ビジョンにつきましては、ほぼでき上がっている状況でございますが、総合戦略については現在事務局において原案を調整しているところでございます。

その後、検討部会においても調整し、また行政経営審議会に諮りまして、その後に議会の議員の皆様

もご意見をいただく予定でございます。その後、最終的にパブリックコメントにより町民の方に意見を求めまして、3月中に策定できる予定でございます。

以上で質問1を終わります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 非常に総合計画の策定について、それから委託についての説明と、それから今の総合施策についても説明していただきました。ありがとうございます。

横瀬町の総合振興計画、非常にこういう本でできてきて、立派なものが出てきているなという感じがします。先ほどの説明等もありましたが、このパブリックコメントを求めてどうかというと、パブリックコメントやらなければならないと決まっているからパブリックコメントなのですが、本当に参加が少ないという状況だと思います。

それから、各種アンケート等を求めても、住民からはどうだったかというと、この計画つくるときには、発送を500、有効回収235、回収率47%という状況なのです。本当に今の、ちょっとあそこに資料を置いてきてしまったので、今回の総合戦略についてもやっぱり同じような手法をとりながら、それぞれの意見聞いて、住民からの声をこの計画の中に生かしていく、そのどれだけ中身に入れるかというのが非常に重要だというふうに考えます。町長も午前中の答弁、あるいはいろんな議員からの答弁の中で、このまち・ひと・しごとをつくるには、本当に住民参加、それぞれの人づくりが大事だというふうに言われています。私もまさにそのことが先ほど一般質問の初めに言いましたけれども、いかにその住民参加で物事を進めていくのか、そのことが重要と考えます。

町で進める委託の関係というのは、本当に自分たちで手づくりでつくれば一番それがいいなというのだけれども、ほとんど同じような形にならざるを得ない。国が求める、あるいは県が求めるものに対して、手法はこういう形をとっている。ただ、この振興計画については、本当に町の幹部、課長さんは2回の委員会、それから各専門部会は、グループで7つのこれは主幹の人たちが出てつくってきたと思います。あとは、住民とどうかかわるかというような点であります。この総合戦略のビジョンに対して町政懇談会で3回にわたり行われました。私も2回は出てきたところです。非常に今までの集まりから見れば、多くの人が集まってきて、意見も出してくれたというふうに感じます。これをいかに広げていくのか、もうちょっと、あとは先ほどこれ今後の進め方の中で、総合戦略が検討委員会の中で検討されていますと、案をつくって行政審議会にかけて、そしてそれを今度は決まったものを議会にやって示していこうではないかと、パブリックコメントとありましたが、議会と執行部と車の両輪というのでは、このできたことに対してどうだという意見を言うのよりは、つくる過程の中でやっぱりともにどうという意見交換しながら進めていくほうが、より充実したものになるのではないのかなというふうに私は考えるところであります。

では、再質問としまして、今の総合戦略の進め方についての考え方、住民参加をいかにふやして、住民のものとして、それから議会ともタッグマッチ組んで車の両輪で進めていこうと、それがいいというふうに私考えますが、そのことについてどう考えるか、示していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの再質問に答弁させていただきます。

住民の声をいかに拾い、いかに生かすかということになると思います。今回の総合戦略につきましては、住民の意向調査を15歳の方から40歳の方ということで対象を広げまして、全員の方に意向調査を行っております。回収、回答率なのですけれども、結局2,100件ちょっとだと思いましたが、650件ほど返ってきています。回収率とすれば30%になるかと思えます。

また、それだけでなく、事業所さんにも240ぐらいだったと思うのですが、アンケート調査を行っております。

そのほかにことしの3月の中旬から5月末までだと思いましたが、転入と転出、いきいき町民課の協力をもらいまして、窓口で届け出にきた人についてアンケート調査を行っています。転入が40ちょっとだと思いましたが、転出が60だと思えます。意向調査につきましては、なるべく数多くの方からアンケートをいただきまして、その結果を計画に反映できればと考えております。

また、今回の総合戦略の策定に当たりまして、策定段階から議員さんの参加というご意見でよろしいですか。一応まち・ひと・しごとの関係で産・官・学・金・労ですか、国のほうからあらゆる角度からご意見を求めなさいということをおっしゃっております。一応町のほうでは、昨年度後期基本計画を策定を行政審議会のほうにお願いしている関係で、その辺の情報を持っております行政経営審議会の方々にもう一度お骨折りいただいて策定のほうをお願いしているところです。その行政審議会に金融機関や労働機関の方を加えまして、策定に向け努力しております。議員さんにつきましては、策定段階ではちょっとお願いできなかったのですが、まだ案の状態の説明させていただきますので、ご意見等は遠慮なくお願いしたいと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 先ほどアンケート回答、これは本当にみんなどう考えているのと、どう反映させていこうか、何を望んでいるのというのがアンケートだと思うのです。実際にこの計画というのがどれだけ知らされて、どれだけ見てくれるかという、非常にその全体像がなかなか見えてこない中身だというふうに思えます。この経営審議会の委員も、本当に町の有力者という形でいろんな多岐にわたっている人だと思えます。いろんな意見も出されているというそういう中で進められればというふうに考えるのです。

転入転出、これはいろいろ説明受けてきて聞いたところであります。実際に人口ビジョンが示されて、人口減少にならないと、町長も言っていました社会減を社会増に持っていくためには、どうしたらいいか、あるいは自然増、自然減という形の中でのその施策をどう進めていっても、亡くなる人はやっぱり亡くなる。生まれる人をいかにどうふやしていくかが人口増になるわけです。意見の中では、亡くなるのを減らしていく。少しでも長生きすれば、それだけ少し後に持っていけるのではないかという意見も出されたというふうに思えます。

今、私が議員としてできることというので言っているのは、いろんな人たちの意見を聞きながら、実際

にこの町をこうにしていこうではないかと、そのことを語るのが本当に生きたまちづくりになっていくというふうに考えます。議会のほうには、案段階で意見を求めると、それからこれ以降の進め方について、本当に時間限られているという、今年度中につくらなければならないのだけれども、本当にみんなが真剣になって、その町長の熱意も伝わるような、そういうのがいっぱい広げて、私たちもその一翼を担いながら進めていければと思いますので、最後に町長の決意等含めて聞かせていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 貴重なご意見ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。できるだけ町の方の意見を集約する機会だとか装置というのですか、はつくっては来ているつもりなのですが、まだまだだと思っていますし、そこにはある意味、ゴールがないといえますか、ということなので、本当に意を砕いて、少しでも多くの方に見ていただけるように、そして意見をしていただけるように、こちらとしても意を尽くしてまいりたいと思います。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、来年度予算編成方針についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうから質問事項2、来年度予算編成方針について答弁させていただきます。

まず、1の来年度の予算編成方針でございます。平成28年度は、地方創生に向けた具体的施策を本格的に推進する年として、横瀬町ならではの横瀬町にしかできない地方創生の実現に向けた施策を展開しているかねばなりません。財政状況は、依然として厳しい状況でありますか。限られた財源の中でより重点的、効果的な事業実施を行う必要があります。

平成28年度は、みんなで作る日本一のまちの第一歩であり、第5次総合振興計画や現在策定している横瀬町総合戦略に掲げる施策について、着実な進捗を図り、目標達成に向けた実効性のある予算とすることが求められる。予算編成方針をちょっと抜粋させてもらったのですけれども、このことを念頭に置いて予算編成を行っております。

(2) としまして、町予算における補助金の占める割合でございます。その中で一時的なもの、恒常的なものでございますが、平成26年度の決算額の数字にて答弁させていただきます。歳入合計40億256万6,000円のところ、国や県からの補助金でございますが、5億4345万4,000円でございます。割合にして13.6%になります。そのうち一時的なものでございますが、4億8,707万1,000円、補助金の89.6%となります。そして、恒常的なもの、経常費用に充当しております補助金でございますが、5,638万3,000円、10.4%でございます。

(3) の施策に対する補助金の考え方でございますが、基本的には補助金ありきと考えます。国や県において補助制度がございますが、補助制度の補助の対象となる事業を考え、国や県に補助申請を行うこと

でございます。認められれば、補助金が交付されますので、事業を行うこととなりますが、認められないと財源がなく、事業を実施することは難しくなります。

一例でございますが、今年度の社会資本整備総合交付金町道整備事業でございますが、国庫補助をいただいて町道を整備しております。国の交付決定によりまして、9月の補正にて国庫補助金を減額しております。事業費についても補助割合に基づき補助金から逆算して、補助金に見合った事業費に減額しているところでございます。

また、一方では、こども医療費の支給事業につきましては、県費補助では就学前児童が対象でございます。しかし、町では中学生まで対象者を広げて、支給事業を行っているところでございます。ほかにも町で単独事業等ございますが、町の推し進める施策については、補助金がなくても事業を行っている状況はございます。

(4)の子育てにやさしいまちづくりの具体策でございますが、子育て支援につきまして、総合戦略の重要施策となります。平成28年度なのですけれども、子育て支援課を創設しまして、子育て支援の窓口の一本化を行います。児童手当や出産祝金などの支給、子育て相談などを1つの窓口にて対応ができるように考えております。また、総合戦略に基づき出産祝金の充実や多子世帯の保育料の軽減などを考えているところでございます。

続いて、(5)ですが、高齢者にもやさしいまちづくりの具体策でございます。現在行っている交通弱者へのコミュニティバスですけれども、今回の議会にも提案してございますが、本格運行を行う予定でございます。また、高齢者の見守りネットワークの推進として、高齢者サロンへの補助や健康寿命の延長を図るため、健康づくりなどを考えているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。来年度予算の基本方針の中で、特に考え方として総合戦略のもとでの進捗、目標達成の実効あるという形です。ことし9月議会のときに行政報告ありました。この中での主要施策というか、一つの考え方として、来年度予算はこういう編成方針でいこうと、そういう中で主な施策、目玉というか、例えば総務部門におけるこれからこういうところとこういうところに特に力を入れています。それから、民生部門におけるのはこうだよ、衛生部門におけるのは、あるいはこれは全部ではなくてもいいのですが、幾つかの町長から示された来年度予算編成方針の中での目玉というか、町長自身が私はこういうところを中心に行くというのが(1)の中でもしできれば、聞きたいというところであります。

それから、補助金の占める割合なのですが、この補助金は、先ほどの説明だというと、これは国庫補助ですか、県費補助も一つの補助金という形で、この13.6%、去年の歳入の中でいくと、国庫支出金とそれから県支出金を足していくと、もうちょっとふえていくのではないかなと見えるのですが、その補助金は国とそれから県も含めた補助金の割合で、もう一回そのところはよろしく願います。

それから、補助金に対する考え方で、一時あるいは恒常的なものということでもありますか。この一定の考え方として、この一時というのは一応国も考えて、ずっと未来永劫には一応恒常的、でもある一つの事

業とか何かというと、それは一時的な考え方だというふうに聞いたところであります。

それで、先ほどちょっとこの補助金の考え方の中で説明があったのですが、補助金について国や県に補助申請して、認められればだけれども、財源がなければしょうがないからやらないのだという説明があったというふうに聞こえたところであります。やるべきことは、補助金なくても進めていく中身だろう。だから、施策として進めていくこういうものをやろうではないか、ではそこに補助金がつかなくても、そこはやる仕事ではないのかと、額の小さいもの、大きいものあるというふうに思います。具体的な先ほどあった高齢者サロンに対する進め方、当初、国からの補助金で年間1,000万円、いろんな点がありました。芦ヶ久保のお達者クラブのほうについて、1年間やっていただいて、これはいいことだということで、今年度3つの地域によって広がってきました。これを今後の高齢者対策の中で、高齢者にもやさしいまちづくりの中ではより広めていくと、だから補助金あって、でもこれはやっぱり必要だなと思ったら進める姿勢が必要だというふうに考えます。

それから、子育てにやさしいまちづくりの関係であります。子育て支援課をつくっていくということは、本当に子供の子育てにとって町としては力を入れているのだから、こういう課長さんをつくって、健康づくり課から分けて、ここに力を入れていくと、その姿勢はわかりました。具体的な中身どうかというような点であります。めり張りをつけるというか、それからただ、町長もいろいろ話をしている中で、ここ、こことつけていくのではなくて、やっぱりトータルで見ていく必要はあると思います。ただ、できることというのをやれば、より早く見えるところ、横瀬町が子育てにやさしいまちづくり、出産祝金、これはこの間、議員視察で太子町に行ってきたときには、すごいのです。1子、2子、3子、そこら辺の考え方はいろいろあるというふうに思いますが、非常に出産祝金やった、横瀬はいいなとか、それから多子世帯における問題、それから保育料の軽減、こういうことをやりながらどうかという点があります。

まだ予算は査定段階なので、こうだという具体的な策は示せないと思いますが、もうちょっと具体的な施策が聞かせていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 私のほうからは、ちょっと何点か答弁させていただきます。

先ほどの補助金の考え方でございますが、ちょっと一例を申し上げて、社会資本整備の町道整備の関係でございますが、交付決定によりまして、国庫補助の金額が下がった関係で、完成時期が延びたという形です。町道整備については、実施することは決まっていますので、補助金の額によって進捗が緩やかになりまして、完成がおくれるというような形になると思います。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、補助金の考え方について誤解なきようにということで、私のほうから補足をさせていただきます。補助金があるからやる、やらないということではなくて、その上流にそもそもやるべきかやらないべきか

が絶対必要だと思っています。その中で次に補助金があるからどうする、補助金がないからという判断です。やはり補助金というのは、私は諸刃だと思っていて、余り補助金に引っ張られると、本来やるべきことではないことをやったりとか、あるいは中長期的に町のためにならないことをやってしまったりということもあり得ますので、その前の線引きというか、考え方がとても大事だと思っていますので、そもそもやるべきやらないべきか、必要かどうかというところをまず補助金ありやなしやの前段階で必ずふるいにかけるというふうにはしていくつもりです。

それと、来期のということで、今、ちょうど個別の施策の詰めに入っていますので、余りまだ断定的にこれということは申し上げられないのです。強いて言うと、総合戦略、今策定しているものをやはり色濃く反映させたいと思っています。ということで、柱としては、やはり4つあって、1つが雇用の創出安定に係る事業です。もう一つが定住促進、そして交流拡大に係る事業です。もう一つが結婚及び妊娠出産、子育てまでに係る諸事業、それから4つ目が地域づくりの事業、これが大きく言うと柱になるかなと思います。この中で町の財政状況ですとか、あるいは優先順位づけをして、今期やる、来期からやる、中長期的に検討するというものをつくっていきたいと思っています。強いて言うと、資金的にといいですか、予算づけということでいきますと、結婚、妊娠、子育てあたりは、少し厚めに取る必要があるのかなということは今を今考えています。現段階では、ここまでの回答にとどめさせていただきたいと思います。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 済みません。先ほどの補助金の関係でございますが、国庫補助金と県費補助金合わせた金額で答弁させていただいています。

一応国庫支出金の中に国庫負担金、国庫補助金がございます。国庫補助金のほうで計算しております。また、県支出金におきまして、県負担金、県補助金、ほかに委託金などもございますので、補助金の額で計算させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 総合戦略に沿った個別のということで、4つの中心的な点が示されました。雇用創出、それから定住拡大、結婚・子育て、地域づくりであります。地場産業を育成しながら地域に見合ったということで、いろんな今の横瀬の特色を生かし、そしてみんなで力を合わせてやっていく。それぞれがこの雇用、定住、結婚、地域づくりではなくて、特に小さい町ということもあったりして、横の連携とりながら進められるというふうに考えます。国としては、縦割りということが多くなってきましたが、町としてぜひこういう今言ったところ、いろんな人たちと協働の力によってつくり上げていきたいというふうに私も考えます。

最後は、私のほうの要望という形で、進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○小泉初男議長 以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時19分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小泉初男議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原みさ子でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

最初に、少しお時間をいただきまして、軽減税率に関する報告をします。公明党は、2017年4月の消費税10%増税と同時に、生鮮食品と加工食品を含む食料品を対象に軽減税率を行うことに自民党と合意いたしました。軽減措置に必要な財源は1兆円規模となります。このことをご報告申し上げます。今後も公明党は、国民目線で皆様のお役に立ってまいります。

では、通告に従い質問をさせていただきます。大きく分けて2点の質問をさせていただきます。

1点目は、横瀬町で行われている特定健康診査についてです。日本人の三大死因の順位は、がん、脳卒中、心臓病となっており、町でも同様になっています。現状、これらの原因でもある高血圧症、高脂血症、糖尿病などにかかる人がふえている傾向にあります。これらの生活習慣病に特化した特定健康診査を平成20年より実施しておりますが、受診率を向上するために平成22年から平成24年の3年間、個人負担を無料にしていたときの受診率はどうだったのか。その後の平成25年から平成27年の受診率はどうだったのかを伺います。

さらに、仕事をされている方の中には、受診したいけれども、平日のため受診できない方もいます。土曜、日曜の日数をふやし、多くの方に受診できるような取り組みができないか、現状と今後について伺います。

2点目は、がん対策の取り組みについて伺います。町としても特定健康診査と同時に、肺がん、大腸がん、前立腺がんを実施しており、別の日程で胃がん、乳がん、子宮がんの検診を実施しています。町におけるがん検診の受診率は、特定健康診査の受診率と余り変わらないと考えられますが、まず各がん検診の受診率について、わかる範囲で現状を伺います。

次に、胃がん検診の取り組みについて伺います。現在の胃がん検診は、バリウム検査のみですが、胃粘膜の炎症を起こすピロリ菌は、胃がんの最大の原因とされ、胃の中でも生きられる特殊な細菌です。日本では、全人口の50%、40歳以上では70%以上、50歳以上の年齢層では80%以上の感染率があるとされています。幼少期に感染することがほとんどで、年齢が高い方の感染率が高いのは、井戸水などから感染したケースが多いためです。また、経口感染も主な感染源となるため、幼少期に両親などから感染しているケースも多いです。

ピロリ菌は、一度感染すると除菌しない限りは半永久的に胃にすみ続けることになり、胃がん患者の胃の内部からもピロリ菌が検出される確率は高いと言われています。このことから、胃がんにも深く関係しているということも確認されています。ピロリ菌の有無で胃がんの発生リスクは5倍以上となると言われています。また、逆にピロリ菌が存在していない人が胃がんになる可能性はゼロに近いため、まずピロリ菌の有無を調べるのが胃がんを予防する第一歩になります。

胃がんを未然に防ぐために、全国的にも胃がんリスク検診の導入が広がりを見せています。この検診は、あくまでも胃がんのリスクを調べる手段であって、胃がんそのものを発見する検査ではありませんが、胃がん発生リスクに応じた除菌治療や医療機関でのフォローによる効果的な胃がんの早期発見、早期治療に結びつけるための有効な実施方法であると考えます。

そこで、現在実施しているバリウム検診よりも受診者の負担が軽い血液検査による胃がんリスクの検診の導入について、ご見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わりにさせていただきます。

○小泉初男議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、特定健康診査受診率向上についてに対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〔小泉源太郎いきいき町民課長登壇〕

○小泉源太郎いきいき町民課長 質問事項の1、特定健康診査受診率向上について答弁をさせていただきます。

要旨明細の(1)の受診率はどうなっているかというご質問でございますが、本町の国民健康保険被保険者に係る特定健康診査事業は、人間ドック補助、集団検診及び個別検診の3通りの方法により実施しております。ご案内のとおり人間ドック補助は、申請に対し2万5,000円を上限に補助を行っているものでございます。集団検診は、町内施設を会場に例年7月から9月にかけて10日間の日程で実施しているところでございます。また、個別検診は、受診者が10月の1カ月の間に各委託先医療機関において個々に受診をしていただく方法によるものでございます。

ご質問の特定健康診査の受診率でございますが、法定報告いたしました公表数値は、平成22年度は28.1%、平成23年度は29.3%、平成24年度は32.9%であり、平成25年度は33.4%、平成26年度は33.1%でございます。なお、平成27年度につきましては、数値が確定しておりませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

また、集団検診及び個別検診に係る個人負担は、横瀬町検診等実費徴収規則において、平成22年度から平成29年度まで特例措置として無料と規定し徴収しておりませんので、つけ加えをさせていただきます。

次に、要旨明細の(2)、土曜、日曜の日数もふやせるかというご質問でございますが、集団検診は、秩父郡市医師会に委託して実施をしており、実施に際しましては他の自治体ほかとも日程調整をするなどして実施をしているところでございます。

現行、本町におきましては、平日以外に土曜日を1日組み込んでいるところでございますが、日曜日の集団検診は実施しておりません。検診には、医師の派遣が不可欠であることなどから、土曜日実施の増加は調整次第と考えますが、現状においては日曜日の集団検診の実施は、極めて難しいと判断されます。

今後における特定健診事業でございますが、平成28年度の集団検診においては、受診機会の拡大等を図るため、新たな会場にて土曜日も含めて日程を2日間ふやす予定で現在調整を進めております。疾病等の早期発見は、医療給付費の縮減にもつながることから、引き続き受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 今、土曜日を2日設けていただくことになりましたけれども、今後受診率を上げるためには、町の対策としては、先ほど聞いたことのほかに何かいろいろ手だてを考えておるのかお聞きいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対します答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〔小泉源太郎いきいき町民課長登壇〕

○小泉源太郎いきいき町民課長 再質問にお答えさせていただきます。

受診率の向上についてでございますけれども、現行でも受診率向上のために勧奨通知等をおくらせていただいております。また、過去の例に倣いますと、毎年受ける方と隔年で受ける方とかそういう方もいらっしゃいます。その隔年とかの方たちが受診を毎年していただけると、大分受診率は向上いたします。そのようなことも含めまして、いろいろ検討を重ねて受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、がん対策推進の取り組みについてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、質問事項2、がん対策推進の取り組みについて、要旨明細1について答弁させていただきます。

当町で行っておりますがん検診は、議員さんの質問の中にもありましたように、6つのがん検診を集団で行っております。また、検診によって対象者が異なります。胃がん、大腸がん、肺がんにつきましては、40歳以上の男女、前立腺がんは40歳以上の男性、乳がんにつきましては40歳以上の女性、子宮頸がんにつきましては20歳以上の女性の方が対象となっております。

がん検診の受診率を平成24年度から平成26年度分の3カ年度で述べさせていただきますと思います。大腸がん検診ですが、平成24年度6.1%、平成25年度6.4%、平成26年度6.4%。肺がん検診ですが、平成24年度から順に11.1%、10.4%、10.6%。胃がん検診、4.3%、3.7%、3.7%。前立腺がん検診、5.1%、5.7%、5.9%。子宮頸がん検診、10.0%、9.4%、9.4%。乳がん検診、14.7%、14.6%、13.8%となっております。

次に、要旨明細2について答弁いたします。胃がんのリスク検診は、人の胃の中に生息するヘリコバク

ター・ピロリ菌の感染の有無とペプシノゲン判定による胃粘膜の萎縮度を血液検査で調べ、一生の間に胃がんや胃潰瘍、慢性萎縮性胃炎などの胃疾患にかかるリスクを判定し、AからDに分類し、BからDの方には内視鏡による精密検査を受けていただき、除菌治療や必要な治療、経過観察を行うことによって、胃がんなどの予防、早期発見、早期治療を目指すもので、議員さんのおっしゃるとおり、胃がんそのものを発見する検査ではございません。

しかしながら、この検査は、血液検査で判定できるので、検査を受ける方の負担が少なくなります。ピロリ菌に感染していた場合、除菌することにより胃がんの発生を抑制することもできるなどのメリットがあるほか、検査の結果、危険度が低いと診断されても完全に胃がんになる可能性がなくなるわけではないことなど、デメリットがございます。

国立がん研究センター発行の「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン」2014年度版では、新たに胃内視鏡検査は死亡率減少効果が確認され、市区町村の胃がん検診に推奨されましたが、ペプシノゲン法、ヘリコバクター・ピロリ抗体、これら併用法は、死亡率減少効果が不明なことから、市区町村が行う住民検診としての実施は推奨されませんでした。そのため引き続きバリウムによるエックス線検査を実施していきたいと思っております。

また、リスク検診を導入するには、検査や結果判定などを行うための体制の整備を初め、予算の確保、秩父郡医師会との協議などが必要になることから、今後、秩父1市4町の動向を見ながら、検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 受診率の低さにただただ驚きでございます。国においては10年後の日本を見据え、国民の健康指標を定めた健康日本21の第2次がスタートしています。これは、世界において日本の平均寿命がトップレベルの長寿大国になり、いつまでも健康で長生きするための具体的な施策が盛り込まれております。特にがんは日本人の総死亡者数の3割を占め、50代後半の死因の半数近くにも上がっている状況でございます。そういった中で、先ほどご答弁いただいた当横瀬町におけるがん検診の受診率の現状を見てみますと、国が示す、また県が示す目標の受診率の50%にはほど遠い数字になっております。未受診者の方に対しての対応、対策、今現状ではどのような対策をとっていらっしゃるのか、その点をお伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 がん検診につきましては、対象となる方につきまして全員に通知を出しております。受けるか受けないかということで返答していただいて、その後またいついつ検査を受けるというような通知を出しております。そのようなことで、全ての方に対してそういう通知等行っておりますので、それが一番で、そのほかに多分、ちょっとうろ覚えなのですが、勧奨通知等も出しておるとお思いますので、受けられる方は受けていただいていると思います。ただ、受診率が低いということの一番の原因は、各検診

の受診対象者が当該市区町村の区域内に居住地を有する対象年齢以上となっておりまして、そのため全住民ががん検診について周知を行っているのですが、健康保険に加入している方は、その健康保険組合でがん検診を実施している場合があります、その受診者数を町で把握することができないため、町のがん検診で受診した方の数が受診率ということになるため、分母が大きくて分子が小さいような状態になっているためと思われます。

このがん検診に対しては、今現在、集団検診を実施しており、胃がん、子宮頸がん、乳がんについては3日間、肺がん、前立腺がん、大腸がんについては10日間の検診日を設けておりますが、検診日が限定されることで対象者の方の都合もつかず、受診できない場合があるため、受診率が低下しているということも考えられます。この対象者の方で都合がつかない方に対しまして、胃がん、子宮頸がん、乳がんの受診方法につきまして、受診者数を限定した個別検診を取り入れたいと考えておりますが、検診を実施している医療機関が少なく、また集団検診と個別検診では費用面で開きがあるなどの課題がありますので、これから課題をクリアする必要があり、課題がクリアできましたら個別検診を実施していきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。これからも進めていただきたいと思います。

要望でございますけれども、町民の命をがんから守るために、何といたってもがん検診の受診率向上だと考えます。検査機関との連携調整、またさらなる早朝、夜間等の受診しやすい環境整備等も考えていただきたいと思います。

また、がん体験者による講演会等の開催等も私は一つがん受診率の向上につながるのではないかと考えております。正しいがんの知識を学んでいただければと思っております。今後も受診率50%に近づけていただきますよう推進を要望いたしまして、質問を終了させていただきます。

○小泉初男議長 答弁よろしいですか。

○4番 宮原みさ子議員 はい、答弁は大丈夫です。

○小泉初男議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、12番、若林清平議員の一般質問を許可いたします。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

私の質問事項は、1点でございます。まず、町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

富田町長がことし1月に誕生以来、この間精力的に町政運営に当たってきておると思います。そういう

中でこれからのこの横瀬町のさまざまな課題を解決しながら、日本一のまちづくりに向けた取り組みをしていくということが町長選での公約にもありました。

まず、日本一のまちづくりに向けた心構えと体制づくりについてでございますが、まず私考えるのに、やはり何としても人づくりを柱に、そして町民パワーをさまざまな形の中で醸成をしながら、なおかつ財政の健全化を求めながらまちづくりを進めていかなければならない、そんなふうを考えておりますが、今後の体制づくりについてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、現在横瀬町は、単独の町政運営を行うそのことで平成16年ですか、大胆に行財政改革を行いながら、今日に至っています。私は、その行財政改革10年を経ました今日、やはりこの間のきちっとした検証と総括をしながら、未来への展望を切り開いていかなければならない、そんなふうにも考えています。単独の町政運営を行う中で、今後どのように考えておられるのかお聞きをいたします。

また、現在、人口ビジョンあるいは地方版総合戦略とかいろんな課題を抱えておりますが、この横瀬町の中期、長期の展望について、やはり横瀬町が生き残っていくための町としての施策等どのように考え、将来的に展望が開ける、そういった施策推進ができるのかどうか、この点もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 12番、若林清平議員の質問1、町長の政治姿勢についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、答弁をさせていただきます。

3点です。大きくくりで政治姿勢についてということで、最初に日本一のまちづくりに向けた心構えと体制づくり。若林議員のほうから3つお言葉がありました。人づくりを柱にということ、それから町民パワーを醸成するという、それから財政の健全化ということ、3つとも大切なお話だと思います。まず人のほうから行きますと、町民パワーの醸成というのは、やはり段階を踏んで醸成していくものだと思います。まず、自分があって、役場の職員があって、ここの一体感があって、そして比喩的な表現ですが、その温度がまず高くなっていることです。その熱を町民に伝えていくということが必要かと思えます。温度というのが適切かどうかわかりませんが、比喩的な表現であれですけれども、それがわかりやすいかなと思ひまして、今使ったのですが、自分が温度が高くて、その高い温度を役場の職員に伝えて、それが共有されて温度が高くなって、それを伝えていくということです。ですので、境目になるところの対応がとても大切で、それは私と職員の間でもあるし、職員と町民の間です。ですから、私はいつも申し上げている住民設定が大事というのは、まさにこの点でして、その温度差がないこと、その方向性とか熱意がしっかり伝わる形になること、情報の共有がされていること、コミュニケーションがとれていること、そういう状況をつくっていく必要があろうかと思ひます。

そして、役場に関して言うと、やはりチーム力を上げるということだと思います。一人一人の個々の力がそもそもしっかりあって、それがチームになったときに、1足す1が2以上になっていると、チームとしての相乗効果がしっかりできてくるというような組織風土を役場につくっていきたく私は考えています。

そして、町の人を巻き込んでいくとか、参加していただく形をとることが大変大事かなというふうに思っています。

そして、財政の健全化については、これもご指摘のとおりで、横瀬町の持続可能性を考えると、非常に大切なキーポイントになると思います。幸い今年度は、少し財政調整基金のほうの積み増しができそうな状況になりまして、私は、めどとして、横瀬町の財政規模の状況であれば、ざっくりですが、10億円をめどに財政調整基金を持っていて、いざというときや何がしかの大きな出費に備えておくという形を私はとっておきたいと思っています。

次に、単独の町政運営を行う体制づくりについてという中で、行財政改革の総括が必要であろうというご指摘でした。これもそのとおりだと思います。横瀬町の場合には、行財政改革を経ていることでもかなり現実的には無駄を省いた運営はできていると思います。これは、近く、秩父郡市の1市4町ほかと比べても、あるいは秩父広域市町村圏組合の財政状況と比べても、横瀬町の体制であるとか、あるいは予算や執行というのは、かなり引き締まった形にはなっていると思います。これは、ただ従前から申し上げているのですが、引き締まっているだけではだめでして、やはり筋肉質にしていくということが私はとても大事だと思っています。同じ労力やあるいは同じ費用をかけて、その効果を最大限生んでいくということ、それを中長期的に継続していくという考え方が我が町にとっては必要なのではないかなというふうに思っています。

そして、3つ目、横瀬町の中長期の展望ということですが、ここは、横瀬町が単独で生き残るためにということと重なるということだと思っているのですが、秩父郡市は現実的に広域で処理をしなければいけない課題、あるいは広域で処理をしたほうがいい課題がふえてきている状況にあると思っています。もともとは、消防があって、火葬があって、ごみ処理があって、そして今度は水道が入ってきます。それから、医療の問題があります。加えてこれからは、例えば観光分野、秩父おもてなし観光公社が1市4町協調でできていますけれども、観光分野なんかはまさに広域的取り組み、連携していくという考え方がこれからより重要になってきます。したがって、項目としては広域で課題に向かっていくということがふえていくということではあるのですが、一方で、個々の取り組みの独自性ですとかというものは私は大事だと思っています。特に、横瀬町に関して言うと、横瀬町だからできること、横瀬町でないとできないことというのが私は明確にあると思っています。

例えばブコーさん見守りネットワークで、多くの住民の方に参加していただくですとか、あるいは水柱の事業を民間と行政が近い距離感で運営していくですとか、住民を巻き込んでいくですとか、あるいは顔の見えるサービスを提供するという点に関しては、この規模だからできる、横瀬町だからできるということもあると思います。あるいは今進めている大学連携なんていうのも、この規模であるから比較的早いスピードで話が進められているというのもあると思います。

さっきの温度の話に戻ると、小さいから温度が伝わりやすいし、一体感が出やすいということがあります。不確実性の時代ですので、10年先、日本がどういう状況になっているかというのは、これは非常に難しいです。ただ、その中で横瀬町としての明確に横瀬町だけでできること、横瀬町だからこそなし得ることというのがありますので、今はその課題に向かって、横瀬町として付加価値をつけていくということを念頭に置いてやっていきたいと思っています。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいま町長のお考えを伺わせていただきました。

まず、役場の組織の関係ですけれども、この前、人員適正化計画等を見せていただきまして、ただこれから人口がだんだん減少していく中で、今回、採用を含めていわゆる増員計画になっていますけれども、果たしてこれから先、どのように職員の配置をしていくのか、非常に大変だと思うのです。特に、私は、今まで長年行政に勤めてきた、いわゆる退職をしていく職員のこの力も何らかの形で行政に生かすことができないうか。新しい人には未来に向かっての非常に夢も希望もいろんな可能性があると思うのです。しかし、長年培ってきた経験は、これは埋まらせてしまうと、横瀬町にとっては損失ではないのかな、そんなふうにも思います。そういった中でこれから先、定年延長が多少あるにしても、定年延長というか、そういう中で雇用の継続は多少はできたにしても、それ以降、やはり今平均寿命延びている中では、やっぱり今までの貴重な経験財産を生かすこと、これも人づくりの中でやっぱり考えていく必要があるかなと、そんなふうにも思っています。

それと、私も監査をお世話になって長いのですけれども、日本一のまちで、例えば臨時職員の賃金体系見ると、県の最低賃金に近いような時間給のところもあります。もうちょっとそういった、この間結構切り詰めてきましたけれども、やっぱりそういったところも見直しをしながら、やはりある程度の待遇改善を図っていかないと、町政運営の中で力が出ていかないのかな、そんなふうにも思うのですが、いろんな職種によっては、本当に格差があるのです。

この前の国の施策の中で緊急雇用のときは、一律時間給1,000円だったのが、今横瀬町では一番安いのは840円、県の最低賃金が820円ですか、そういうかなりの差が生まれているのも実態としてはあります。やはり行政の仕事、臨時職員であってもやっぱり守秘義務を課せられながら、それなりに責任を持って仕事をやってもらう中では、やはりその辺の待遇の改善も見直さなければいけないのかな。それと同時に、町役場を取り巻くいろんな組織があります。非常勤の組織ですけれども、そこももう一度洗い直してみる必要があるかな、そんなふうにも思います。ただ単に、私は、これが一斉にこれから地方創生の中で各市町村いろんな競争をしたいと思いますけれども、やっぱり横瀬町は横瀬町の置かれた条件をしっかりと見直ししながら、いろんな施策を進めていかなければ、やはり横瀬町が生き残る、また日本一のまちに向かって進んでいく、そういうことにはならないかなと、そんなふうにも思っています。

いずれにしても、財政的には、先ほど町長が申されましたように、ある程度それなりにいい方向にはなったと思うのですが、ただ予算規模が年々膨らんでいくのです。そういう中で果たしてこれから人口減の中で横瀬町がどういうふう将来に向かって進んでいったらいいのか、私自身も非常にこれに悩むところがあります。まして今10年先はちょっとわからないという話なのですが、それでもやっぱり先人の方たちは、もう10年、20年、あるいは50年先を見ながらかじ取りをしてきたと思うのです。

そういう中で、横瀬町はこれから本当に単独で町政運営をしていく、その心構えのもとに、やはりこの間をきちっと検証しながら、今度の、まだ見ていませんけれども、横瀬町の地方版総合戦略がどのようなものができるのか、中身的にはちょっとわかりませんが、やはりそこにもろもろの施策が取り組まれているのだというふう思うのですが、やはり中長期の展望を常に持ちながら進んでいかないと、これ

からの横瀬町にとっては大変な時期を迎えるかなと、そんな気がしています。

それと、定住自立圏の中でいろいろと1市4町が共同で、あるいは広域市町村圏組合でいろいろと共同の仕事をやっている。さらに、そこに、先ほども話がありましたように、観光面とかいろんな面で共同化を図っていく、だんだんそれが進んでいくと、やがては単独の町政運営でなく、また秩父地域一つの合併ということも考えられるのではないのかなと、ただなかなか合併の問題なんかは、やはり難しいなと思ったのは、住民投票の中でもう7割の方が反対だったわけです。だから、そういうことを踏まえると、どうしても横瀬町は単独での町政運営をしながら、町民の皆さんの期待に応えるそういった取り組みをしなければならない。そういう中で、今度の総合戦略、計画、そのことといつも計画行政がずっと続いてきているのですけれども、その計画をローリングする機会というのがなかなかなく、次のまた基本構想であれば10年間、その計画をつくって、それに前期、後期の実施計画をつくる。計画はつくるのですけれども、それを実施していく上で、なかなか進まないところ、またあるいは進んでよくなったところいろいろあります。そういうことをやっぱり常に反省を加えながら進んでいかないといけないかなと、多分町長は、長になって今まで以上に外との関係とか、時間がかかなり厳しくなっているのではないのかなと、そんなふうにも思っています。それでもこの間、1月の町長就任以来、いろんなところによく顔を出して、やっぱりいろんな団体、あるいは町の行事、また大勢の町民との対話を進めてきて、そういう中で今後どんな形で町政運営を進めていくのか。もろもろのことを申しましたけれども、最後にその辺の町長の心構えをぜひお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、複数あったと思いますので、順にお答えしていきたいと思います。

まず、60歳以上の方たちの力を生かすとか経験を生かすというところは、大切なことだと思います。議員ご指摘のとおりで、平均寿命が延びているということで、高齢者の定義も今ちょっとずれているのではないかなということを思っています。ですから、横瀬町には元気な60代や70代や、場合によっては80代、90超えても元気な方もいらっしゃいますので、働く方にはできるだけ活躍をしていただいて、それで生きがいを持っていただいて、健康維持していただくということは、そういう循環をつくっていくということは、意図的にやっていく必要があろうかなというふうに思っています。

それと、10年先はわからないということをちょっと申し上げてしまったのですけれども、ちょっと説明が足りなかったので、社会情勢の変化のスピードがどんどん速くなってきていると思います。私は、前に銀行勤めをしていたので、すごくよくわかるのですけれども、1990年代ぐらいまでは、会社さんに行くと、長期計画というのがありまして、大体10年計画とかとつくっていたのです。ところが、これが2000年以降になりますと、途端になくなりまして、一番長くても5年ぐらい、3年から5年の計画というのが主流になりました。これはなぜかという、やっぱり社会情勢の変化が激し過ぎて、ビジネスの計画をつくるのに10年だと確からしいことがつくれないという状況があったのだと思います。そんなことがありましたので、わからないというような表現をしたのですが、しかしながら私たちは、地方公共団体を任されているというところなので、そこは少し違うと思っています。

おっしゃるとおりで、長期的に見通すということは、非常に大切です。ですから、今回の人口ビジョンなんかはまさにそうで、25年後のことを心配して今から計画をつくっています。今回の計画で、私は本当に大切だと思うのは、2つの柱で考えていて、1つは、人口減少抑制すること、もう一つが人口減少に耐え得る町をつくること、これ両方必要だと思っているのです。前者だけだととかくばらまきにもなりがちだったり、短期的な取り組みで終わるのですけれども、現実的に横瀬町の人口減少はしばらくはとまらないです。これは、今60代の方が人口のボリュームでは一番大きくて、その方々がある一定の年齢で亡くなるのはとめようがないですから、しばらくの間は人口減少を許容せざるを得ません。具体的に言うと、今から20年後までに5,000人台になるというところまでは、現実問題としては覚悟をしなければいけなくて、それに対して耐え得るまちづくりをしていこうと思っています。中長期のといったことに関しては、そういう考え方を持っています。

その中で、長い見通しをやるので、当然短く区切って検証しながら、反省しながらやっていくというプロセスがとても大事になります。これがとても大事です。ですから、今回、今つくっている総合計画は、3年ないし、大方5年をワンサイクルにして、その中で検証できるような形をとっていきたいと思います。5年やってみて、その時点で検証する。やることをやる、やめることをやめる、そこでもう一度選択と集中をしていくということを繰り返していくことをやっていきたいと思っています。そこが結構大事だと思っている、実は行政の歴史的なこれまでの展開を見ていると、計画はつくってそのままというのが非常に多いと思っています。それはいろんな事情があるのだと思うのですけれども、とかくこういう時代で、これから求められていることというのは、長期的にプランをつくって、それをマイルストーンを置いて、その都度検証していく、修正していくということがプロセスとしてはとても大事なというふうに思っていますので、それを鋭意やっていきたいと思っています。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 町長の考えていることについては、ほぼ理解できますが、まず町長は10カ月ちょっとですか、町長の職務を全うしてくる中で、私も先ほど申し上げましたように、やっぱりかなり全力で走っているような気がします。ただ、要するに若いうちは全力で走ってももつのでしょうかけれども、やっぱり町長はどっちかという指揮者になって、そういう中で人材は、役場の中も副町長、教育長、各課長、この力もまず最大限引き出すことから、どうしても町長が出なければならぬのはいっぱいあるわけですが、そういった各管理職の力を引き出すのと同時に、新規採用の職員から中堅、そういったところもやっぱりチーム力を高めるという話がありましたけれども、このまず本丸の役場の中をまず固めて、そこから力を外に出せるような、そういう体制づくりをまず、一番その辺が大事な、そんなふうになっていますし、あとは、私は、この間、横瀬町の中にある組織とすれば、例えばアスガキボウ委員会だとか、あるいは各地区のコミュニティーの活動だとか、そういった自主的な活動母体ももっともこの町の中にできてくれば、これはまたさらに横瀬町の前進のために力を発揮できるかなと、そんなふうにも思っています。

その辺はやはりこの間、いろんな形で町長は対話等を重ねてきておりますから、おおよそのこの空気はつかんできたと思うのですけれども、やはり最後は、そういった人と人とのつながり、そこで組織化を図

っていくということが求められてくるのではないか、そんなふうに思います。その辺のことについては、どのように捉えているのか、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 答弁させていただきます。

若林議員のおっしゃるとおりだと思います。最後は、コミュニティ活動だったり、あるいは人と人とのつながりだったり、それによって町民全体が活躍するようなというそんな形にならないといけないのだと思っています。ですので、これで一般質問最後の7人目の議員さんですから、一番最初の1番、向井議員さんのところにぐるっと回ってしまうのかもしれませんが、きずなをつくるですとか、人と人との結びつきをつくっていくということは、これからも、私もそうですが、役場としてその意を砕いていきたいなというふうに思っています。

人口減少はしばらくとまらないのだとすると、では何がそれに対して歯どめになるのだということだと、これはもうコミュニティだと思います。ですから、どんなに人口が減少しても、区長会がしっかりして、各区の班が機能していて、そして消防が機能していて、民生委員さんが活躍しているという骨格があれば、地方は消滅するなんていうことはないわけなのです。ですから、特にこれからの時代は、ここの結びつきをしっかりとつくっていくとかということ、私たちは意識していく必要があるのだろうと思っています。

その中で町長の果たす役割というのは、おっしゃるとおりで、できれば少しずつ後ろに一步一步下がっていくというのですか、それができれば一番いいのだろうなというふうに思っています。とにかくまずは役場のチーム力を結集する、そして町の人を一人でも多く巻き込んでいく、その中にコミュニケーションのベクトルをたくさんつくっていくということを役場全体として一生懸命やっていきたいと思っています。

○小泉初男議長 以上で12番、若林清平議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○小泉初男議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 4時13分

平成27年第6回横瀬町議会定例会 第2日

平成27年12月11日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

- 1、議案第66号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第67号 横瀬町行政不服審査会条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第68号 横瀬町コミュニティバス条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第69号 横瀬町職員の配偶者同行休業に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第70号 横瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第71号 横瀬町行政組織条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第72号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第73号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第74号 横瀬町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第75号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第76号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第77号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第78号 平成27年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第79号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第80号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第81号 平成27年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第82号 平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第83号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、議案第84号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、議案第85号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について、議案第86号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についての上程、説明、質疑、討

論、採決

1、議案第87号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち経営課長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いきいき町民課長	大場紀彦	健康づくり課長
高野直政	振興課長	町田多	建設課長
町田文利	上下水道課長	横田稔	出納室長兼会計管理者
小泉明彦	保育所長兼児童館長	富田等	教育次長
赤岩利行	教育担当課長	加藤元弘	代表監査委員

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	大野拓也	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第1、議案第66号 横瀬町個人番号の利用に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 おはようございます。ただいま上程されました日程第1、議案第66号 横瀬町個人番号の利用に関する条例についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第66号の細部説明をさせていただきます。なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にござらんいただければと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方ですが、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく特定個人情報の庁内連携をするため、新規制定したいものでございます。

資料の2ページです。次に、詳細を説明させていただきます。第1条は、この条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条は、第1号から第4号で用語の意義について規定するものでございます。

資料の4ページです。第3条は、個人番号の利用に関し、町の責務を規定するものでございます。

第4条第1項は、個人番号の利用範囲として、法第9条第2項の条例で定める庁内連携、これは町長部

局と教育委員会間の連携でございますが、庁内連携できる事務を、町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務と規定するものでございます。

第4条第2項は、同じく個人番号の利用範囲として、町長又は教育委員会が庁内連携できる特定個人情報を、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報で自ら保有するものと規定するものでございます。

なお、情報提供ネットワークシステムで提供を受けられる特定個人情報については、庁内連携は認められないため、例外として規定するものでございます。

第5条は、委任規定でございます。

附則は、この条例の施行日を、個人番号の利用が開始される平成28年1月1日とするものでございます。以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 おはようございます。横瀬町個人番号の利用に関する条例について質問を行います。

いろいろ問題になっているマイナンバー制なのですが、今回、条例を適用して個人番号の利用に関するということで提案をされたところであります。この個人番号法は、法定事務と、それから町独自の事務が出てくるというふうに言われているところであります。課長の説明で、別表2の第2欄に掲げる事務ということでの今の提案、この条文に書かれているところも、限定されているというように読めるかなとも思います。そこら辺での今回のマイナンバーに関する横瀬町のこの法律に対する法定事務と、それから町独自のがどうなっているかという点が1点であります。

それから、町の責務として、今出された中で、適正な取り扱いを確保するためにということで必要な措置を講じるということでは、このマイナンバーが町でも話題になって、条例とかいろいろな改正があった中で、町がどう適正な管理を行っていくかというのを私も今まで質問してきました。そういう中で、特にこのマイナンバー等については、厳格な管理が求められるというふうに考えます。必要な措置をとるので、どのように考えているかを示していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問にお答えさせていただきます。

まず1点目ですけれども、独自利用と法定事務ですかね、その関係ということですが、今回この条例に関しましては、今先ほど説明いたしましたとおり、法の9条第2項に基づく利用の関係でございます。この法第9条の2項というのは、この法律はちょっとわかりづらいのですが、いわゆる法別表に載っているもの以外で、それに関連してやりたい業務があった場合の独自利用に関してと、もう一つは、いわゆる町長部局とか教育委員会内部で連携をする場合のことを規定しているのが法第9条2項でございます。今回の条例は、横瀬町の場合には、当初独自利用はしない、なしということで進んでいますので、

今回は、先ほど説明したとおり、いわゆる町の町長部局内の連携としての利用に関して、あとは教育委員会の中の連携、教育委員会の中は1つですから連携というのがないと思いますけれども、主に町長部局のほうの特定個人情報の庁内連携をするために、法で条例を定めなければならないとなっていますので、条例で定めるものでございます。

次に、第3条の町の責務ということですが、必要措置ということですが、今後やるようになると思いますが、一応考えていることは幾つかございまして、まず1つ目が組織体制の整備ということで、組織安全管理措置、それと事務取扱担当者等が出てきますけれども、そういう人の監督とか人的安全管理措置、それと情報漏えいとかの防止をするための物的安全管理措置、あとは不正アクセス等による被害の防止等に係る技術的安全管理措置と、あとは通信経路の暗号化ですかね。それもまだ今後どういうふうになるのかと、国で言うてくるかわかりませんが、必要な措置としてそういうことをやっていくということになるかと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、特にこの別表2に掲げている項目のみということでの説明がありました。今回、12月の「広報よこぜ」を見ると、マイナンバー利用する事務についてが掲げられています。その中で、ずっと見ますと、町営住宅の管理に関する事務ということが入っています。これは、町独自の中身になるのではないですかという、そういう質問になりますが、どうですか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 広報の話になってしまいましたけれども、浅見議員さんも別表第2というのを見ていただいていると思うのですが、その中で、今回の条例に係るものは、いわゆる町が行う事業で、しかも町の中でほかの課から提供を受ける業務、例えば健康づくり課で何か福祉的な事業をやるときに、税情報とか、いきいき町民課の住民情報を連携するときというようなことがこの別表の中にそれあるのですけれども、それを行うということで、町営住宅に関しましても、別表1のほうに……多分、法の別表にその町営住宅の業務に関して載っているのだと思います。それで、番号を利用する業務はこういうのですよということを広報に載せたのではないかと私は思っているのですが、

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第66号 横瀬町個人番号の利用に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第2、議案第67号 横瀬町行政不服審査会条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第67号 横瀬町行政不服審査会条例についてであります。行政不服審査法の全面改正に伴い、横瀬町行政不服審査会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第67号の細部説明をさせていただきます。なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方でございます。改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、地方公共団体は、採決に際して諮問する第三者機関を設置しなければならないため、新規制定したいものでございます。

次に、詳細を説明させていただきます。第1条は、法第81条第2項に基づき、不服申し立てに係る事件ごとに第三者機関としての横瀬町行政不服審査会を置くことを規定するものでございます。

資料の7ページと表示してある中段になります。第2条は、審査会の所掌事務を、法の規定によりその権限に属させられた事項と規定するものでございます。

資料の9ページと表示のある一番下のほうからです。第3条は、審査会の組織を委員3名以内と規定するものでございます。

第4条第1項は、委員の委嘱について、公正な判断ができ、かつ識見者のうちから町長がすることを規定するものでございます。

第4条第2項は、委員の任期について、委嘱から調査審議終了日までと規定するものでございます。

第4条第3項は、委員を解職する場合について、第1号で心身故障時、第2号で適格性が欠ける場合と

規定するものでございます。

第5条は、委員には、守秘義務があることを規定するものでございます。

第6条は、委員には、政治的活動等の制限があることを規定するものでございます。

第7条は、審査会会長の選定方法、職務、会長職務代理についてを規定するものでございます。

第8条は、審査会庶務を総務課で行うことを規定するものでございます。

第9条は、委任規定でございます。

附則は、この条例施行日を、改正法施行日の平成28年4月1日と規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この行政不服審査会ですけれども、条例で定めるということで、1つは、横瀬町において過去における行政不服がどの程度あったかというようなところが1点であります。

それから、今回のこの審査会の条例で見ますと、委員を任期を定めているかどうかというと、これから見ると、その事件が発生したときに委員を決めて、そこから発生していくというふうに読み取れますが、それでよいのかという点です。

それから、3番目としまして、委員の身分についてであります。これは後からも出てダブってしまうと思いますが、そのまま出てきましたので、とりあえずこの関係で委員の身分はどういう扱いになるのか、その点についてよろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 質問にお答えさせていただきます。

今までの行政不服等はどのくらいあったかということでございますけれども、私の記憶する限りでは、ないと思います。

次に、任期の関係ですけれども、今回、その審査請求があったときごとに委員会を置くという規定にしております。これは、法律等で事情がある場合にはその都度委員会を置くという規定がございます。横瀬町の場合には、その規定にのっとりましてその都度置くと。これは数がやっぱり少ないのではないかと思います。ということも考えまして、その都度置くというふうな規定にしております。

それと、身分ということですが、これは地方公務員法3条の特別職ということになります。

以上でございます。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この中で、地方公務員法の3条に基づく特別職ということでありまして、この特別職については、地方公務員法36条は適用除外ということになっております。この中で、第6条で政治活動の制限ということで、委員は在任中、政党その他の政治団体役員となり又は正式に政治運動をしてはならないという規定は、一致しない中身だというふうに考えますが、そここのところはどうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。
総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 お答えさせていただきます。

この条例の審査会委員は、政治的中立性の確保が要求されるところでございます。地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職に該当するため、同法第36条に規定する一般職地方公務員の政治的行為の禁止に関する規定の適用は受けません。そこで、この条においては、行政不服審査法第69条第9項を参照して政治的行為を禁止したわけでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 ほかにございますか。

浅見議員、いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第67号 横瀬町行政不服審査会条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第3、議案第68号 横瀬町コミュニティバス条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第68号 横瀬町コミュニティバス条例についてでございますが、地域住民の交通手段の確保及び利便性を図るため、道路運送法の規定による横瀬町コミュニティバスを設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部についての説明をお願いします。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 上程されました議案第68号 横瀬町コミュニティバス条例につきまして説明させていただきます。

平成24年10月より実証運行を行っておりますコミュニティバスの利用者は、年々増加しております、平成26年度は1万人を超えております。町民の方の交通の確保及び利便性を図ることを目的に、町がコミュニティバスの本格運行を有償で行うため、条例を定めるものでございます。

お手元にお配りしました議案第68号の資料をごらんいただければと思います。順次説明させていただきますが、解説欄をちょっと読ませていただきます。第1条につきましてですが、目的を定めております。地域住民の交通手段の確保及び利便性を図るためと定めております。道路運送法の第78条第2号に定める市町村運営の自家用有償旅客運送の方式によって行うと定めております。

第2条になります。運行路線を定めております。コミュニティバスの路線は、道路交通法第79条に規定する国土交通大臣の行う登録を受ける必要があることを定めております。登録に当たりましては、道路運送法施行規則に規定する地域公共交通会議において協議が整っていることが必要となります。なお、横瀬町の地域公共交通会議につきましては、10月27日に開催しまして、協議が整っていることを申し添えます。

ちょっと1点、申しわけありません。ちょっと訂正をお願いしたいのですけれども、今お読みした1行目、「コミュニティバスの路線は、道路交通法」、これ「道路運送法」が正しいものですので、「道路運送法」へ訂正のほうよろしく申し上げます。失礼しました。

続きまして、第3条でございますが、コミュニティバスの運行上支障があると認めるときは、運行の変更や中止をすることができることを定めております。

第4条でございますが、使用料です。コミュニティバスの使用料は、1人1回の乗車につき100円と定めております。ただし、小学生未満は無料としております。

第5条ですが、運賃の減免を定めております。特別な理由があると認めるときは、運賃の減額や免除をすることができることを定めております。特別な理由があると認めるときは、本条例の第10条の規定によりまして、横瀬町コミュニティバス条例施行規則第3条の第1号から第7号に規定しております。

次の第6条になります。利用者の遵守事項になりますが、利用者は第1号と第2号の事項を守らなければならないことを明確に定めております。

第7条でございますが、コミュニティバスを安全に運行していく上で、明らかに運行上危険や支障があると認めた場合、利用を制限することができることを定めております。

続きまして、第8条でございますが、利用者が故意や過失によりコミュニティバスや附帯施設を損傷や滅失したときは、損害を賠償しなければならないと定めております。

第9条につきましては、コミュニティバスの設置目的を効果的に達成するため、第1号、第2号の業務の全部や一部を委託することができることを定めております。

第10条でございますが、条例の施行に関し必要な事項について、施行規則で規定することを定めております。

続いて、附則でございますが、本条例につきまして、平成28年4月1日から施行することを定めており

ます。

以上です。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。

100円でもかなり安いくらいで全然反対はございませんが、利用者がまだまだ少ないなど、まだまだそういう問題がある現状がございます。先月の行政視察では、栃木県茂木町にてデマンドタクシーの勉強をさせていただきました。やはり理想はドア・ツー・ドアでデマンド型というものなのかなというふうに感じております。また、移動ルートの需要に関しましては、実際今は各運行ルートが決まっておりますけれども、もっと幅広く秩父広域にわたるものというのが本来の需要があるものかなとも思っております。また一方で、西武バスに関しましては、赤字路線の補填を町が行っている現状があるかと思われま。そのあたりを全体的に総合的に踏まえた上で、今後の運用に関しまして、今回の100円ということに関しての反対は全くございません。安いくらいだと思っておりますが、今後の運用の展望というものをお聞かせいただきたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

一応100円ということで、安いと言ってお聞きましてありがとうございます。100円の根拠につきましては、一応、西武バスの初乗り料金が180円とお聞きしております。200円ぐらいが相場なのかなと思いましたが、町民の方のアンケートによりまして、100円というアンケート結果が一番多かった関係もありまして、100円ということを設定させていただきました。

あと、公共交通会議、横瀬町の地域公共交通会議を10月27日に行ったのですが、この目的は、今回行っておりますコミュニティバスを本格的に行うことにつきまして、有償で行いたいため、公共交通会議を設けたわけでございます。その席には西武バスさんとか関係者の方を呼んで、一応バスの路線とか料金とダイヤですね、その辺を調整いたしまして、了解をもとに今後国交省のほうへ登録を行うわけでございます。その登録の期間が3年と聞いておりますので、今後、利用者等の数等も確認しながら、今後また検討をすることになると思います。

以上です。

○小泉初男議長 町長もあるのですか。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今後の考え方というところがご質問にありましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

今回はこういう形で大きい切りかえのタイミングということなのですが、ここに至るまで数年間運行し

ていて、このトラックレコードが積み上がっているというところ、私は大きいと思います。ここに至るまでルートの方も何回か変更したり、ダイヤも変更したりしながらここまで来ていて、ただ、向井議員ご指摘のとおり、これが最終形かという、決してそうとも思っていません。おっしゃるとおり、最終的にはドア・ツー・ドアというのが理想形なのでありましようし、今回の切りかえによって町の財政負担はかなり軽減はされます。しかしながら、利用者が1万人が多いかというところはまだだと思っていますし、今回はこれで有料化することでどういう利用状況になるかというところを見きわめて、その利用状況、あるいはこちらとしてもできる限り利用していただく、PRをしていくわけですけれども、その経験値を積んだ上で、次のステップに進んでいきたいと考えています。当然その中には、公共交通ということですので、今ある西武バスの路線をどう考えるかとか、その辺、総合的に町として一番いい形、どれが一番使っていただいて、そして、これは特に交通弱者に向けての足の確保というところが非常に大きいわけですので、どういう形で一番交通弱者のためになるかというところを考えながら、経験値を積んでいきたいというふうに考えています。

○小泉初男議長 他にございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございました。今お話をお聞きして、この先、今は移行期間の中で100円という設定で引き続きの運行をされると。ただ、この先、いろいろな形を考えていただけるといようなご回答だとは思うのですけれども、今先ほどの西武の補填の件もそうなのですけれども、そこにも予算を出しているという部分を、私としては一緒に考えた上で、本当に交通弱者の方を助けられるような交通機関になっていったらいいというふうに思っています。

また、その一方で、利用者がまだまだ少ないという部分には、需要自体が全然ないのかということ、需要はあるのですけれども、乗りづらいとか、そういったことというのも実際にあるのかなど。その中には、交通弱者を助けるということはもちろん最優先で大事なのですけれども、例えばお年寄りの方、そして妊婦の方中心というようなイメージが先行しておりまして、こちら、先ほどの説明のほうにも、地域住民の交通手段の確保及び利便性を図るためという目的がございます。これに関しましては、どの方でも乗れるというのが基本だとは思いますが。その中で、やはり使いやすいふうにしていくためには、お年寄りの方、また妊婦の方、交通弱者の方優先というのはもちろん前提ですけれども、いろいろな方が、お子さんもそうですし、普通の大人の買い物に行かれる方もみんなが使えるような形、使いやすい形に持っていただきたいというのが思いとしてございます。その点はいかがでしょう。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 おっしゃるとおりだと思います。より多くの方に利用していただくということも大切なことだと思いますので、一番いい形を考えて、しっかりやっていきたいと思っております。

○小泉初男議長 よろしいですか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ただいまの中で、将来の展望についてはお伺いしました。現在に戻して質問させ

ていただきます。

試行運転をずっとやっております、経費節減等の努力をしていることと思いますが、私、一般質問でも聞きましたが、どのような経費節減が具体的にできたのでしょうか。試行運転と本格運行、今、有償運転の違いは、改善は何か。ルート合理化、見直しはできたのでしょうか。バス停の見直し、節減をして走行距離そのものを減らそうという努力はされておりますでしょうか。

それから、もう一つ大事な点で、ドライバーさんの負担、これが非常に高いと聞いております。さらに料金を徴収する業務も加わるわけですが、ドライバーさんの負担軽減対策、時刻表、運行スケジュールの緩和、要は若干でも余裕を持った時刻設定に変わっているか、お伺いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

実証運行を平成24年10月から行っています。3年間、現在たっておりますが、始めた当初なのですけれども、補助金、緊急雇用の関係の補助金をいただきまして運行を行っております。平成24年10月から2年間は緊急雇用の補助金等を使っておりますが、平成26年からは町の単独の費用ということで実際かかっていると思います。そして、今回、有償運送を行うことで料金をいただきますが、その料金収入を取ることによって、特別交付税ですか、生活路線とか交通路線がないところを補充するような路線ということで、特別交付税の対象になります。その対象になるのはやはり有償のバスということでなりますので、運行経費から運行収入の料金を差し引いた額について、8割ですか、特別交付税で措置されることとなりますので、その辺の経費的なことにつきましては、大分軽減されると思います。

それから、ルートの見直し、バス停の見直し等を行ったかというご質問ですが、その辺につきましては、現行行っているとおりでまず運行をする予定でございます。

あと、ドライバーさんへの負担等ご心配されておりますけれども、その辺につきましては、契約時によく打ち合わせをさせていただきまして、今後気をつけてやりたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 どうですか、よろしいですか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 では、数点教えていただきたいと思います。

私も、今まで無料でやっていたというのが、難しいので料金が取れないというふうな説明を受けていたので、今度料金が取れるようになって大変よかったなというふうに感じています。100円についての根拠というのは今お聞きしたのでいいのですけれども、あと運賃の取り方なのですけれども、それを具体的にどのようにしているのか。今まで無料で行っていたので、ドライバーさんがどういうふうな形で運賃を取るように想定しているのかということをお教えいただきたいのが1点。

あと、この間、私たちも茂木町に行ってきたのですけれども、公共交通で、横瀬町の場合は秩父にも行っているのですけれども、茂木町の場合には、ここの行政とか商工会の充実も大きな目的としておりまして、例えば、私も町の商店の一部の人から「秩父市の商店に連れていくんだよね」って、「私たちの商店

には来ないけど」というお話を聞いたことがあります。だから、そこら辺を町としてはどのように考えているのかということが1点。

それから、やっぱり茂木町で聞いてきたのですけれども、素晴らしい計画ができていました。それで、地域公共交通総合連携計画というものの中に、このデマンド交通に議会がどのようにかかわっているのですかと聞いたときに、公共交通の総合連携計画の中に議会も入ってもらっていただいていますというお話がありましたので、そういうのの中に私、議員の代表というものも住民の代表ですので、入れていただければ、より広く意見が聴取できるのかなと思いますので、そこら辺のお考え。

それから、この町では、委託している事業者が、幾らお客様が乗っても、1人乗っても100人乗っても同じ金額というのでは事業者自体も努力しないので、ある一定以上の人が乗ったら、そこはまた事業者に還元するというような形で掘り起こしをしているというお話がありました。だから、そこら辺についても、どのように考えているか、今後の検討というのですか、これが最終的なものではないということでしたが、そこら辺についてはどうお考えになっているか、教えていただきたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

まず、料金の収納方法でございますが、今回、補正予算等で上げさせていただいていますが、料金箱を購入する予定です。それに納入してもらうような形になります。

そして、まず、続いてバスの停車場所となりますが、バスに乗る場合、停留所がありますが、停留所以外でも手を挙げてもらえばとまるような手はずとなっております。ですから、とまるときも運転手さんに話をしていただければ、停留所以外でもとまっていただけると思っております。

あと、茂木町の例でございますが、総合交通の関係の連携の計画ですか、この辺は町につきましては今、2年前に公共交通のアクションプランというのを作成しております。そのアクションプランが今現在も生きておりますので、新たに計画等の作成については今のところ考えておりません。今後のバスの利用者等の状況を見まして、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず、ルートのことなのですが、先ほどの新井議員の質問にも通じるのですが、今回は、今の運行スケジュールをそのまま移行するのですが、今のスケジュールは今年度変更した運行スケジュールになっています。ここまで何年か実証運行していますので、その都度その都度ルートを変えたりとか、運行本数もそうなのですが、見直しをしてきていて、この夏前の最終運行ルートで今回は移行していくということを考えています。

大野議員の質問の中で、まず商工会というところなのですが、やはり横瀬町と茂木町ではその基礎条件が多分違って、茂木町さんは横瀬町よりも恐らく規模が大きくて、商店街もあるのでしょうか。横瀬町の場合には、ややそこは分散しているところがありますので、そこは通常のバス停の感覚で利用して

いただくという形にはならざるを得ないかなと思います。ハブを設けるといところが、なかなかハブになるところが今のところちょっと、検討してみないと難しいかなというふうに感じています。

それと、同じようなことで、事業者へのインセンティブなのですけれども、利用者の絶対数とか、あるいは100円の運賃で想定されるいわゆる運賃収入ということを考えますと、まだまだ事業者はそのインセンティブづけができるようなところまではちょっといかないかなという気がしています。ただ、おっしゃるとおり、運行者にこれ委託するわけですから、運行者により頑張ってもらおうということはこれは大事なことです。その仕組みづくりはまた考えていきたいとは思っています。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 どうもありがとうございました。横瀬町の商業の関係なのですが、ハブがないというふうなお話でよろしいですね。そのハブがないという状況で、その考え方でこの横瀬町はずっとやってきたわけです。そして、商業が少しずつ少しずつ停滞していきました。私たちもそうですけれども、横瀬町は自立している町ですね。ですから、実際問題は本当に秩父市は私たちの市なのですけれども、秩父市で買い物しますけれども、だからといってこの横瀬町の商業が停滞していてもいいとは思っていないので、ハブがないのならハブをつくるぐらいの気持ちで頑張りたいと思うのですけれども、そこら辺どうでしょうか、1点。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員の再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 そこはおっしゃるとおりです。誤解なきようになのですが、ハブをつくる努力は必要だと思っています。決してハブをつくる必要ないということを行っているわけではありませんので、そこはご理解いただければと思います。それと、横瀬町の商業の振興も非常に重要な課題だと認識しています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 はい。2点ほど伺います。

1つは、ルートの関係なのです。夏からで今のコースに来ているというのですけれども、今、芦ヶ久保のほうの日向山なのですが、日向山の火の見櫓の前ですかね、そこまでだと思うのです。もうちょっと奥まで琴平神社のところまで行っていただければ、歩く距離が少なくなるのではないかなというような点が1点。

それと、帰り道に、これも生野谷というか、そのコースを通っていくならば、一番奥の方ももうちょっと、それによって利用がどうふえるかというのはまた別問題なのだけれども、町として近くを通っているということになるのではないかなと思いますので、ルートの問題について、どこどこなかなか声出すときなかったんで、今決まってしまうということだそうなので、これから申請して登録なので、ぜひそこを検討してくれるかどうかという点が1点です。

それから、これ聞き方の、今説明、提案の中身で、この減免についてであります。減免については、

コミュニティ条例施行規則第3条で、こういう形で運賃の減免をしますと決めてありますというように私聞かえたので、規則そのものはこの条例についても今ここで論議していて案ですと。これが決まったならば、これが条例となります。では、規則はこの条例に基づいて規則をつくる中身であると思いますので、既に決まっている、こう考えていますという提案と、それからこういうように決めてありますというのではちょっと認識違うと思うので、そこのところの再度説明をお願いしたいです。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

ルートの変更の関係でございますが、まず、今回公共交通会議を開きまして、路線についてご了解いただいているところで。その関係もありますので、今回につきましては、現行の路線どおりで登録のほうを考えておるところでございます。

そして、運賃の減免の関係でございますが、コミュニティバスの施行規則でございますが、まだ施行されておりません。バス条例が施行されてから施行規則も施行になりますので、この方向で今考えているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ルートについては、既に公共交通会議等で決めた路線でいきますということで、ぜひ次回見直しのときには、また地域の人の意見等聞きながら進めていっていただきたいと思います。

そして、とするならば、この見直し時期というか、路線については、今まで試運転いろいろしてきて見直しを既に進めてきていますとのことですが、次の見直し時期がいつを考えているかについて、再度お願いします。

○小泉初男議長 浅見議員の再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの再質問に対して答弁させていただきます。

公共交通会議につきましては、状況等報告する意味で年に1回と予定しておりますので、そのときに検討できればと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 宮原でございます。

やっぱり茂木町のお話の中で、スクールバスが横瀬町も芦ヶ久保方面のみ走っているのですけれども、

そのスクールバスと今後のコミュニティバスをどのようにするか。やっぱり芦ヶ久保方面の子供たちだけが利用できている状況で、ある意味保護者の方から、冬場になるとかなり子供たちがきつい状況で行ったり来たりしている、登校しているというお話も聞いていますので、これを契機に、子供たち小学生が余り厳しい状況のときは利用できるのかどうか、お聞きしたいと思います。スクールバスのその後のもし利用できるならば、スクールバスもコミュニティのバスを利用するようなことを考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 4番、宮原議員さんのお尋ねのコミュニティバスとスクールバスの関係について、今後どうなるのかというようなお話でございますが、スクールバスを開始したのが芦ヶ久保小学校と横瀬小学校が統合するということで、芦ヶ久保地区の方々をというようなことで、小学生においては小さいというようなことがありますので、バス利用を考えたというような経緯がございます。現在、スクールバスで通っている小学生、また芦ヶ久保地区からは駅もございますので、芦ヶ久保駅から横瀬駅に通っている生徒がございます。今後においてもそんな形で、地域性がありますので、芦ヶ久保地区に限ってスクールバスを運行したいというようなことで考えております。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 今後、このコミュニティバスが利用できるとなると、小学生は利用できるのかどうか。登校では無理なのかどうかお聞きします。

○小泉初男議長 4番、宮原みさ子議員の再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問でございます。コミュニティバスを小学生は利用できるかということによろしいですかね。現行のブコーさん号のダイヤですけれども、第1便が8時に松枝のバス停を出発いたします。そんな関係もありますので、お子さんが乗るにはちょっと無理なダイヤだと思います。ご理解いただければと思います。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第68号 横瀬町コミュニティバス条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第4、議案第69号 横瀬町職員の配偶者同行休業に関する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第69号 横瀬町職員の配偶者同行休業に関する条例についてであります。地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第69号の細部説明をさせていただきます。なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方ですが、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、改正地方公務員法第26条の6に配偶者同行休業制度が新設されました。また、地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が平成26年2月21日に施行され、総務省より、配偶者同行休業制度については、目的、趣旨等を踏まえ、できるだけ速やかに必要な条例を整備されたいとの通知があったことから、今回、新規制定をしたいものでございます。

資料の15ページと表示のある中段でございます。次に、詳細を説明させていただきます。第1条については、この条例の目的として、地方公務員法第26条の6第1項等の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要事項を定めるものと規定するものでございます。

第2条は、法第26条の6第1項に基づき、休業について、申請により、公務に支障がなく、職員の勤務成績等を考慮した上で承認できる旨を規定するものでございます。

第3条は、法第26条の6第1項の規定で定める休業期間を、3年と規定するものでございます。

第4条は、法第26条の6第1項の条例で定める配偶者が外国に滞在する事由を、外国での勤務等第1号から第3号まで規定するものでございます。

第5条は、法第26条の6第11項に基づき、承認申請は、休業期間、外国に住所等を定めて滞在事由を明

らかにしなければならないと規定するものでございます。

第5条第2項は、法第26条の6第11項に基づき、申請内容を確認するための必要書類を提出させることができることを規定するものでございます。

第6条は、法第26条の6第2項の条例で定める延長期間を3年とすること及び期間延長を申請できる旨を規定するものでございます。

第6条第2項は、休業承認の規定を期間延長承認について準用する旨を規定するものでございます。

第7条は、法第26条の6第6項の条例で定める承認取消事由を、配偶者が外国に滞在しないこととなったとき等、第1号から第3号で規定するものでございます。

資料の18ページと表示する下段でございます。第8条第1項は、法第26条の6第11項に基づき、休業している職員が任命権者に遅滞なく届け出なければならない事由について、配偶者が死亡した場合等、第1号から第4号で規定するものでございます。

第8条第2項は、承認申請の内容を確認する必要書類の提出を求めることができる規定は前項の届け出に準用する旨、規定するものでございます。

第9条は、法第26条の6第7項の条例で定める休業職員の業務を処理することが困難であるときの任用を、休業申請期間を限度とする任期付採用等第1号及び第2号で規定するものでございます。

第9条第2項は、法第26条の6第8項の条例で定めるところによる任期付採用の休業申請期間の範囲内での更新をすることができる旨を規定するものでございます。

第9条第3項は、法第26条の6第11項に基づき、任期付採用職員の任期更新をする場合には、職員の同意を得なければならないと規定するものでございます。

第10条第1項、第2項は、法第26条の6第11項に基づき、休業職員の職務復帰時の給料の号級調整について規定するものでございます。

附則第1項は、この条例の施行日を公布の日からと規定するものでございます。

附則第2項は、横瀬町職員の育児休業等に関する条例第2条の育児休業することができない職員及び第9条の育児短時間勤務をすることができない職員について、同条例第2条第1号及び第9条第1号に、法第26条の6第7項で規定する配偶者同行休業に関連して、任期を定めて採用された職員を追加する改正をするものでございます。

附則第3項は、横瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の報告事項等について、第8号から第4号までを1項ずつ繰り下げ、第4号として、配偶者同行休業等、職員の休業に関する状況を追加する改正をするものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の配偶者同行休業制度というのは、有意な地方公務員の継続的な勤務を促進するためということで、これが法律なり地方公務員法に入ってきた中身だと思います。そういう中で、配偶者同行休業の承認ということで、第2条で、ここで公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務成績等

考慮して承認することができる、こういうふうに書いてあるのです。裏返せば、承認しなくてもいいのだよということになると思うのです。なかなか難しいのは、この公務の運営に支障がということは、やっぱり今少ない職員でやっていて、俺が抜けてしまったらこれはどうしようもないなど。制度はつくったけれども、実際に運用できる場所の難しさがあるのではないかなというふうに考えます。そこで、どういふ点をおこの中で、公務の運営に支障というの、どんな点を推定しながらこの条文ができていふかについて説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 お答えさせていただきます。

議員さんがおっしゃるとおり、なかなか運用が難しい条例だと思います。ただ、やはりこれは職員の継続性、雇えるということに目的があるわけですので、よほどのことがない場合には、やっぱり承認するという前提と考えております。ただ、やはり、どの程度この申請があるかというの、なかなか予想がつかないところがございます、実際の事例が出たときに検討するようになるかとは思っています。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第69号 横瀬町職員の配偶者同行休業に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第5、議案第70号 横瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第70号 横瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてであります。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明は終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 議案第70号の細部について説明させていただきたいと思っております。また、お手元のほうに資料もお配りさせていただいておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年8月28日に成立し、9月4日に公布されました。これによりまして、農業委員会等に関する法律については、農地の利用の最適化（担い手への集積、集約、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）、そういうものを促進するために、（1）として、農業委員会の選出方法を公選制から市町村長の任命制に変更する。（2）として、農地利用最適化推進委員の新設を行う。（3）として、農業委員会ネットワーク機構の指定を行うという、それぞれの改正が行われ、平成28年4月1日から施行することとなりました。このことによりまして、今回の条例をお願いするわけですが、その前に、農業委員会法の改正点についての概略をちょっと説明させていただきたいと思っております。

お手元にお配りしてございます、ここが変わる農業委員、農地制度についてのパンフレットをごらんいただければと思います。1枚めくっていただきまして、1としまして、農業委員会の役割が農地等の利用の最適化の推進として強化されますということで、2行ほど下に、これまで農業委員会は、農地法等に基づく許認可事務のほか農地利用の確保、農地の効率利用の事務については行うことができると定められていました。今回の法改正によって、これら事務は、農地等の利用の最適化の推進の事務として当然に行うことが定められたということでございます。

下の四角の中で、1、2、3というふうにございますけれども、これは担い手への農地の利用の集積を推進していく。また、耕作放棄地の発生防止また解消を推進していく。それから、新規就農者、企業等の農業参入の支援を行っていく。こういうことを行うというふう強化されてございます。

そのことを推進するために、2として、農地利用最適化推進委員という者を設置するというものでございます。（1）として、農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱しますということで、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから農地利用の最適化推進委員を委嘱するというようなことが設置されております。

また、3でございますけれども、農業委員の選出方法が変わりますということで、1番が、公選制から地域の推薦・公募ということで、農業委員の推薦方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になりますということでございます。右に簡単にイメージ図があるわけですけれ

ども、地域の農業者や農業団体さんから推進委員を推薦・公募いたしまして、市町村長が議会の同意を得て農業委員さんを任命、また農業委員会では農地利用最適化推進委員さんを委嘱するというような方法になってくるということでございます。

また、4、5については、その農業委員会はもう少し強化するということございまして、次のページの6番で、農業委員会ネットワーク機構の整備ということで、今まで都道府県の段階、全国の段階で活動してきた都道府県農業会議、全国農業会議所について、今度は農業委員会ネットワーク機構として位置づけられますというような、このように法が改正をされました。このことから、農業委員の定数と農地利用最適化委員の定数を町の条例で定めるというふうになっておりますので、今回条例をお願いするわけでございます。

1としまして、農業委員の公選制の廃止ということで、今までは選挙7名、それから推薦4名、計11名の農業委員さんで農業委員会の事業をしていただいております。推薦につきましては、議会から2名、農業協同組合から1名、農業共済組合から1名を推薦していただいておりますけれども、改正後は、農業委員さんを議会の同意を得て町長が任命する、これを10名とするものがございます。なお、今までの定数は11名でしたけれども、今は1名減となりまして10名でお願いするというので、農業委員会の委員さんとも協議させてもらったのですが、今の委員さん、推進委員もできるということですので、この10名でちょうどいいのではないかなというご意見はいただいております。

2番としまして、農地利用最適化推進委員の新設で3名、これは農業委員会から委嘱をするわけです。この3名の根拠でございますけれども、定数の基準は、区域内の農地の面積をヘクタール数に対して100で除すということで、当町の農地面積を今現在211.35ヘクタールというふうにかウントさせていただいております。これを100で割るということで2.11となりまして、端数は切り上げるということになりますので、2.11ですので3名。これはそのようにもう数は決められておりますので、新設は3名、推進委員さんは3名で行うということでございます。任期はどちらも3年の任期でございます。

なお、現在の農業委員さんは、来年の2月10日までが任期でございますけれども、ここで農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の附則の中で、この法律の公布の際、現に在任する農業委員会の委員であって、その任期が平成28年3月31日前に満了する者の任期は、同日まで延長されるものとするということございまして、この法がもう公布されましたので、来年の3月31日前に任期が満了する者は3月31日まで任期を延長されるというふうに法で決められておりますので、2月10日までの現在の農業委員さんは3月31日まで任期が延長されるというふうになっております。

また、附則のほうで、第1項の施行は平成28年4月1日から、第2項で、選挙による委員の定数条例、これは廃止ということになります。

今後のスケジュールでございますけれども、条例をここで可決していただいた後、規則要綱等を作成し、また農家等へ周知し、選考委員会を経て、また3月議会で新しい農業委員さんを議会で同意をしていただきまして、町長から任命をするというような手順になろうかと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは定数に関する条例ということで、今、振興課長のほうから今回の農地法等の改正についての説明があったので、そこも踏まえながら質疑になります。

農業委員を定数10人とするということで、現状が選挙で7人やって推薦4人、11人に対して、今後10人が妥当であるだろうということでありました。これに対しての今度、推薦とかということで、今選考委員会を開いて、それから町長の任命の議会同意という形でのとありました。地域の農業者や、あるいは農業団体からの推薦というのが、これが10人を超えてしまった場合とか、そういうところだというと、うまく区割りできてどうのこうのといけば、今までだと選挙もなかなかなかったわけですが、そういう推薦のあり方とか、こう考えていますというのがあれば、示していただきたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に対して答弁させていただきたいと思います。

はっきりとこうですということはちょっと申し上げにくいわけですが、まず、選挙で7人の方が今まで委員さんになっていただいております。7人は、過去の例でいきますと大体7つの地区からお一人ずつ来ていただいていたのかなというふうに、今の委員さんを拝見するとそのように拝見できるわけですが、その農業委員さんはまた、ちょうどそれぞれの地域から推薦、立候補等で来ていただいているわけなのですが、それぞれいろいろな地域の中で考え方があろうかと思いますが、同じような方法というのは、もう来年の、先ほど申しましたけれども、2月には、本来であれば農業委員会の選挙があるわけですので、本来であればもう来年の2月に向けてそれぞれ7人の立候補の方は、いろいろなやり方があるのかと思うのですが、それぞれ立候補される準備をされているのだと思いますので、それが急にことしの夏にこういう公選で今度は任命というような形になりましたので、7人はまず出ていただけるかなと。はっきりしたことではないので、ちょっとその辺は申し上げにくいのですが。

それから、推薦ということで、議会のほうから今までは2名、それから農業協同組合から1名、それから農業共済組合からも1名、これは今まではそういう人たちに推薦してもらわなければいけないという、議会からは基本的には4名以内なのですが、横瀬町では今までは2名でした。それ以外につきましては1名、1名というふうに決まっておりますので、その他の団体という、農業団体ということでありますと、またそういう団体から、法で決まっているものではないのですが、推薦していただけるかなと。

それから、今度は農業には全く利害関係のない人を1人入れるというような表現の条項がございます。その団体につきましては、まだちょっとどういう形がいいのかなというふうなことは決まっておらず、まだ考えていないのですが、そういうふうな形で推薦をまたしていただければ、この10名というのはちょうど出ていただけるのかなと。ただ、別に11人、12人でも推薦して出ていただいて、それは問題、問題というか、出ていただきましたときには一度町のほうでまた選考委員会を開催させていただいて、その条項等に基づき選考をさせていただいて、しかるべき方10人を町長のほうに申し上げまして、議会に提

出していただいて同意をしていただくというような手順になるのかなというふうに考えております。まだはっきりしたこと、また今回初めてのこういうことでございます。

また、この法は来年4月1日からということで、来年4月1日までに任期のある町村は、今回この法が適用されるわけですがけれども、来年4月以降にもまだ今現在の方が任期の残っている市町村もたくさんありますので、余り多くの市町村が今回この法律が適用される場所は少なく、またほかの市町等もなかなか情報等も入ってきておりません。いろいろそういう中で情報を集めさせていただいたり、また指導をいただいたりしながら、こういう形がいいのかなというようなところでございます。はっきりしたことは申し上げられないのですけれども、そのように考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第70号 横瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔「議長、5分の休憩をお願いします」と言う人あり〕

○小泉初男議長 では、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時30分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第6、議案第71号 横瀬町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第71号 横瀬町行政組織条例の一部を改正する条例についてですが、住民サービスの向上及び行政組織の効率化を図るため、組織の見直しをしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、上程されました議案第71号 行政組織条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

今回の条例改正の内容でございますが、3点ほどございます。まず、1点目としまして、平成28年4月1日から秩父地域の水道広域化に伴い、上水道部門が秩父広域市町村圏組合へ移管されることとなります。このことに伴い、上下水道課を廃止しまして、下水道部門や浄化槽部門に関するものを建設課のほうへ移管して、組織の効率化を図るものでございます。

2点目としまして、健康づくり課の子育て支援部門を独立させて、子育て支援課を新設いたします。保育所や児童館についても所管することとなり、保育所長及び児童館長ですけれども、子育て支援課長が兼務することとなります。子育てに関する窓口を一本化しまして、サービスの向上を図るものでございます。

3点目としまして、税務課と出納室をあわせて税務会計課とします。そして、組織の効率化を図るものでございます。なお、税務会計課長は、会計管理者を兼務することとなります。

議案第71号の資料ですけれども、ごらんいただければと思います。組織条例の新旧対照表となっております。第1条でございますが、課の設置について定めております。第3号の税務課を税務会計課に改正いたします。そして、第6号を子育て支援課にいたします。現行の第8号の……

〔「資料がない」と言う人あり〕

○大野雅弘まち経営課長 ああ、そうですか。新旧対照表なのですけれども、横の……議案と一緒に配付させていただいたのですけれども……。ええ、議案と一緒に配付させていただいたのですが、大丈夫ですか。

資料のほう、大丈夫ですか。よろしいですか。では、引き続き説明させていただきます。

議案第71号の資料でございますが、行政組織条例の新旧対照表となっております。

第1条でございますが、課の設置を定めております。第3号の「税務課」を「税務会計課」に改正するものでございます。また、第6号を「子育て支援課」にいたして、現行第8号に「上下水道課」となっておりますが、これを削除いたします。

第2条につきましては、事務分掌を定めております。第3号の「税務課」を「税務会計課」に改正しまして、第5号の「健康づくり課」の「カ児童福祉に関すること」を今回改正しまして、第6号の「子育て支援課」に関しまして、子育て支援課の事務分掌を列挙しているところでございます。裏面に、第6号「子育て支援課」の事務分掌を列記してありますが、「ア児童福祉に関すること、イ子育て支援に関すること、

ウ保育に関すること、エ母子保健に関すること」となっております。

続いて、第8号でございますが、「建設課」に変わりまして、事務分掌の一番下ですか、「オ下水道などに関すること」を追加しております。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

3番、阿佐美健司議員。

○3番 阿佐美健司議員 この組織がえのことですが、以前、適正化計画の説明を受けましたときに、こういった機構改革といいますか、組織を変えるという話がありまして、私があるときちょっと思いましたのは、この適正化計画の中身を見ましても、まず人員増ありきの機構改革と思ひまして、その中で、まだそのときは計画がわからなかったのだからであつたのですが、きのうも私の一般質問をさせていただいて概略の説明ですとか今の課長の説明をいただいたところなのですが、その横瀬町定員管理適正化計画の説明を受けましたときに、町長が役場の職員の皆さん一人一人と面談をされて、職員の方の負担が大きいという説明がその中でありまして、そのとき私も思ったのですけれども、実際、具体的にその負担というのはどれくらい大きくなったのかということがちょっと疑問に思ひまして、確かに負担といえば権限移譲ですとか、他団体への派遣ですとか、育児休業対策等思つて、1人当たりの事務が増加したのだとは思ひのですが、役場の中もパソコン入れたりとか、IT化ですとか、事務の効率も上がつてきていると思ひます。それでも吸収できない事務の増加量なのかということがありまして、私がこの適正化計画に基づいてちょっと当てはめてみたのですが、平成27年度、2015年度から平成31年、2020年度までの5年間の適正化計画なのですけれども、ここの中に、説明の中で横瀬町の将来人口が、2020年、7,874人、2025年、7,267人と減るという予想が示されまして、これに、実際は今の町の施策ですとか町長のお考えで、これほど私も減らないとは思ひはありますが、この人口に適正化計画の職員実数を当てはめると、ことし10月1日現在、人口が8,693人、それを平成27年度の職員実数の88人で割りますと、パーヘッド98.8、つまり職員1人当たり受け持つ人口が98.8人。その5年後の平成31年度、2020年度の人口が7,848人と説明がありまして、これを予定職員実数95人で割りますと、パーヘッド82.6人。つまり、そうしますと、職員1人当たりが受け持つ横瀬町の人口が82.6人になりまして、先ほどの98.8人から82.6人を引きますと、職員1人当たり16.2人減ります。これ、率でいきますと16.3%なのですが、ということは、先ほどの権限移譲とかそういった事務量の増加が、変な話、1人当たり16%以上ふえるということなのでしょう。1人当たり16%ふえてしまう、100%から116%になってしまうので、こういった組織がえと時を同じくして人員をふやすのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、阿佐美議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、常々私申し上げているのですけれども、今、正職員の数が少し足りないということは申し上げておりました。正職員の数が足りないことのツケがどこにいつているかということ、それは1つは残業です。

それから、あとは、特定の個人に過度の負担がかかっているケースがあると思っています。これはその面談をして聞いたからというよりも、どちらかという、その残業時間だったり、そういう客観的なデータで判断をしているところが大きいです。それと、定員適正化計画のちょっとわかりづらいところなのですが、定員適正化計画はあくまでも正職員の数なのです。役場の仕事は今正職員の数だけでは回っておりませんで、それから非常勤の方、あと任期付短時間の人まで含めたのが役場のフルパワーです。基本的にはそこはそんなに変わらないです。

今、ちょっと問題だなと思っていますのは、本来正職員に担っていただきたい仕事が担われていないケースが幾つか役場の中ではあります。そこを正職員にするというのが主でして、トータルのパーヘッドの……パーヘッドなんて言ってわかりづらくて済みません。トータルで見たときの職員数が必ずしもふえるという、若干はふえるのですが、正職員の定員適正計画で比べるほどはふえません。

それと、必ず事務量に比して適正な人員が私はあると思っています、それが今少し足りないと申し上げているのですが、これは、では、ふやせばいいかというそうではないのです。だから、現行でいうと、ざっくりいうと80人台では足りないけれども、100人では多過ぎなのです。90人台前半が正職員の私は適正だと思っています、そこに持っていくことを念頭に置いています。

しかしながら、おっしゃるとおりでして、これから人口減少は進みます。きのうも申し上げましたけれども、当面はこれは歯どめがなかなかかからないと思っています。ですから、早晩7,000人台を想定します。そうすると、今の職員数では少し多いかもしれません。そうしたときに、結局何かのサービスを例えば民営化するとか、あるいはそのサービスをもう町として取り扱わないとか、そういう線引きをしてくる必要はあるかもしれません。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿佐美健司議員。

○3番 阿佐美健司議員 わかりました。では、具体的な数値、何%ということは、公務員というか役場の仕事上出せないということですかね……ああ、いいです。

それで、先ほど、今の職員のトータルは変わらないというお話だったのですが、正職員の方と臨時というか、そういった方の職員の簡単に人件費を比べてみますと、恐らく総員は変わらなくても多分人件費の合計は上がると思います。9月の決算認定のときも、たしか答弁だったり議員の方の質問だったりの中でも「最小の経費で最大の効果を」という言葉が何回か出たと思います。そうすると、平成24年度の人件費比率が27.4%、平成25年度が26.8%、平成26年が25.7%というふうにだんだん人件費比率が減っているわけなのですが、先ほど、今の町長のお答えのとおり、人口が減っていく中で、減った状態でこの状態、例えば今2,000万……約4分の1ぐらいの人件費比率かと思いますが、その辺が将来的に維持できるのかどうか、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 3番、阿佐美健司議員の再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答え大変難しいのですけれども、維持するのは簡単ではないと思いますが、維持する努

力をしていくというふうに理解しています。これ、人件費比率はその部分で、私はリスクの見合いだと思っています。それを当然正職員の方にやっていただくのとそうでない方にやっていただくのではコストは違うのですが、それは一方でリスクの問題でもあるのです。正職員にお願いできる仕事の内容、質と、正職員ではない人にお願いできる仕事の内容、質は当然違って、先ほども申し上げましたように、本来は正職員が担うべき仕事 そうなっていないケースが役場の中には多いから、そこを正職員に変えるというまでなのです。では、それ以上ふやすかということ、それはふやせないですし、では、その水準が今より人件費比率が低いか高いかということ、多分少し高くなると思います。でも、そこをベースに、今度は人件費比率を下げっていく努力をしていくということです。とにかく、前にも申し上げたような気がするのですが、人件費を減らすということは目的ではなくて手段です。それは、私たちの町が持続するために人の雇用のところで余計なリスクはとらないということですし、職場として職員が適正な仕事の量で生き生き働くということも必要でしょうし、そういうことを念頭に置いてやっていく必要があります。そのベースができた上で、人件費比率の削減を最大限図っていく、経営努力をしていくというふうに理解をしています。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿佐美健司議員。

○3番 阿佐美健司議員 それでは、質問といたしますか、では、サービスの質と効率を考えながら、町政運営をよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

〔「要望で」と言う人あり〕

○小泉初男議長 要望ですか。よろしいのですか。はい。

他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。

こちらの子育て支援強化の流れは私としても大賛成でございます。また、児童館や保育所も管轄となり、よりスムーズに充実したサービスが提供されるものと期待できる。その一方で、心配事項もございます。現在の健康づくり課は、主に子育て支援グループと高齢者支援グループに分かれており、障害者支援は子育て支援グループに属しております。機構改革後は健康づくり課に属することになっておりますが、障害者支援に関しては子育て支援に限るものではございません。もっとも障害者支援に関しては対一人一人であり、現在でも各課をまたいで活動をしていただいていることではございます。ただ、健康づくり課内の管轄というか、今では子育て支援グループのほうにいて、またいでいろいろなことができていく状況だとは思いますが、これがこの後に、児童福祉に関するところの下に、恐らく障害児に関するところではないかとは思っておりますけれども、特に主の担当というのは健康づくり課所属になると。ここで課の壁が一応できます。横瀬町の課長さん同士は本当に連携をとっていただいているので、特に心配はないのかなとも思いますけれども、この点、課ができることで課長がその部分だけで見れば2人になると。そのときに何か出てくる支障というか、弊害というものがあるのかどうか。どんなようなことが想定されて、どのような解決策を考えていらっしゃるかということが1点。

もう一つは、こちらに関しまして、所轄委員会である総務文教厚生常任委員会のほうにおいての説明というのは、私の記憶ではなかった、内容に関して特になかったと記憶しております。こちらに関しましては、すごく大事なこと、今後子育て支援に関しては本当に大事なことです。できれば一緒に議論をさせていただきたかったなという、これはもう条例どうのこうのとか、そういう問題ではなくて、一緒にやっているという中で、いろいろな議論をさせていただきたかったなというふうな思いが強いものがございます。その点、どうお考えでいらっしゃるかということ。この2点をお聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

障害者福祉に関するところでございますが、現行の条例で健康づくり課のほうへ所管しているところでございます。今度、新規に子育て支援課ができることによって、児童福祉に関することということで移りますけれども、障害児福祉に関しても児童福祉に含まれると解釈しております。そうなりますと、障害者福祉に関することが健康づくり課にありますけれども、課を連携して、子育て支援課が中心になって、子育て支援に関する窓口は子育て支援ということで対応させていきます。また、課がまたがることについては、連携を取り合って仕事を進めたいと思います。

あと1点、総務文教の中で、特に相談とかはなかったということでございますけれども、まだその辺では固まっておられませんでしたので、ご報告等はしていなかったと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。連携に関しましては、ぜひ課長さん同士でしっかり連携をとっていただけたらありがたいと思っております。

ただ、その後の2つ目の質問に対しまして、総務文教厚生常任委員会での説明のない理由というのが、まだ固まっていないと。まだ固まっていないのにもかかわらず、もう課をつくってしまっているのかということをおっしゃるのですけれども。内容が伴わないと、やはりこの子育て支援課というものはできて意味がないことになってしまいます。ただ窓口ができただけのイメージになってしまいます。それがしっかりと内容も伴うためには、どういった形で運営されていくのがいいか。中には、子育て支援ということで考えますと、教育委員会の管轄していることもかかわってくるかと思えます。今現在の状況でも、子育て支援グループと教育委員会の間での連携も図っていただいているわけではございますけれども、そういったことも広く考えた上で、今後どういう運営をするかということには議論の時間が必要ではないかというふうに私自身は思うのですけれども、いかがでしょうか。それに関しましては、委員会も含めて、ぜひしていただきたいという思いが強いのですが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員の再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 向井議員の再質問にお答えいたします。

質問の意図なのですけれども、今回の議案に関して、事前にそういう委員会で報告が必要だったのではないかということでよろしいのでしょうか。

〔「必要かとか言えば必要ではないかもしれないんですけども、できればしてほしかった……」と言う人あり〕

○清水直人副町長 今回の行政組織の条例につきましては、執行部の中でいろいろ議論してきた中で、今回議案を提出させていただいたわけなのですけれども、委員会について報告する等について、ちょっとその辺については、必要な事項というか、義務というのですかね、そういった部分では認識というか持っていなかったところですので、そういった部分で、今回初めて皆さんには議案として提示させてもらって、今定例会で議論をしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 済みません。ちょっとこちらのほうで質問の意図が余りとれていなかったのかもしれないので、もう一度お答えしますと、子育て支援課をつくること自体を文教厚生常任委員会にかける必要性があったかという、私はないと思っています。最初の答弁はあれだったのかな……その固まっていないからということではないのですけれども、今回は、健康づくり課の中で子育て支援に係る部門を独立させて課にするという機構改革に係る話です。これを今回の議題にのせさせていただいているということですので、ご理解いただきたいと思います。

機構改革について、ちょっと申し上げると、くっつけることと放すことってどっちもメリットとデメリットがそれはあります。必ず100%はこれないです。向井議員も最初の質問でおっしゃったその連携という部分ですね、そこはとても大事なことです。分けると、それは一緒にの課になったほうが連携という点ではいいわけですから、障害者福祉のところ、もし異種というのかな、問題が2つの課にまたがるようであれば、そこはしっかり連携をとってやっていくという形をつくっていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 答弁ありがとうございました。必要があるかないかでは、私も、別に条例等含め、ないと思っております。ただ、必要があるかないか、その決まりごとのあるかないかではなくて、やはり一緒に考えて検討するという、総務文教厚生常任委員会に関しましては所轄ということで、一緒に考えていく団体だと思っておりますので、やはりそこに相談、または議論の場を開設してほしかったなという思いは強くございます。やはり機構改革に、課を変えるということには確かにリスクもありますし、逆にメリットもあると。そのリスクだけを恐れていたら何も進まないというのは、私、そのとおりでありますし、多少のリスクがあってもよりよいものであると思えば、それは進めていただけたというのが一番いい形だと思っております。ただ、やはりこれだけ重要な事項ですので、もう少し議論の場をいただいて、ぜひそこに加えていただいて、確かにこれは、いつも私のほうで一般質問にも盛り込ませていただいているおもてなしの心、相手の立場に立って考えるという点では、私、議員の立場からと、あと役場職

員の方の立場、進めていく立場では違うのはわかります。ただ、その中で、お互い一緒にやっていくという中では、ぜひその議論の場というものをしっかり持っていただいて、どういう形でやっていったらいいのかというところをお互いにやっていく。それが先々のよりよいものになっていくものになるのではないかなというふうに思っております。そちらについていかがでしょうかということと、もう再々質問なので、1点お願いなのですが、私も今までの勝手がまだ新人なものでわからないのですが、今回は機構改革ということでのこちらの議案ですので、一緒になってしまうのはしようがないのかもしれないのですが、子育て支援課に関するのと、あと税務会計課に関するのと、それぞれの意見がたくさんございます。これ、両方一緒に議決という形にされてしまうと、片方反対だったらもう反対になってしまうのか、もう片方は賛成なのというような状況が生まれてしまうので、そちらに関しましては、要望も含むのですが、今後、何かの形をご検討いただけたらありがたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 ちょっと向井議員、説明申し上げますと、委員会のほうでは、もう審議がありますよね、できないことになっているらしいのですよね。条例案でしますから。

○1番 向井芳文議員 この議案に関しての審議ということですね。

○小泉初男議長 休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時01分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 質問にお答えします。

そこ、なかなか難しいところだと思っています。というのは、重要か重要でないかは人によって判断が違ってくるんです。向井議員が子育て支援課のところを重要だと考えたように、もしかすると、建設課に水道持ってくるのが重要と考える方もいるかもしれません。ですから、それを一律に委員会の前に相談するというのは、これは物理的にちょっと難しい話です。ただ、今のお話は、重要だと認識されているというお話はわかりましたので、そこは頭には入れておきたいと思いますが、議案に出すことをこの条例の一つ一つに関して重要かどうかというところは、これは議員の方で判断が分かれるところですので、これが重要だから相談してくださいということに関しては、恐らく100%は応えられないと思います。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小泉初男議長 他にございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 子育て支援課についてお聞きしますが、文部科学省管轄は、幼稚園、小学校、中学校に関しては今までどおり教育委員会で管轄をして、幼稚園の園児等に対しては子育て支援課はどういう立場になるのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 内藤議員の質問にお答えいたします。

幼稚園等につきましては、今、教育委員会のほうが管轄でやっているわけなのですけれども、それにつきましては、従前のおり教育委員会のほうで扱っていくということで、また今後、そういった幼稚園等、また認定こども園については子育て支援課のほうになっていくのですが、そういった関係の中で、また今後事務分掌について整理できていけたらと思っています。とりあえずは子育て支援課については、今回議案提出いただいた事務分掌でスタートさせていただきたいと思っています。議員のおっしゃっている部分については、今後の課題だと思っています。ご理解いただけたらと思っています。よろしく願います。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 せっかく子育て支援課をつくるのであれば、国の省庁関係なく、もう妊娠した時点から中学卒業まで、全部この課で済むというような支援のできる課をつくっていただきたいと思います。その点に関してはどうでしょうか。

○小泉初男議長 再質問の答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 教育の部分に関しては、教育委員会との連携が必要になりますが、住民に係るサービスというところでは、一貫してワンストップのサービスをここで受け持つ担当する体制をつくるために、今回の独立分掌にするというところがありますので、そこは内藤議員のおっしゃるとおり、こちらもそこで全て、できるだけできるように考えていきたいと思っています。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。ないですか。

ほかに質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 済みません。今、この条例改正の中で町の税務課と出納会計一緒にして、会計管理者を税務課長という課にするという説明だったと思います。私のほうも、地方自治法とそれから町の規則等調べながらいて、地方自治法168条で地方公共団体に会計管理者1人を置くと定めて、従前収入役があったところが会計管理者という形に変わってきた。それから、地方自治法170条で会計管理者の職務権限ということで、町長とこの課に対しては別のところにあるけれども、議会同意の必要のない会計管理者という形になっていると思います。それで、組織を統合・廃合するときに、メリット、デメリットがあると

いうふうに説明されていまして。これについての今回の中で、今の会計管理者のもとで出納室があつていくのを、税務課とそれから今の会計管理を一緒にして、そこに1人の管理者を置くということに対しての考え方について説明をしていただきたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 浅見議員の質問にお答えいたします。

税務課と出納室を統合した理由ということで、まず1つお答えしたいと思います。現在、出納室は、常勤2名の任期付短時間勤務職員が1名という体制でやっているところなのですが、出納室でも、いきいき町民課とか税務課とともに、火曜、木曜日は6時半まで窓口業務の延長対応もやっているところなんです。こういった小さな組織で職員が勤務時間のやりくりをしている状況であるということです。組織については、ある程度適正な規模というのがあるのだらうと思います。規模の大きい自治体のように、正規職員を一定数張りつけられればいいのですが、今後、人口減少は進んでいく中、こういった小規模の自治体においては特にそうなのですが、限られた役場の職員の数の中で、相互に補完し合いながら仕事をしていくということも必要になってくるかと思えます。そういったことを考えますと、一定程度の組織としてのまとまりが必要なのかなというふうに考えております。

今回、出納室については、税務課と統合して税務会計課というふうにするわけなのですが、会計管理者について兼務という形なのですが、自治法の中では会計管理者について1人置くということになっております。今回の行政組織条例については、町長の権限に属する事務を所管する組織として、内部組織として規定するものでして、今回、税務会計課の中には税務に関することということのみを規定しております。会計管理者は会計事務を所管するわけなのですが、それにつきまして、自治法にも当然規定されています。また、その事務を執行するに当たって、自治法の中でも、会計管理者の先端の事務である会計事務を処理するに当たって補助組織を設けることができるというふうになっております。そういったことで、補助組織については税務会計課とし、その中に先端で会計事務をやっていただく会計グループを設ける予定としております。そういったことで、会計管理者が税務会計課長を兼ねるわけなのですが、もともと求められている執行する側と会計事務の内部牽制という部分につきましては、そういった税務会計課に会計事務を先端で行う会計グループを設けることによって、内部牽制の確保はできるものと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 私も、県内を見たときに、税務と会計が一緒というのは、ちょうど吉見町が税務会計課という形で出てきました。今回の条例の改正の中では、会計管理者という言葉はなくて、従前に今町長の権限に関するところという説明がありました。決めてあるというか、今の中で執行と内部牽制をという形の中です。そこに会計グループを設けることによって、おさまっていくという考え方です。ほかの例規で地方自治法の改正についてというこの平成19年のときの資料等見ると、総務課長が会計管理者

を兼ねることも必要だし……必要ではなくて、それもだめなものではないというような書き方等があつて、調べてきたところであります。特に、税務課長が会計管理者を兼ねるということについて、問題は何かないということで認識してよろしいでしょうかという質問ですが。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 浅見議員の再質問にお答えします。

税務会計課ということでお調べになって県内について吉見町が例で挙げていただいたのですけれども、今回のことに関しては、いろいろと他県の状況等も参考にしながら考えさせていただいたところあります。全国的に見ますと、こういった形で会計管理者が税務会計課長なり総務課長なりを兼ねている例で実施している小規模な自治体というのは多々あるというところで、青森県とか秋田県、または長野県の自治体だったり京都、あとは徳島県の自治体と、そういったところを参考にしながら、今回の条例を提案させていただいたところです。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。ただいま審議中の議案第71号について、反対の立場で討論いたします。

この横瀬町行政組織条例の一部を改正する件でございますが、子育て支援の充実・強化の考え方は大変よいことであると考えます。責任、任務をはっきりとし、分掌を決めることは大切であります。一方、細目におけるあやふやさ、特に障害者福祉と児童福祉の関係、保健師さんの所属等、疑問が残ります。課を分けることにより、よその課のことは手が回らない、自分とは関係ないなどということになりはしないでしょうか。

また、税務課が税務会計課になる点でございますが、出納室が統合され、税務会計課内に置かれることになるのは問題があると考えております。お金の管理は分けるところはきっちりと分け、厳格なる監視をしていかなければなりません。本件では、入り口、出口が1つとなり、不正の温床になる可能性が十分に考えられます。このようなことが起こらないために、条例等で出納の責任者が定められており、また横瀬町では出納室がわざわざ現状は設けられております。単独の権限と責任がこれには必要であります。

いずれにしても、このような改正で諸処の費用をいっぱいかけるばかりであって効果が期待できず、不正の温床となる懸念があるということ。改正により住民がたらい回しになる、あるいは迷うというような懸念があること。これは決して住民サービスの向上とは言えないこと。このような理由により反対いたします。議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

以上で反対討論といたします。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第6、議案第71号 横瀬町行政組織条例の一部を改正する条例は、これを原案どおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

○小泉初男議長 起立多数です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで本休憩をいたします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時19分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第7、議案第72号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第72号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町行政不服審査会条例の制定に伴い、行政不服審査会会長等の報酬を定めたので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第72号の細部説明をさせていただきます。なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にござらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、横瀬町いじめ問題専門委員会条例、横瀬町いじめ問題調査委員会条例、横瀬町政治倫理条例、横瀬町行政不服審査会条例及び横瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に伴い、それぞれの委員長または会長及び各委員の報酬を定める必要があるため、一部改正したいものでございます。

次に、改正の詳細ですが、別表に、いじめ問題専門委員会委員長、いじめ問題調査委員会委員長及び行政不服審査会会長の報酬、日額6,700円を、農地利用最適化推進委員の報酬、月額9,500円を、いじめ問題専門委員会委員、いじめ問題調査委員会委員、政治倫理審査会委員及び行政不服審査会委員の報酬、日額5,700円を追加する改正をするものでございます。

附則は、この条例の施行日を公布の日からと規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、総務課長からこの条例改正の基本的な考え方が示されたところです。事前にもらった資料でありますと、72号資料の点と、それから新旧対照表というか、そういう点でありました。その中で今回、あれっ、載っていないものが載っているなど見たのがこのいじめ問題と政治倫理審査会の点でありました。ここ聞こうと思ったら提案説明があったので、いじめ問題専門調査委員会というのが平成27年の条例4号で決まりました。それから、この中と、それから政治倫理条例の中の平成20年の制定ということであります。そうすると、今までこれ開かれた委員会等の費用弁償に関する条例が定まっていなかったため、開かれていなかったのだから、あるいは無報酬でやったのだから、そこについての説明をよろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 答弁させていただきます。

開かれておりません。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 1点教えてください。

今回新しく非常勤の特別職ができるということで、この報酬のその分だけのプラスなのですけども、これを報酬ですので特別職の報酬と、審議会とかというのは開かれたのでしょうかということが1点。

それから、農業委員会の委員が先ほど制度が変わるというお話がありました。その点は考慮されているのでしょうか。

以上2点なのですが、お願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。
総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 お答えさせていただきます。

報酬等審議会条例ですが、条例の規定ですけれども、2条で議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするという話になっております。ということで、以前は町長等の報酬を変えるときに、一緒に特別職のあれも議会にかけたこともあると思います。ただ、これだけですと、特に条例で聞くことになっていませんので、聞いておりません。

それと、農業委員の委員のことでよろしいでしょうか。農業委員は初めから決まっておりますので、この新旧対照表、資料ないですけれども、この条例案の中に農業委員というのが出てこなかったですか。農業委員と農業委員会会長代理はもう既に決まっているものです。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○柳 健一総務課長 委員の名前とかその額は同じなので、改正していません。

○小泉初男議長 再質問はございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第72号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第8、議案第73号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第73号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第73号の細部説明をさせていただきます。なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にござらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、法律の条ずれが生じたため、一部改正したいものでございます。

次に、改正の詳細ですが、第1条第7号は、農業委員会の請求により出頭した関係者に実費弁償を支給することを規定しているものでございますが、その根拠となる農業委員会等に関する法律第29条が条ずれにより第35条となったため、整理するものでございます。

附則は、この条例の施行日を、改正農業委員会等に関する法律施行日の平成28年4月1日からと規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第73号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第9、議案第74号 横瀬町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第74号 横瀬町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。鉄道賃の急行料金に関し規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第74号の細部説明をさせていただきます。なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、職員等の出張について、移動時間の短縮及び身近な鉄道利用の推進を図るため、一部改正したいものでございます。

次に、改正の詳細ですが、第12条第2項は、鉄道賃のうち急行料金が支給できる場合について規定しているものでございますが、出張の現状等を勘案し、第3号として、第1号、第2号に規定する距離要件にかかわらず、命令権者が適当と認める出張に関しては、特別または普通急行料金を支給できる規定を追加するものでございます。

附則は、この条例の施行日を平成28年4月1日と規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 1点お尋ねします。

現状において急行料金は支給されるわけなのですが、この規定にかかわらず、さらに命令権者が適当と認められる場合は、特別急行と急行ですか、も支給することができるというふうに直るわけなのですが、現状における問題点、この条文を加えた問題点というのはどのようなものがあったのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 お答えさせていただきます。

12条ですが、今まで鉄道賃に12条第2項で急行料金、これには特別急行料金を運行する線路においては片道100キロメートル以上の場合、それと普通急行列車または準急行列車を運行する路線においては片道

50キロメートル以上の場合、急行が出せるという規定でした。それで、今回この資料に示させていただきましたけれども、身近な鉄道ということで西武線が池袋まで100キロありません。秩父線が熊谷まで50キロありません。ということで、池袋、熊谷に行く出張に関しては、特急券、急行券が出なかったということでございます。ただ、説明させていただきました身近な鉄道の利用の推進ということも含めまして、その距離要件にかかわらず、命令権者が認めた場合には支給できるということを追加したということでございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第74号 横瀬町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第10、議案第75号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第75号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例についてありますが、地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 それでは、議案第75号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例の細部説明をさせていただきます。

これは、第1条と第2条ということで大きく分かれてございます。第1条の横瀬町税条例の改正につきましては、地方税法の改正によるもので、地方税の猶予制度について、納税者の負担軽減を図り、早期かつ的確な納税を確保するため、納税者の申請による猶予制度の新設や、地域の実情を踏まえたものにするために、徴収猶予の申請等の一定の事項については町の条例で定めることと改正されたものによるものでございます。

おくれましたが、参考までにきょう皆様のところへお配りしました資料を参考に説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

これは、平成28年4月1日から施行することから、今回整備するものでございます。

まず、第8条につきましては、徴収猶予の期間の延長及び分割納付、分割納入の方法について規定されております。

第9条につきましては、徴収猶予の申請手続方法について規定されております。

第10条につきましては、滞納処分による財産の換価を職権により換価猶予する方法及びその換価猶予期間の延長手続について規定されております。

第11条につきましては、滞納処分による財産の換価を申請により換価猶予する方法及びその換価猶予期間の延長手続について規定されております。

第12条では、徴収猶予、職権による換価猶予、申請による換価猶予において、担保を必要としない例外を規定してございます。

続きまして、第2条による横瀬町税条例等の一部を改正する条例の改正でございますが、これは、地方税法施行規則の改正によるもので、納付書及び納入書への個人番号及び法人番号については当面記載しないということに改めましたことにより、ことし3月専決処分されました税条例の条文を改正するもので、内容につきましては、第2条第3号及び第4号に「納付書及び納入書の法人番号の記載する条文」というところがございまして、それを削除するものでございます。

また、第36条の2第8項、第63条の2第1項第1号、第89条の第2項第2号、第139条の3第2項第1号、第149条第1号につきましては、引用する法律等及び字句の定義の整備をしたものでございます。これにつきましては、公布の日から施行するというところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 なかなか、この横瀬町の税条例の一部を改正する、読んで難しい点があったりして、今税務課長から説明をしていただきました。徴収猶予の要件ということで条例等で定めるというふうになっているところであります。町として、こう考えてということのできる中身というのは、この中で申請手続等の要件であるとか、あるいは期間の問題があるというふうに思います。そこら辺での町として、これ、例えば一つのとするならば、第9条の申請手続等の15条の定める期間ということで猶予期間が3カ月、あるいは11条における条例で定める期間、これは猶予の申請手続等で6カ月というような点、それからなおかつ、12条で新猶予期間がこれ3カ月という、100万円を超える部分がね、こういうところ、町としては

こういうふうを考えて、それで納税者の負担軽減、これは納税者の負担軽減というのは普通は税を払うのが当たり前だと思うのですが、なかなか困難があって、それを負担しながらいわゆる税の納入率を上げていこうという中での進め方だと思います。そこら辺について説明していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 それでは、5番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、考え方の一つとしましては、これはこの税条例につきましては全国的なものでございます。そのようなこともございまして、まず1つ、国税におきましては、担保を不要とする金額を50万円以下と定められたものが昭和53年当時ございまして、それがその当時よりも現代は1.5倍ぐらいになっていることで、物価指数がそのくらい多くなったというようなことから、国のほうで平成27年4月1日から100万円という数字に改めたというような流れや、あと、都道府県につきましても、全国の都道府県ですとか、あと埼玉県も含めてそのような動きがあるということと、あと、秩父郡市内におきましても、金額的にはちょっと相談しまして大体同じぐらいな金額であれしたほうが、これを進めていきますのに町村がそれぞればらばらになってもおかしいというようなこともあったりいたしまして、一応そのような数字に定めてこの案を作成したものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 というと、この秩父郡市にこの条例の中身についてはほぼ同一歩調をとって進めているということで理解してよろしいでしょうか。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

よその市町村で同様にするというような約束ということか、そういうことはございませんで、そういう話し合いの中でしてございますので、現在、他の市町村でどのようなあれをしているかということにつきましても、まだちょっと把握してございません。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第75号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第11、議案第76号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第76号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。こども医療費支給対象及び受給資格の登録に関し、規定の整備をしたので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、議案第76号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表をごらんください。今回の改正は、第3条第2項に新たに第3号として、「児童福祉施設またはその他の法令による措置によって施設等に入所し、医療費の全額が国または地方公共団体に負担される状態になった者について、対象外とする」旨の規定を加えるものでございます。

また、第6条第2項では、受給資格者の定義をより明確にするための改正でございます。

続いて、第6条に第3項として新たに1項を加えるもので、監護・生計同一要件を満たす保護者が複数いる場合は、子供と同居している者を受給資格者として認定し、受給資格台帳に登録する旨の規定をします。

また、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ちょっと字句の点について教えてほしいところでありまして、済みませんが、よろしくお願ひします。

今回の中で、改正条例の中で、(3)の中で、「対象児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く）」となっているのですね。もともとある条例の中では、2条の(4)の中では、「国民健康保険法又は社会保険各法の」という言葉が使われていまして、ここの言葉と医療保険各法の違いについてどう理解すればいいのか教えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時02分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、浅見裕彦議員に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、5番議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。

社会保険というのは、日本の制度では医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険の5種類の社会保険制度をあらわしております。医療保険というのは、その社会保険の中の一つとして医療保険がございまして、医療保険につきましては、医療機関の受診により発生した医療費について、その一部または全部を保険者が給付する仕組みの保険であるということになっております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。大丈夫ですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第76号 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願ひます。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第12、議案第77号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第77号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部について説明をお願いします。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、議案第77号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例について細部説明をさせていただきます。

本日差しかえさせていただきました新旧対照表をごらんください。横瀬町介護保険条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、行うものでございます。

内容につきましては、改正条例の第1条では、横瀬町介護保険条例第7条、これは保険料の徴収猶予について規定してございます。第2項第1号及び第8条、これは保険料の減免について規定してございます。第3項第1号に規定されている申請書の記載事項の「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号」へ変更するものでございます。

改正条例第2条では、前述の第1条において個人番号を追加したことにより、介護保険条例第7条及び第8条で規定している保険料の徴収猶予や減額または免除を受けようとする理由を証明する書類の添付が不要となるため、証明する書類の添付部分を削除したものでございます。

附則では、この条例の施行日を定めたもので、本文では、第1条の改正について施行日を平成28年1月1日とすること、ただし書きでは、第2条の施行日を定めるものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第77号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第13、議案第78号 平成27年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第78号 平成27年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,660万9,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,167万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、各担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時27分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、一般会計の補正予算について質問をいたします。

まず、13ページです。今回、財政調整基金の管理事業ということで、基金を積立金1億2,000万円という説明がありました。これとの関係で含めまして、町債との関係で、ちょっとページ数が……考え方としてお金を、今回の町道5号線を社会資本整備で進めていきますということに対してお金が必要で、その分を地方債で710万円、町道改良事業債でね、ということに入れるのと、それからそのお金を借金しないで、1億2,000万円の財政調整基金を、これを710万円減らしてやれば、町の財政としてはその負債を負わなくなって済むのではないのかと考えます。そこをどう考えるかの説明をお願いしたい。

それから、同じく13ページの点では、施設整備等改修工事、これが結構大きな工事として見えました。先ほど組織改正の中で一定の説明があったのだけれども、もうちょっと詳しい説明をしていただければというふうに思います。

それから、14ページです。これは額は小さいのですけれども、住民基本台帳ネットワーク、いわゆるマイナンバーについての顔認証システムとかハード機器購入、これは国庫補助の対象ではないのかなと思ひまして、一般財源でこれをやっていくという形になっています。そこら辺の仕組みについて教えていただければと思います。

それから、最後のところは19ページになります。これが社会福祉総務費の形の中でありまして、先ほど説明があった保険基盤安定拠出金、これが国民健康保険と後期高齢者の医療になります。予算現額の補填ということなので、そこを意味合いについて説明していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

私のほうからは、13ページの財政調整基金の関係と町債とのかね合いということでございますが、財政調整基金につきましては、基金に積み立てることを考えております。現在、財政調整基金の残高でございますが、今年度の予算に載っているとおり、取り崩しを行い、積み立てをしますと、年度末が9億5,300万円程度の財政調整基金の残高となる予定でございます。これを積まないで町債を借りないというご意見でございますが、町債につきましては、これは社会資本総合整備交付金の町道整備に充てているところなのですけれども、その国庫補助金が55%でございますので、残りの45%は町の財源を使います。しかし、建設事業債としまして、そのうちの90%が起債可能となっております。その起債について、起債の償還金がなお交付税措置されますので、長期的に見て町債を借りたほうが有利ということで町債を計上しております。

以上です。

○小泉初男議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 私の方からは、本庁舎の修繕工事、改修工事の詳細ということでございますので、説明させていただきます。

幾つかありまして、1つは、101会議室が、相談室等が少し足りないということで相談室にも利用したいということで、あそこ真ん中辺をパーテーションで区切りまして2つ相談室に使えるようにするためのパーテーションの設置工事でございます。

それと、1階の壁といいますか、コンクリートの打ちっ放し部分ですけれども、そこにちょっと暗いということでクロスを張りまして明るくしたいということでございます。

それと、出納室と、これ機構改革ののですが、出納室と税務課の間の取り外しが可能な壁を撤去する工事でございます。

それと、授乳室というのを設置したいということで、これもその辺を区切って授乳ができるような場所をつくりたいということの工事でございます。

それと、カウンターのシート、今あそこビニールっぽくなっていますけれども、ちょっと古くなりましてこれもちょっと暗いような感じしますので、今度木目調のカウンターシートを上から張る工事をしたいと思えます。

それと、機構改革になりまして、これ案内板とか課名の表示板等一部変える必要がありますので、その新設工事。それと、電話機の変更をしないといけないので、その工事でございます。

それと、ちなみに委託料のほうで、玄関の外のタイルが大分水あかで汚れてきましたので、そこを高圧洗浄でちょっときれいになりたいという委託料でございます。

以上です。

○小泉初男議長 いきいき町民課長。

〔小泉源太郎いきいき町民課長登壇〕

○小泉源太郎いきいき町民課長 ご質問をいただきました件に答弁をさせていただきます。

まず、14ページの顔認証システムの件でございますけれども、これについて、一般財源で手当をしておりますけれども、その辺の仕組みをということでございますので、それについて触れさせていただきます。この顔認証システムにつきましては、ソフトは、法律で定められた特殊法人の地方公共団体システム機構から提供されることになっております。これは無償でございます。それにつきましては、一般のパソコンとはつなげないスタンドアローンという、インターネットとつながないもので使うという約束になっております。これにつきましては、補助の、このマイナンバーに関しましてはシステムの改修とかにつきましては従来補助がございました。それで、今回のものにつきましては、国のほうから補助のものについて触れたものがまだいただいておりません。将来的には補助があるかもわかりませんが、現行予算編成に当たった時点ではそのものが見当たりませんでしたので、一般財源として手当をしております。

続きまして、19ページの国民健康保険特別会計への繰り出しの件でございますけれども、この内容でございますけれども、保険基盤安定繰出金でございます。このものの内容でございますけれども、市町村国保における低所得者に対する保険料軽減分を支援する制度の繰り出しで内容はございます。このものにつきましては、保険料軽減分と保険者支援分という2つのものから構成されております。当初の予算編成に

当たりましては、この保険税でございますけれども、低所得者に対する保険税を7割、5割、2割という軽減をしておりますけれども、そのものの算定は当初では前年度のものを基礎として算定しております。つきましては、税の確定ができました関係から、この軽減が確定をいたしましたので、当初予算額との差額分について補正を行うということでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私の方からは、先ほど総務課長の方から話がありました施設整備と工事の内容のうちの壁撤去について補足をさせていただきます。

この工事の関係につきましては、上下水道課の下水道グループが今姿見山浄水場におけるわけですが、それが本庁舎に移ってくると。その関係で本庁舎のスペースを確保する必要があるわけですが、移ってくることによって庁舎内の各課のレイアウトを変更する必要があります。それに伴いまして、そのスペースを捻出するために出納室と税務課の間の壁を撤去すると。そのことによって、庁舎内のスペースをより効率的に使うために必要な工事ということで予算化させていただいたものです。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 先ほど、町債と、それから財政積み立て基金の関係でありました。この町債が後で交付税措置されるというのが、なかなか読み取れない中身なのですよ、私なんかね。ということで、この交付税措置は、これは来年度にいつされるかというところ、実際上に起債を発令したら何年償還となっていて、簡単にいうと、710万円を10年で返すならば1年当たり71万円、こういう一般交付税の措置なのか、あるいは710万円に対して一遍に翌年度交付税措置をしてくれるかというシステムについて、教えてください。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員の再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

交付税措置される形ですけれども、その年度に償還金が発生しますが、償還金の何%……パーセントはちょっと今覚えていないですけれども、交付税措置されるということになります。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 償還金についてということ、そうすると、利子はやっぱり町で持たなくてはならないということになるのですかね。

○小泉初男議長 浅見議員の再々質問の答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

償還、元金についてと思います。

以上です。

○小泉初男議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第78号 平成27年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時59分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎答弁の訂正

○小泉初男議長 まち経営課長から答弁の訂正がございますので、訂正の答弁をお願いします。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 先ほどは失礼いたしました。浅見議員さんからのご質問で、町債に対しての交付税措置の件ですけれども、「元金に対して」と答弁したのですけれども、「元利に対して」交付税措置されるということで訂正をお願いします。

以上です。

〔議長、発言を求めます〕という人あり〕

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 質問のあれですが、自席での質問は自席での答弁というわけにいきませんか。資料を持って演台に一々立つとすごい時間もかかりますし、スムーズな進行のためには、一般質問は除いて自席での質問は自席で答弁ということでこれからはできませんか。それをちょっとお諮り願いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 いや、いい発想ですね。

皆さんどうですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小泉初男議長 では、そのようにさせていただきます。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 では、そのようにさせていただきます。

貴重な意見、ありがとうございました。



◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第14、議案第79号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第79号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,345万2,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ12億621万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時07分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。
質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。
なお、質疑の際はページ数をお示してください。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 では、質疑なしと認めます。
討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。
採決いたします。

日程第14、議案第79号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第15、議案第80号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第80号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万8,000円を増額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ9,972万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をお願いします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時11分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第80号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第16、議案第81号 平成27年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第81号 平成27年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行い、債務負担行為を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万円を増額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,106万1,000円とするものがあります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をお願いします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時15分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第81号 平成27年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第17、議案第82号 平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第17、議案第82号 平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出並びに資本的収入及び支出について補正を行うものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をお願いします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時21分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ちょっと細かいことになるかも知れません。1つは、5ページです。漏水調査業務委託費等ではありますが、70万円の減額ということでもあります。これにつきましては、入札差金ということでの理解でよろしいかが1点であります。

それから、次に、6ページと7ページにわたるところであります。資本的支出の中での建設事務費であります。これの中で、今回配水管路図電子化業務委託、マップシステムになるのですかね、これと、8、ソフトウェア購入費、見直しを行って、ソフトウェアではなくて業務委託のほうの中でやっていくと、広域化に伴うことであります。この広域化に伴う点での来年4月から広域化に行くに対して、秩父圏域一緒になって、どこでも使える形が望ましいというか、二重投資にならないということになると思いますので、そこら辺のこういう連携をとり合いながら進めているかどうかについてお伺いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 ご質問にお答えいたします。

まず、漏水調査委託料でございますけれども、ご指摘のとおり、入札の差金により減額補正ということになります。

それから、もう一点、配水管路図のシステムの関係でございますけれども、これは来年度広域化をして、今現在の各市町における配水管路図のシステムが同時に動くような広域的な連携をとった上で、この事業を進めております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第82号 平成27年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第83号～議案第86号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 お諮りいたします。

日程第18、議案第83号から日程第21、議案第86号まではいずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第83号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、日程第19、議案第84号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、日程第20、議案第85号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について、日程第21、議案第86号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま一括上程されました日程第18、議案第83号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、日程第19、議案第84号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、日程第20、議案第85号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について、日程第21、議案第86号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についてであります。各施設指定管理者の指定期間は平成28年3月31日で満了となりますが、引き続き各施設指定管理者を指定したいので、各施設条例の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長から細部説明をお願いします。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 上程されました議案第83号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定について、議案第84号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定について、議案第85号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定について、議案第86号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定について説明いたします。

指定管理者の選定につきましては、平成18年に制定されました横瀬町指定管理者選定委員会設置要綱及び横瀬町指定管理者制度運用指針に基づいて選定を行っております。指定管理者選定委員会につきましては、副町長を初め、施設を所管する課長など6名の委員で構成し、選定に係る審査を行いました。

まず、指定管理者の募集方法についてでございますが、運用指針の中では、公募を原則としておりますが、現に指定管理者による管理をしている施設につきましては、ただし書きにより、公募によらず選定できる規定となっております。その場合ですが、当該指定管理者の業務、収益などの実績、地域の人材活用、経済振興への貢献度及び施設の設置目的、性格などを総合的に勘案しまして、同一管理者による継続的かつ安定的な管理が望ましいと認められる場合とされております。

指定管理選定委員会では、以上の点を踏まえ審議いたしました結果、横瀬町地域振興拠点施設、横瀬町観光案内所、横瀬町総合福祉センター、横瀬町コミュニティ防災センターにつきましては、現在管理している法人や団体を指定管理者とすることといたしました。

その後、選定いたしました法人や団体などから、指定管理者指定申請書や事業計画書などの提出を受けまして、指定管理者の選定審査要領に基づき、審査を行いました。その結果、現在指定管理を行っている法人や団体が指定管理者として適格であると認め、今回、議案として提出したところでございます。

議案第83号、横瀬町地域振興拠点施設並びに議案第84号、横瀬町観光案内所の指定管理者につきましては、有限会社果樹公園あしがくぼでございます。議案第85号、横瀬町総合福祉センターにつきましては、社会福祉法人、横瀬町社会福祉協議会でございます。議案第86号、横瀬町コミュニティ防災センターにつきましては、横瀬町第13区でございます。

なお、指定の期間でございますが、いずれの施設につきましても、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。一括上程中ではございますが、議案ごとに行います。

最初に、議案第83号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定に対する質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 指定管理者にかかわる点であります。今、担当課長のほうから説明ありました。今回の指定については、選定委員会を開いて実績等踏まえながらということ、今、現に受託しているところに対してとのことでありました。それで、この設置及び管理に関する条例で、先ほど話がありました、申請に対しては事業計画書その他規則で定める書類を添付してというふうにあります。今、いろいろな形で新たにこういう募集をするときには、その中で地域貢献とかそういうのがうたわれて、ぜひ私を使ってくださいというような点もあるというふうに思います。

道の駅あしがくぼ、私が目の前というか、そういうところにいるときに、地域貢献の形でいくなれば、非常に薄いのではないのかなというふうに感じているところがあります。以前、道の駅あしがくぼの管理の関係で質問というか、どうですかということがあったと思います。なかなか動かないところもあります。全体的に収益も上がって、よくやっていただいて売り上げ等も上がっているというところなので、ちょっとしたこういう点、どうだろうなということでもあります。このことについて、ここではよくないということではなくて、中身充実でのことでの話であります。例えば、今、横瀬町の広報等でやってエコキャップというふうなので集めたりしています。ごみ箱が今トイレの横にあるのですね。ごみはいつでもいっぱいなのですよ、ほとんど。だけれども、キャップは、もう前はエコキャップの置くのと、それから缶のプルトップ等集めて、そういう形でやっていましたが、それはもうなくて、いつもごみがいっぱいになっているような状況があると思います。それから、つい最近ですと、アスガキボウ委員会等含めながら、今度冬場の氷柱ということで道の整備とかやりました。加工場のすぐ前もやっぱり草もいっぱいあったのです。だけれども、それもそのままなのですよね。あるいは、多目的ホールの前、草も伸び放題という、以前は花を植えてきれいだったとか、あそこにプラムの木があってこういうように整備されたと思います。来た人たちがどう見るかという点等も踏まえてみたと思います。この道の駅あしがくぼは、県の施設と町の施設ということでありますので、今現在この駐車場、あるいはトイレの前、近辺についてのごみ拾い等はやっていただいています。でも、やっぱりあそこの歩くところ、ちょっと手を入れてもらうならば、もっと本当よくなるのではないのかなという感じがしているところでもあります。そういうところでの指定管理に対する、特にプロポーザル計画書の中にこういうことを盛り込んだらどうかとか、そういう指導とか、実際の中身をやっていただければと思います。

それから、もう一点は、指定の期間です。3年がどうかというようなところなのですが、指定期間等については、今それぞれの方式の中で3年、あるいは5年というのがふえてくると思います。ほとんど変わらないということであるならば、この事務等を含めて5年にしてもどうかと、いいのではないかなと考えます。

それから、もう一点、今ちょっと資料が手元になくてごめんなさい。福祉センターの指定管理に関する条例の中では……

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員。よく……違うところでお願いいたします。

○5番 浅見裕彦議員 うん、違う、そこの中で言っている協定書というのがあるのですよ。それをこの道の駅あしがくぼの中では個人情報に関する協定書を結ばないのかということなので、そっちとの関係で今言ったところなのですが。そちらでは、協定書というのを条例の中でうたっているけれども、道の駅あしがくぼの中でも、個人情報等扱ったりして、それに対する協定書が必要ではないのかなという、どうですかということですか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、地域貢献というようなお話でございますけれども、特に地域貢献がこういうことですよというふう

にはうたってはございませんけれども、地元の方40名ほどの方を採用している。それから、当然地場産の農産物あるいは紅茶等を使用しての特産品、また体験とか、そういうものも進めております。また、当然業務の中なのかもしれませんけれども、掃除とか、そういうものも率先してやっているようになっておりますので、その辺は地域貢献の中では十分果たしているのかなというふうに感じます。ただ、ごみとか、エコキャップとか、草刈りとか、その辺についてというのは、実際に現場のほうで議員さんがごらんになって気になるということでございますので、その辺については、また随時、そういうご意見があったということで道の駅果樹公園のほうに話はさせていただきたいと思っております。基本的にはそういうことで、ご理解いただければと思っております。

それから、指定管理につきましては、できればやはり5年がいいのかなという感じではいるのですけれども、全体の指定管理、4つの事業の指定管理を統一ということで、今回3年ということだったのかなというふうに感じております。できれば5年であればありがたいかなと思っております。

それから、個人情報の関係なのですけれども、協定で結ぶということなのですけれども、基本的には条例の中でも個人情報の遵守ということはおたっておりまますので、ちょっとその辺の書式の関係があらうかと思っておりますけれども、その辺は十分配慮できておりますので、問題ないかなというふうに思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 当然この地域貢献というか、地域振興拠点ということ自身がその地域貢献という形で進めてきた中で、それは本来業務であるだろうということでもあります。その他の付加価値という形で、ぜひ、もっともっと地域にというか、貢献しながら、これはいいのだよということで進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。要望になりますので、以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、議案第83号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第84号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

なければ、議案第84号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第85号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定についてに対する質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 先ほどこちよつとハツと思ったのですが、先ほどと同じです。これは福祉総合センターも3年の契約となっています。相手がほぼ特定できてずっと来ているということであるならば、これも5年の契約期間ということで、どう考えていますかということで、よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 質問にお答えさせていただきます。

今現在、指定管理の期間につきましては、3年で今回継続するわけなのですが、総合福祉センターの指定管理につきましては、もう長年社会福祉協議会が行っておりますので、こちらに関しても5年ということにさせていただけると、すごい楽になるというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。どうですか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これについて、そのことによっていつも確定しているかというのではなくて、やっぱり見直し等も含めてやっていただければと思います。というのは、先ほどあったように、従前どおりにこうやりますという計画書を出すのではなくて、やっぱりある程度の期間やってきた中身の中で改善すべき点、こういうふうな点を進めていこうという計画書を、ぜひ見直しをしながら、そういう形で進めていただければと思います。

○小泉初男議長 それ要望ですね。よろしいですね。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、議案第85号に対する質疑を終了いたします。

次に、議案第86号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 個別になっていきますので、先ほどと同じ中身であります。相手が特定される、ほかに変わる、今は13区ということでもありますので、これも今3年ということになっていると思います。それで、そこのところをまだ延ばしても、そんなに中身は変わらないというふうに思います。計画書等についても、ぜひ区でも有効に使うような、そんな計画書を指導していただきながら、なおかつ延ばしていくということではどう考えますか。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 答弁させていただきます。

今回の3年というのは、選定委員会のほうで3年ということを決めていただいたわけですが、ただ、運用指針の中では、町長が必要と認めるときは指定期間を5年以内とすることができるということになっていきますので、今後、選定委員会のほうで、こちらでもそういうふうに、もし、相手が決まっているならということをおっしゃっていただきまして、選定委員会のほうで決めていただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。大丈夫ですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、議案ごとに起立によって行います。

日程第18、議案第83号 横瀬町地域振興拠点施設指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第19、議案第84号 横瀬町観光案内所指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立お願いいたします。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第20、議案第85号 横瀬町総合福祉センター指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第21、議案第86号 横瀬町コミュニティ防災センター指定管理者の指定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○小泉初男議長 再開いたします。



◎議案第87号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 日程第22、議案第87号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

加藤代表監査委員には、しばらくの間退場をお願いいたします。

〔加藤元弘代表監査委員退場〕

○小泉初男議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第22、議案第87号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員加藤元弘氏の任期は、平成28年2月6日で満了となりますが、引き続き加藤元弘氏を選任することについての同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

加藤さんは、横瀬町第16区にお住まいで、昭和33年11月28日生まれの57歳でございます。

なお、平成7年から引き続き固定資産評価審査委員会委員として、また現在は委員長としてご活躍をいただいております。同委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第22、議案第87号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。

加藤代表監査委員、入場を求めます。

〔加藤元弘代表監査委員入場〕

○小泉初男議長 加藤代表監査委員に申し上げます。

ただいま議案第87号につきましては、原案のとおり同意された旨を報告いたします。



◎閉会中の継続審査の申し出

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○小泉初男議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○小泉初男議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成27年第6回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 小 泉 初 男

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎

署 名 議 員 内 藤 純 夫

署 名 議 員 大 野 伸 惠